

第 1 回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成 2 5 年 4 月 3 0 日（火）14:00～17:00

場所 市役所本庁舎 4 階第 4 会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あ い さ つ 竹内 功 市長

3 委員自己紹介

4 委員長及び副委員長の選出について

5 議 事

（1）説明・報告事項

① 鳥取市市民自治推進委員会の位置づけと役割等について【資料 1】

- ・鳥取市自治基本条例【参考資料①】
- ・鳥取市市民自治推進委員会条例【参考資料②】
- ・鳥取市市民活動の推進に関する条例【参考資料③】

② 鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について【資料 2】

- ・協働のまちづくり基本方針【参考資料④】
- ・協働のまちづくりハンドブック【参考資料⑤】
- ・協働推進課の補助制度【参考資料⑥】
- ・参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書【参考資料⑦】

（2）協議事項

① 平成 2 5 年度の活動方針（案）及び活動計画（案）について【資料 3】

② フォーラムのあり方について【資料 4】

平成 23 年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施体制について【資料 4-1】

平成 24 年度「市民活動フェスタ」の実施体制について【資料 4-2】

- ・「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について【参考資料⑧】
- ・平成 23 年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」実施要項【参考資料⑨】
- ・平成 23 年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」チラシ【参考資料⑩】
- ・平成 23 年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」アンケート結果【参考資料⑪】
- ・平成 24 年度「市民活動フェスタ」実施要項【参考資料⑫】
- ・平成 24 年度「市民活動フェスタ」チラシ【参考資料⑬】
- ・平成 24 年度「市民活動フェスタ」アンケート結果【参考資料⑭】

③市民活動表彰制度について【資料 5】

- ・市民活動表彰要綱（平成 21 年度から）【参考資料⑮】
- ・鳥取市の表彰制度【参考資料⑯】
- ・平成 22 年度市民活動表彰採点表【参考資料⑰】
- ・平成 22 年度市民活動表彰選考基準【参考資料⑱】
- ・市民活動表彰審査表【参考資料⑲】
- ・市民活動表彰 選考方法について【参考資料⑳】

④市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出について【資料 6】

(3) その他

① 次回日程 月 日 ()

6 そ の 他

7 閉 会

第 1 回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H25. 4. 30（火）】

資料番号	資料のタイトル
	次第、委員名簿
資料 1	「鳥取市市民自治推進委員会」の位置づけと役割等について
資料 2	鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について
資料 3	平成 2 5 年度の活動方針（案）及び活動計画（案）について
資料 4	フォーラムのあり方について
資料 4 － 1	平成 2 3 年度 「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施体制について
資料 4 － 2	平成 2 4 年度 「市民活動フェスタ」の実施体制について
資料 5	市民活動表彰制度について
資料 6	鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（市民活動促進部門）審査会 設置要綱
参考資料①	鳥取市自治基本条例
参考資料②	鳥取市市民自治推進委員会条例
参考資料③	鳥取市市民活動の推進に関する条例
参考資料④	協働のまちづくり基本方針
参考資料⑤	協働のまちづくりハンドブック
参考資料⑥	協働推進課の補助制度
参考資料⑦	参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書

参考資料⑧	「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について
参考資料⑨	平成２３年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」実施要項
参考資料⑩	平成２３年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」チラシ
参考資料⑪	平成２３年度「参画と協働のまちづくりフォーラム」アンケート結果
参考資料⑫	平成２４年度「市民活動フェスタ」実施要項
参考資料⑬	平成２４年度「市民活動フェスタ」チラシ
参考資料⑭	平成２４年度「市民活動フェスタ」アンケート結果
参考資料⑮	市民活動表彰要綱（平成２１年度から）
参考資料⑯	鳥取市の表彰制度
参考資料⑰	平成２２年度市民活動表彰採点表
参考資料⑱	平成２２年度市民活動表彰選考基準
参考資料⑲	市民活動表彰審査表（平成２３年度以降）
参考資料⑳	市民活動表彰 選考方法について（平成２３年度以降）

鳥取市市民自治推進委員会 委員名簿

【H25.4.1～H27.3.31】

区分	氏 名	所 属 等
学識経験のある者 (2人)	サトウ 佐藤 マサシ 匡	鳥取大学地域学部講師
	ウエダ 上田 マサトシ 雅稔	弁護士
民間団体に属する者 (4人)	ワタナベ 渡邊 カンジ ロウ 勘治郎	鳥取市自治連合会副会長
	フクシマ 福島 タケオ 猛夫	NPO法人とっとりフィルムコミッション副理事長
	ササキ 佐々木 コ ち彖子	鳥取市連合婦人会会長
	オカムラ 岡村 ユ タカ 優隆	鳥取市若者会議メンバー
公募による者 (4人)	シノミヤ 四宮 ユウイチ 佑一	行徳地区まちづくり代議員会会長
	イケイ 池井 テルオ 輝夫	鳥取地域連携・総合研究センター客員研究員、県民による 第九公演実行委員会理事 他
	サカモト 坂本 エツコ 悦子	あゆみ工房 職業指導員
	タカツカ 高塚 ユミコ 由美子	鳥取おやこ劇場事務局長・監査、鳥取県モンゴル中央県親 善協会事務局、岩倉地区社会福祉協議会理事、民生委員ほ か

「鳥取市市民自治推進委員会」の位置づけと役割等について

1. 委員会の位置づけ等

鳥取市市民自治推進委員会（以下「委員会」）は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関で、その設置については鳥取市自治基本条例第28条に規定しています。自治基本条例（参考資料①）の趣旨に基づき、本市の参画及び協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行う機関です。

2 委員数 10人

3. 任期 委嘱の日から2年間（平成25年4月1日～平成27年3月31日）

4. 委員会の開催

委員会は、年6回程度開催します。

5. 想定される調査、審議事項

- （1）市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（6月頃）
- （2）参画と協働の取組の検証及び改善の提案
- （3）市民活動表彰制度に伴う被表彰者の審査
- （4）自治基本条例の適切な運用についての調査・審議
- （5）先進的活動団体との勉強会について
- （6）市民まちづくり提案事業助成金市民活動促進部門の審査員の選出について
- （7）市民活動フェスタの実行委員の選出について
- （8）参画と協働のまちづくりの推進に関する報告書の作成（3月頃）
- （9）参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書の作成（平成26年度末、2年に1回）
- （10）その他市長の諮問に応じ、上記に関する事項の調査、審議、答申等

6. 委員報酬 7,000円／回・人を費用弁償

鳥取市の「協働のまちづくり」の取組について

1 鳥取市自治基本条例

「鳥取市自治基本条例」は平成20年3月に制定され、同年10月1日から施行されています。本条例は、本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定める条例です。本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的としています。

本条例は、制定されることだけが目的ではなく、制定をスタートラインとして市民に十分浸透し、まちづくりの指針として有効に活用されることで初めて生きた条例となりますが、これまでフォーラムの開催や市民アンケートの実施、市報やホームページでの広報のほか、「協働のまちづくり基本方針（参考資料④）」及び「協働のまちづくりハンドブック（参考資料⑤）」の作成・説明等を行い、様々な機会に周知を図ってきました。

また、自治基本条例は施行の日から4年を超えない期間ごとに、本市にふさわしく社会情勢に適合したものかどうかを検討することとなっており、施行から4年を迎える平成24年度に諮問を行い、市民自治推進委員会より答申を受けており、現在その答申に基づく条例の見直しの必要性について検討を行っています。

なお、自治基本条例に基づき、本市の附属機関として平成20年に「市民自治推進委員会」を設置し、参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項や、自治基本条例の適切な運用及び見直しに関する事項を調査、審議していただいています。

2 協働のまちづくりの推進

平成20年3月に条例が制定され、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、条例の中では、市民の権利と責務、市議会や市長などの役割と責務、市政運営のあり方などが定められました。この条例に基づき、「市民が主役の参画と協働によるまちづくり」を推進することとなりました。「協働のまちづくり」とは、市民、市が対等の立場で協力し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、住みよい鳥取市をつくっていくという条例の考え方を基本としています。

また、「協働のまちづくり」を幅広く推進するためには、市民同士の協働も求められています。これは新たなまちづくりの手法ではなく、現在も全市一斉清掃や自主防災活動のように、様々な分野で既に実施されています。公共的課題の解決という目的を、市民同士、または市民と市が共通のものとし、公共サービスのあり方を話し合い、お互いが出来ることから取り組んでいこうとするものです。

本市では、平成20年度を「協働のまちづくり元年」として位置づけ、市民と行政が適切な協力関係で支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の実現を目指し、本市の全庁的な体制の整備として、市長を推進本部長とした「協働のまちづくり元年推進本部」を設置し、「協働」の考えのもと、市職員の居住地を基本とした「コミュニティ支援チーム」を本部の下に編成しました。各チームの役割は、住民の皆さんと話し合い、地域課題の解決に向けた取り組みなどに対して、相談や行政情報の提供を行うこととして、地域に入り込み、一緒になって協働

のまちづくりを進めています。

(1)「まちづくり協議会」の組織化

地域をよりよいものにしていくため、自分たちのまわりでどのような課題があるのかを地域住民の視点で検討し、地域が一体となって課題解決に向けて取り組む組織として、「まちづくり協議会」を提案し、平成20年4月から「まちづくり協議会」の設立に向けた取組を具体的に進めるため、61の全地域に出向き、住民説明会を実施して、協議会の意義や目的などを説明しました。各地域では、住民が主体となり、設立準備会に向けた人選や事務局の体制整備などについて繰り返し検討会が行われるとともに、先進地の視察やワークショップなど独自の検討が進められました。

現在、61全地区で「まちづくり協議会」が設立されており、「地域コミュニティ計画」の策定や計画に基づく地域力向上の取組が進められています。本市としても各まちづくり協議会の実施する計画に基づく事業を強力に支援していくことを表すため、「協働のまちづくり支援宣言」を実施しているところです。

(2) 地区公民館を地域コミュニティの拠点として整備

自治基本条例では、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけています。この方針に基づき、地区公民館を生涯学習の拠点並びに地域コミュニティの拠点として活用し、地域コミュニティの活性化に向けて、市民と行政が適切な協力関係のもとに支えあう「市民と行政による協働のまちづくり」の取組を進めています。「コミュニティを中心とした地域づくり」に向け、コミュニティ活動の拠点となる地区公民館の整備・充実を行い、コミュニティ活動・公民館事業を円滑かつ効率的に運営する体制の整備を図りました。

①地区公民館事業の担当課を市長部局に設置

教育委員会の一部の事務について市長部局において補助執行を行うことを目的に、平成20年4月より、市長部局内に地区公民館とコミュニティを担当する「コミュニティ支援室」を新設しました。

②地区公民館の新設

市町村合併前から地区公民館が置かれていなかった福部町と佐治町の地域に、平成20年4月より地区公民館を設置し、公民館職員を各3名配置しました。

③地区公民館職員の充実

まちづくり協議会が設立された地域には、地域の実情に応じて標準的な公民館の職員体制(館長1、主任1、主事1名)に加え、職員の増員配置など体制の強化を図っており、地域コミュニティ活動を支える職員体制の充実を図っています。

【自治基本条例及び協働のまちづくり推進のための取組】

○「協働のまちづくり推進本部」の主な取組

・平成21年度

①「協働のまちづくり基本方針」の検討と作成

②「協働のまちづくりハンドブック」の検討と作成

③「協働」に関する事業、施策等について

④市民アンケートの実施

・平成22年度

- ①「協働のまちづくり基本方針」、「協働のまちづくりハンドブック」を活用した出前説明会の実施
- ②協働事業事例集の検討と作成（H23年度完成予定）
- ③協働事業提案制度の構築
- ④全職員対象の職員意識調査、職員研修の実施

・平成23年度

- ①地域力の向上を目指した協働事業提案制度の取組の推進及び協働事業提案制度の実施検討
- ②自治基本条例の見直しについて検討
- ③まちづくり協議会への財政的・人的支援の継続

○市民自治推進委員会の主な取組

平成21年度

- （1）自治基本条例の効果的な広報の実施
- （2）協働のまちづくり関係補助制度の検証及び改善提案
- （3）地区のまちづくり取組状況の把握

平成22年度

- （1）協働型事業の審議
- （2）自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- （3）協働のまちづくり基本方針に基づく事業検証の検討
- （4）意見書の提出

平成23年度

- （1）自治基本条例の見直しについての審議
- （2）自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- （3）意見書の提出

平成24年度

- （1）自治基本条例の見直しについての審議【諮問】及び【答申】
- （2）自治基本条例に関する各種施策の検証及び改善提案
- （3）先進的活動団体との勉強会
- （4）意見書の提出

3 平成25年度「協働のまちづくりの ステップアップ の年」の事業展開（案）

平成25年度を「協働のまちづくりのステップアップの年」と位置づけ、市民がまちづくりに主体的に関わる取組を推進します。

- ① 市民自治推進委員会の「自治基本条例の検証結果」を参考としながら、協働のまちづくりの浸透、事業の見直しや改善に努める。
- ② 市がテーマを提示して市民等から企画提案を求める事業の実施を通して、市民と市の協働のまちづくりの啓発を行い、地域力の向上を目指した協働による事業実施の全庁的な推進を図る。
- ③ 市職員の協働意識の醸成を図るため職員研修を実施する。
- ④ まちづくり協議会と連携を図り、地域コミュニティ計画に基づいた事業が進められるよう、財政的・人的支援を継続し、協働のまちづくりの推進に努める。

鳥取市は、本年度を「協働のまちづくりのステップアップの年」と位置づけていますが、昨年度市民自治推進委員会からいただいた「自治基本条例の検証結果」を参考とし、協働のまちづくりの浸透、事業の見直しや改善に努めます。

また、本市の様々な地域課題を解決するため、市民等からの視点で自由な発想に基づく「まちづくり事業」の提案を市政に反映し、協働のまちづくりを推進するため平成23年度に創設した「市民まちづくり提案事業（協働事業部門）」を全庁的に推進していきます。

このように、市民と行政が共に助け合い、地域の身近な課題を解決しながら、心豊かに、安心して暮らせる地域社会を築くため、市民と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進しています。

平成25年度の活動方針（案）について

1 活動方針

- ① 自治基本条例の周知及び活用を推進すること
- ② 自治基本条例の適切な運用についての調査・審議に関すること
- ③ その他の参画と協働のまちづくりの推進に関する事項についての調査、審議に関すること
- ④ 「鳥取市市民自治推進委員会活動報告書（仮称）」を策定すること

2 想定される調査、審議事項

- ・ 市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査
- ・ 市民活動表彰被表彰者の審査
- ・ 自治基本条例の適切な運用についての調査・審議
- ・ 先進的活動団体との勉強会について
- ・ 市民活動フェスタの実行委員の選出について
- ・ 平成25年度の活動の総括
- ・ 鳥取市市民自治推進委員会活動報告書の策定

平成25年度の活動計画（案）について

年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
1回	4月30日	○委嘱状の交付、委員長の選出、市民自治推進委員会の役割、自治基本条例の説明など ○今年度の市民自治推進委員会の活動計画について ○市民活動表彰の審査基準について ○フォーラムのあり方について（実施体制等の審議）
2回	6月下旬	○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） ○先進的活動団体との勉強会について ○市民活動フェスタの実行委員の選出について
3回	7～8月	○自治基本条例の説明（総務課法制担当者による（案）） ○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について）
4回	9～10月	○市民活動表彰被表彰者の審査
5回	1月	○委員会活動報告書の策定についての検討
6回	3月	○今年度の活動の総括 ○委員会活動報告書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討

資料 4

フォーラムのあり方について

経緯

本市は、市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図ることを目的として、平成20年度から平成23年度まで「参画と協働のまちづくりフォーラム」を市民自治推進委員会が実施主体となり開催してきました。

平成24年度は、新たな取り組みとして、昨年までそれぞれ別で開催してきた「参画と協働のまちづくりフォーラム」と「市民活動フェスタ」を統合して実施することとなり、多種多様な市民活動との出会いの場、交流の場が、団体間の連携強化や、一般の参加者にとっては活動に参加するきっかけにつながることを期待して開催しました。

このイベントが本市の市民活動のみならず、協働のまちづくりにどのように寄与し、そして、発展していくのか期待するところですが、前期の市民活動推進委員会が平成25年3月に提出された「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」において意見をいただいたように、地域のあり方を地域の人たちと共に考えることを目的として開催してきたフォーラムとの異質感もあり、そのあり方（実施体制等）を再度検討したいという意向もいただいたため、あらためてそのあり方を議論いただくものです。

資料

- ・フォーラム実施状況（平成22年度から平成24年度）
- ・実施要領（平成23年度と平成24年度）
- ・開催チラシ（平成23年度と平成24年度）
- ・アンケート（平成23年度と平成24年度）

検討項目（案）

I. フェスタとの共催について

II. 実施体制について

1. 実行委員会形式で行う

例：市民自治推進委員会委員10名が中心となって組織

2. 参加者の規模をどの程度に設定するのか

III. 開催日時（予定）

1. 開催時期、時間帯をどのように設定するのか

IV. 開催場所

1. 開催場所を固定化するかどうか（例：年度により市内各支所の区域で開催）

2. 交通の便を考慮した場所とするのか

V. 内容について

例：市民活動表彰、活動事例発表、アトラクション、パネルディスカッション

VI. スケジュール

例：実行委員会立ち上げ時期、実行委員会開催回数、実施日など

平成23年度 「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施体制について

1 目 的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図ることを目的に開催します。

2 開催予定日

平成23年11月中旬

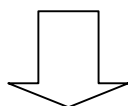
3 場 所

南部地域

4 主 催

昨年度

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会
(鳥取市市民自治推進委員会、公募委員、鳥取市)

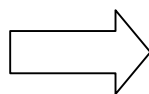


今年度

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会 (仮称)
(鳥取市市民自治推進委員会、出演者、鳥取市)

5 具体的内容

必須 表彰
検討 事例発表
アトラクション
講演
分科会
パネルディスカッション



必須 表彰
検討 事例発表
アトラクション
パネルディスカッション

6 今後のスケジュール

4月25日(本日)	実行体制の決定
5月中旬(第2回)	具体的内容のたたき台の決定
6～7月	実行委員会の立ち上げ
7月頃	第1回実行委員会の開催
9～10月頃	第2回実行委員会の開催(第4回市民自治推進委員会と同日)
11月中旬	フォーラム実施
1月頃	フォーラム検証(第5回市民自治推進委員会)

平成24年度 「市民活動フェスタ」の実施体制について

1 目 的

ボランティア・市民活動の交流や団体間の協働事業の推進と市民活動の啓発を図ると共に、市民活動によるまちづくりの重要性の啓発、協働意識の向上を図ることを目的に開催する。

2 開催日

平成24年12月2日（日）

3 場 所

さざんか会館

4 主 催

2012 市民活動フェスタ実行委員会

（実行委員7名うち鳥取市市民自治推進委員会1名、鳥取市、鳥取市ボランティア・市民活動センター）

5 具体的内容

表彰（24年度 5団体、2個人）

活動事例発表（市民活動表彰団体、市民まちづくり提案事業助成金交付団体）2団体

アトラクション（警察犬「カリンとフーガ」）

市民活動団体の展示ブース等出店

6 スケジュール

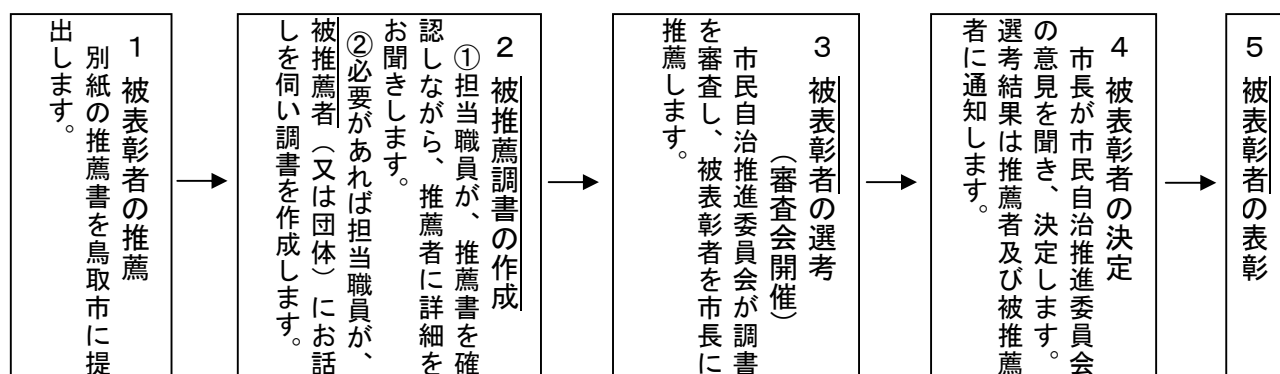
4月27日	実行委員選出（市民活動推進委員から1名）
7月30日	第1回実行委員会の開催（委員長選出、内容の検討）
9月 5日	第2回実行委員会の開催（内容の検討、参加団体募集）
10月10日	第3回実行委員会の開催（内容の検討、広報計画）
11月14日	第4回実行委員会の開催（当日の流れ、役割分担）
12月 2日	フェスタ実施
1月頃	フォーラム検証（第5回市民自治推進委員会）

目的 鳥取市は鳥取市市民活動の推進に関する条例（以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者を表彰します。

私たちの周りでは、様々な市民活動が行われており、たとえマスコミ等で取り上げられるような派手な活動をしていなくても、地道なかつ立派な活動をされている方は多くいらっしゃいます。そのようなみなさんの功績を讃えるとともに、多くの市民にその活動を知っていただくことで、市民活動の社会的意義や重要性に対する理解を高め、より多くの方に市民活動に参加していただくことが目的です。

表彰の対象 市内を中心として市民活動（※注1）に取り組み、鳥取市の市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者を表彰します。

表彰までのながれ



1. 被表彰者の推薦

市報へ掲載するなどして市民からの推薦を募る一方、自治組織や公民館運営組織、ボランティア受入施設等の各種団体へ推薦を依頼します。推薦者は市民活動表彰推薦書（別紙）を協働推進課に提出します。

【推薦できる活動者の条件】

- ①市内を中心に市民活動（※注1）を行っている市民、市民活動団体及び事業者であること。
- ②多くの市民の賛同が得られる活動を行っていること。
- ③今後も継続的な活動が期待できること。

（留意点）

※活動年数は問いません。

※過去に鳥取市市民活動表彰に推薦されたが表彰されていない者（団体）である場合、新たな取り組みを加えることにより、再度、推薦することは可能です。

※過去に一度表彰された者（団体）であっても、活動分野が異なれば、改めて推薦することが可能です。

※活動者本人や会員・社員が、自ら所属する市民活動団体や事業者を推薦することはできません。

※鳥取市の委嘱を受けて活動している者を推薦することはできません。

※反社会的な活動を行う団体やそれに所属する者を推薦することはできません。

2. 被推薦者の調書作成

協働推進課の担当職員が必要に応じて推薦者と被推薦者に聞き取りを行い、調書を作成します。

(調書の項目)

- ・被推薦者の詳細（名称、設立時期・活動開始時期、活動分野）
- ・取り組みの内容（活動目的、活動内容《場所・対象者・期間など》、創意工夫点、将来性・継続性、連携組織、費用調達）
- ・取り組みの成果（活動効果、外部の評価、今後の課題）

3. 被表彰者の選考

市民自治推進委員会は推薦された者の調書を審査し、被表彰候補者を選考して市長に推薦します。年間10件程度を目安とします。

この表彰制度は一過性のものではなく、今後も継続していく制度であり、年度により表彰該当者のばらつきが発生することを抑えるため、2. 推薦基準とともに、下記の選考基準を設けて委員会としての適否の判定において運用していくこととします。

選考方法

それぞれの活動団体（個人）ごとに、以下の項目のいずれかに当てはまる活動であるかどうかを委員会で審査し、市長への推薦の適否を判断することとします。

選考にあたっての着眼点

- ①先駆性・独自性……他の模範となる先駆的な取組である。または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取り組みである。
- ②発展性……規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。
- ③協働性・連携性……行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。
- ④効果性……市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。
- ⑤継続性……活動の年数が長期にわたっているか。

※ 審査の結果、市民自治推進委員会の委員の意見が分かれた場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとします。

4. 被表彰者の決定

市長は、当該委員会の選考結果に基づき、おおむね10件の被表彰者を決定します。

5. 被表彰者の表彰

市民活動関連イベントにおいて賞状を授与するとともに記念品を贈呈します。

6. 被表彰者のPR

- ・市報での紹介
- ・鳥取市のホームページへの掲載
- ・マスコミ各社への資料提供

※参考) 平成24年度のスケジュール

- ・7月～ 制度の広報
- ・8月 被表彰者の推薦募集
- ・9月 審査会（市民自治推進委員会）を開催。市長が被表彰者を決定。
- ・12月 「市民活動フェスタ」において表彰。

表彰以降

被表彰者の周知・・・市報等で取り上げ周知する。

※注1「市民活動」（鳥取市市民活動条例第2条第1項）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民（市内で事業又は活動を行う団体を含む。以下同じ。）が自主的、自律的に行う営利を主たる目的としない次に掲げる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

ア まちづくりの推進を図る活動

イ 保健、医療、福祉又は健康の増進を図る活動

ウ 社会教育の推進を図る活動

エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

オ 環境の保全を図る活動

カ 災害救援活動

キ 地域安全活動

ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

ケ 国際協力の活動

コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

サ 子どもの健全育成を図る活動

シ 情報化社会の発展を図る活動

ス 科学技術の振興を図る活動

セ 経済活動の活性化を図る活動

ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

タ 消費者の保護を図る活動

チ アからタまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(市民活動の促進)

第6条 市は、次に掲げる市民活動の促進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- (1) 市民活動の拠点となる施設を確保するとともに、市民活動団体の活動に必要な体制を確立することにより、まちづくり等の市民活動を促進すること。
- (2) 市民活動に関する市民の理解を深め、活動への市民の積極的な参加と協力を促すため、必要な啓発及び学習機会の提供を行うこと。
- (3) 市民活動団体が実施する研修等を支援すること。
- (4) 市民活動及び市民活動団体に関する情報の収集及び提供のために必要な措置を講ずること。
- (5) 市民、市民活動団体及び市相互の連携及び交流を図ること。
- (6) 市民活動の推進に顕著な功績があった市民及び市民活動団体を表彰すること。**
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な施策を行うこと。

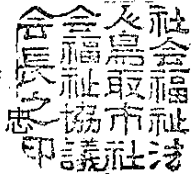


資料 6

発鳥市社協第32号
平成25年4月16日

鳥取市市民自治推進委員会 様

社会福祉法人
鳥取市社会福祉協議会
会長 下 石 義 忠



平成25年度鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（市民活動部門）
審査会委員について（依頼）

陽春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素はボランティア・市民活動の推進に格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、本会では標記助成事業（別添募集要項参照）の一部事務受託に伴い別紙要綱のとおり審査会を設置することとしています。

つきましては、貴会から審査委員を推薦いただきたくご配慮くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 審査委員の任期
委嘱日から平成26年3月31日まで（1年間）
- 2 推薦委員
自治推進委員会から1名
- 3 審査委員の報酬
5,000円／回
- 4 その他
 - （1） 審査会は、5月下旬頃を予定しております。別紙日程調整表を5月7日（火）までにFAX又はメールで回答ください。
 - （2） 別紙承諾書を提出くださいますようよろしくお願いいたします。

事務局

〒680-0845 鳥取市富安二丁目104-2（さざんか会館2階）
鳥取市ボランティア・市民活動センター（担当：小谷）
電話（0857）29-2228／FAX（0857）29-2338

鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（市民活動促進部門）審査会設置要綱

（目的）

第1条 この要綱は、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱（平成16年4月1日鳥取市施行。以下「交付要綱」という。）第9条の規定に基づき助成対象の審査ため、鳥取市市民まちづくり提案事業助成金（市民活動促進部門）審査会（以下「審査会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（委員）

第2条 審査会は、審査委員5名以内をもって構成し、次に掲げる者につき鳥取市社会福祉協議会会長（以下「市社協会長」という。）が委嘱する。

- （1） 市民活動団体の者
- （2） 自治推進委員
- （3） 行政職員
- （4） その他、市社協会長が必要と認める者

（審査委員の任期）

第3条 審査委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠審査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審査委員長及びその職務）

第4条 審査会に審査委員長を置き、審査委員の互選により選任する。

- 2 審査委員長は、審査会を代表し、会務を統括する。
- 3 審査委員長は、審査の結果を速やかに鳥取市長に報告する。
- 4 審査委員長に事故があるとき、あらかじめ審査委員長の指名する審査委員がその職務を代行する。

（審査会）

第5条 審査会は、必要に応じて審査委員長が招集する。

- 2 審査会は、審査委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

（審査基準）

第6条 審査に当っては、次の項目に主眼を置いた審査を行うものとする。

- （1） 公益性 （地域課題やまちの活性化につながる事業であるか）
- （2） 費用の妥当性 （企画に対して予算が適切に見込まれているか）
- （3） 現実性 （事業が実現可能であり、申請団体が主体的に行う事業であるか）
- （4） 市民参加 （市民が参加しやすい事業であるか）
- （5） 継続性 （自立的、継続的に発展していくことが期待できる事業か）

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、鳥取市ボランティア・市民活動センターにおいて処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市社協会長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

參考資料

鳥取市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 自治の基本理念（第4条）
- 第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）
- 第4章 自治を担う主体の責務等
 - 第1節 市民（第7条・第8条）
 - 第2節 議会（第9条・第10条）
 - 第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）
- 第5章 コミュニティ（第13条）
- 第6章 市政運営（第14条―第23条）
- 第7章 市民意思の表明及び尊重（第24条―第26条）
- 第8章 国及び自治体等との連携及び協力（第27条）
- 第9章 市民自治推進委員会（第28条）
- 第10章 条例の見直し（第29条）

附則

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

第3章 自治の基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに参画し、協働すること。
- (2) 市が保有する情報を知ること。
- (3) 行政サービスを受けること。

（市民の責務）

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

第2節 議会

（議会の役割及び責務）

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

- 2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。
- 3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

（議員の責務）

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

第3節 市長及び市の職員

（市長の役割及び責務）

第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

- 2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。
- 3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。
- 4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

（職員の責務）

第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。

- 2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。
- 3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

第5章 コミュニティ

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

- 2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。
- 3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。
- 4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。
- 5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

第6章 市政運営

(市政運営の原則)

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

(総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

(財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

(組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

(個人情報の保護)

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報 を適正に保護しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

2 市は、法令等に基づく不利益処分 の基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、

行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

(附属機関等の委員の選任)

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(説明責任)

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

第7章 市民意思の表明及び尊重

(意見等への対応)

第24条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

(市民政策コメント)

第25条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。

3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

(住民投票)

第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

第8章 国及び自治体等との連携及び協力

第27条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

第9章 市民自治推進委員会

第28条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を

す。)を設置します。

- 2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。
- 3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

第10章 条例の見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

- 2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。
- 3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行します。

鳥取市市民自治推進委員会条例

(目的)

第1条 この条例は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。以下「自治基本条例」という。）第28条第3項の規定に基づき、鳥取市市民自治推進委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 参画と協働のまちづくり及び市民活動の推進に関する事項並びに自治基本条例の運用及び見直しに関する事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、答申すること。
- (2) 前号に定める事項について、調査及び審議をし、市長に意見を述べるとともに、市民に公表すること。
- (3) その他自治の推進に関する事項について、調査及び審議をすること。

（本条…一部改正〔平成20年条例47号〕）

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間団体に属する者
- (3) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、委員会への出席を求め、必要な説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画推進部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年9月24日条例第47号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

鳥取市市民活動の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市民の積極的な参加による市民活動の健全な発展を図ることにより、魅力と活力にあふれる豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(本条…全部改正〔平成20年条例47号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動 市民(市内で事業又は活動を行う団体を含む。以下同じ。)が自主的、自律的に行う営利を主たる目的としない次に掲げる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

ア まちづくりの推進を図る活動

イ 保健、医療、福祉又は健康の増進を図る活動

ウ 社会教育の推進を図る活動

エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

オ 環境の保全を図る活動

カ 災害救援活動

キ 地域安全活動

ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

ケ 国際協力の活動

コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

サ 子どもの健全育成を図る活動

シ 情報化社会の発展を図る活動

ス 科学技術の振興を図る活動

セ 経済活動の活性化を図る活動

ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

タ 消費者の保護を図る活動

チ 観光の振興を図る活動

ツ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(2) 市民活動団体 前号に定める市民活動を行うことを主たる目的とする団体で、ボランティア活動団体、NPO法人、町内会等をいう。ただし、次に掲げる団体を除く。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする団体

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体

ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は

政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
(本条…一部改正〔平成18年条例11号・20年47号・24年8号〕)

(市民の責務)

第3条 市民は、地域社会の中で、自己の役割と責任を認識し、市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 前項の参加は、市民一人ひとりの自発性に基づいて行うものとする。

(1・2項…一部改正・旧4条繰上〔平成20年条例47号〕)

(市民活動団体の責務)

第4条 市民活動団体は、市民活動の社会的意義と責任を自覚し、活動を推進するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、透明性を基本とし、活動の目的、内容、方法、成果等について広く周知し、市民の理解及び参加の促進を図るよう努めるものとする。

(2項…一部改正・旧5条繰上〔平成20年条例47号〕)

(市の責務)

第5条 市は、市民活動の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(1項…一部改正・旧7条繰上〔平成20年条例47号〕)

(市民活動の促進)

第6条 市は、次に掲げる市民活動の促進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- (1) 市民活動の拠点となる施設を確保するとともに、市民活動団体の活動に必要な体制を確立することにより、まちづくり等の市民活動を促進すること。
- (2) 市民活動に関する市民の理解を深め、活動への市民の積極的な参加と協力を促すため、必要な啓発及び学習機会の提供を行うこと。
- (3) 市民活動団体を実施する研修等を支援すること。
- (4) 市民活動及び市民活動団体に関する情報の収集及び提供のために必要な措置を講ずること。
- (5) 市民、市民活動団体及び市相互の連携及び交流を図ること。
- (6) 市民活動の推進に顕著な功績があった市民及び市民活動団体を表彰すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な施策を行うこと。

(本条…一部改正・旧10条…繰上〔平成20年条例47号〕)

(行政サービスへの参入機会の提供)

第7条 市は、市民活動団体に対して、その団体の特性を活かせる分野において、行政サービスに参入する機会を提供するよう努めるものとする。

(旧11条…繰上〔平成20年条例47号〕)

(団体の登録)

第8条 前条の参入する機会の提供を受けようとする市民活動団体は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。ただし、法令又は条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

- 2 市民活動団体は、前項に規定する登録を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により登録の申請を行った市民活動団体が、第2条第2号に規定する市民活動団体に該当すると認めたときは、当該団体を登録するものとする。
- 4 前項の規定により登録を受けた市民活動団体(以下「登録団体」という。)は、登録の内容に変更があったときは、遅滞なく市長にその旨を記載した書類を提出しなければならない。
- 5 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録団体の登録を取り消すことができる。
 - (1) 第2条第2号に規定する市民活動団体に該当しなくなったと認めるとき。
 - (2) 虚偽その他不正の手段により登録を受けたとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく規則の規定に違反したとき。
- 6 登録団体は、毎年度、活動状況を記載した書類を市長に提出しなければならない。
(本条…一部改正〔平成18年条例11号〕、3・5項…一部改正・旧12条繰上〔平成20年条例47号〕)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。
(旧17条・旧13条…繰上〔平成20年条例47号〕)

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月27日条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月24日条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。
(鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正)
- 2 鳥取市市民自治推進委員会条例(平成20年鳥取市条例第41号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則(平成24年3月22日条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取市協働のまちづくり基本方針

みんなでつくろう 協働のまち



鹿野わったいな祭



久松公園の芝生化事業



鳥取砂丘一斉清掃



大堤池のうぐい突き



住民による防災訓練

平成22年3月

鳥取市

目 次

基本方針策定の趣旨	P 1
1 協働の基本的な考え方	P 2
(1) 協働はなぜ必要か	
(2) 協働の効果	
(3) 協働のルール	
2 協働における各主体の取組	P 3
(1) 市民（個人）の取組	
(2) 地域、町内会（自治会）の取組	
(3) 市民活動団体の取組	
(4) 議会の取組	
(5) 市の取組	
(6) 市職員の取組	
3 協働事業の実施	P 6
(1) 協働の範囲	
(2) 協働に適する事業の検討	
(3) 協働事業の手順	
4 実施事業の検証	P 8
(1) 検証の方法	
(2) 検証の活用	
(3) 事例集の作成	

基本方針策定の趣旨

鳥取市自治基本条例の制定

本市においては、平成18年度を初年度とする第8次鳥取市総合計画の中で、まちづくりの1つに『市民が主役の「協働」によるまちづくり』を掲げ、その主要施策として平成20年3月、鳥取市自治基本条例を制定し、同年10月施行しました。

この条例は、本市のまちづくりの理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた条例で、市民の権利、役割及び責務や市の役割及び責務を定め、「協働のまちづくり」を推進することにより、豊かな地域社会の創造に資することを目的にしています。

「協働のまちづくり」の推進

「協働のまちづくり」とは、市民、市が対等の立場で協力し合い、それぞれの役割と責任を自覚し、住みやすい鳥取市をつくっていくという条例の考え方を基本としています。また、「協働のまちづくり」を幅広く推進するためには、市民同士の協働も求められています。これは新たなまちづくりの手法ではなく、現在も全市一斉清掃や自主防災活動のように、様々な分野で既に実施されています。公共的課題の解決という目的を、市民同士または、市民と市が共通のものとし、公共サービスのあり方を話し合い、お互いが出来ることから取り組んでいこうとするものです。

これからの自治体運営では、市民と知恵を出し合いながら、その自治体や地域の実情に合わせた、独自のまちづくりの方向性を生み出すための仕組みづくりが求められています。

そのため、まちづくりの基本的な考え方を「鳥取市協働のまちづくり基本方針」としてまとめ、これを基に、これからの本市における「協働のまちづくり」を推進していきます。

また、本基本方針は、社会情勢の変化やニーズを的確に捉えながら、市民に有効に活用されるものとするため、必要に応じて見直しを行うこととします。

1 協働の基本的な考え方

(1) 協働はなぜ必要か

今、なぜ「協働のまちづくり」が必要なのか、その背景として次のことが考えられます。

- 地方分権の進展

これからの自治体は、自己責任・自己決定による自立した行政運営と、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進め、市民が満足する社会を築くことが必要となりました。
(鳥取市自治基本条例第4条、以下「条例」という。)

- 市民ニーズの多様化

経済成長に伴い、市民のライフスタイルや価値観も変化し、市民ニーズも高度化・多様化してきました。

- 地域コミュニティ機能の低下

都市化や核家族化などが進行する中、市民同士の「助け合い」の精神が薄れてきました。

これらの要因により、市民と市の役割も変化しており、今まさに幅広い分野でお互いがまちづくりのパートナーとなり、知恵や経験、情報を出し合い、地域のいろいろな課題の解決に「協働」して取り組んでいくことが必要となりました。

(2) 協働の効果

市民と市が「協働のまちづくり」に取り組むことで、次のような効果をもたらします。

- 市民サービスの向上

市民ニーズに合ったきめ細かいサービスが実現できます。(条例第7条)

- 自治意識の高まり

市民が自主的に地域の課題解決に向けた取組を進めることで、市民の連帯感や自治意識が高まり、自立したまちづくりができます。(条例第4条、第5条)

- コミュニティの活性化

協働のまちづくりを進めることで、市民同士の参加・協力・交流が深まり、地域活動が活発になり、コミュニティの活性化が図られます。(条例第13条)

(3) 協働のルール

協働のまちづくりの実施に当たっては、協働のパートナーとの間に尊重しなければならない基本的な原則があります。(条例第2条)

- 自主性の尊重

協働は、お互いの自主性や自立性を尊重し合い、対等な立場で協力し合うことが大切です。(条例第5条)

- 相互理解と信頼関係の構築

協働するには、相互理解と信頼関係がなければ、真の意味での協働は達成できません。互いの特性や違いを理解するよう努めることが大切です。(条例第5条)

- 情報の公開

協働事業の内容やパートナーの選定に当たっては、考え方などについて情報を公開することで、市民などが協働に参画しやすい環境づくりに努めることが大切です。(条例第18条)

- 目的と役割の明確化

市民と市など協働のパートナーが、目指す目的と役割を明確にして協働することにより、更なる相乗効果が生まれます。

2 協働における各主体の取組

協働を効果的に推進するため、市民、議会及び市がそれぞれの役割を明確にし、自分たちの役割を認識しながら取り組みます。(条例第5条、第7条～第12条)

(1) 市民（個人）の取組

- 地域活動への参画

より良い地域づくりを創造するため、地域の行事やイベントに参加し、まちづくりに関心をもつとともに、まちづくり協議会などが計画する事業や会議に積極的に参画します。(条例第7条、第8条)

- 知識や能力を生かしたまちづくり

地域の活性化や地域力の向上を図るため、市民（個人）が持つ豊富な知識や能力を、社会活動などを通じてまちづくりに生かします。

- 情報の収集

市の広報誌やホームページ、各種の学習機会などを通じて情報を収集し、地域が目指す将来像の実現に向けた取組を進めます。

（２）地域、町内会（自治会）の取組

●交流機会の設定

お互いに協調する心や助け合いの心を育むため、市民同士がふれあう場や交流する機会を積極的に設けます。（条例第 7 条、第 8 条）

●幅広い年代の参加

地域が一体となってまちづくりに取り組むため、子どもから大人まで年代に関わらず、多くの市民が地域の行事やイベントに積極的に参加するよう取り組みます。

●「まちづくり協議会」の設立

地域コミュニティの充実・強化を図り、地域の身近な課題を解決することができる地域社会を築くため、「まちづくり協議会」の設立とコミュニティ計画の作成に向けて努力します。

（３）市民活動団体の取組

●知識と情報を生かしたまちづくり

地域の課題を解決するため、団体が有する専門的知識や情報などを生かしたまちづくりを実施するとともに、市民や他団体との連携を強化します。

●市民（個人）への社会参加の場の提供

まちづくりへの市民（個人）の参画を促進するため、団体の活動内容を積極的に発信し、市民（個人）の社会参加の場を広く提供します。（条例第 14 条）

●人材の育成

後継者の育成や市民（個人）の活動の裾野を広げるため、講座の開催、企画力や能力向上を図る研修などを実施します。

（４）議会の取組（条例第 9 条、第 10 条）

●協働事業の確認

協働事業について、実施した効果などを確認します。

●先進事例の紹介、提言

協働事業について、先進地の視察などを通じ、優れた取組事例などを市に紹介するとともに、新たな施策の必要性などを提言します。

●情報の公開

議会活動に関する情報は、議会だよりや市のホームページなどを通じ公開します。

(5) 市の取組

●協働意識の醸成

協働事業を一層推進するため、研修会の開催やまちづくりの情報発信を積極的に行い、市民や市職員の協働意識の醸成に努めます。

●市民が活動しやすい環境づくり

活動を担う人材を育成するため、必要な情報を積極的に収集し提供します。

(条例第 6 条)

●各主体間の調整

地域が一体となった協働の取組を推進するため、協働の各主体間の調整を行い、まちづくりの取組を促進します。(条例第 11 条)

●「協働のまちづくり」事業の支援

協働のまちづくりの着実な前進を図るため、「まちづくり協議会」などが地域コミュニティの充実・強化を図ろうとする事業に対して、財政的な支援を行います。(条例第 13 条)

(6) 市職員の取組

●協働についての理解

協働について今まで以上に理解を深めるため、常に協働の視点を持ちながら業務に当たり、協働のまちづくりを推進します。(条例第 12 条)

●市民との信頼関係の構築

協働のまちづくりを推進するため、地域の行事に積極的に参加するなど、まちづくりの現場に足を運び、市民との信頼関係を築きます。(条例第 12 条)

●地域活動への参画

地域の身近な課題の解決のため、まちづくり協議会などの地域活動に積極的に参画するとともに、情報提供や企画立案などの支援・連携を行います。

3 協働事業の実施

(1) 協働の範囲

●範囲のイメージ

市民と市が協働でまちづくりを行う際に、活動範囲が重なり合う場合があります、下図のように、市民が責任を持って行うものから、市が責任を持って行うものまで、5つの範囲が考えられます。

範囲のイメージ（市民と市の協働の例）

市民の関わりが強い			市の関わりが強い	
①市民主体	②市民主導	③双方同等	④市主導	⑤市主体
市民が責任を持って行う	市民主導の下で市の協力で行う	市民と市の連携と協働で行う	市主導の下で市民の協力で行う	市が責任を持って行う
環境美化活動の例				
市民が自主的に清掃活動を行う	公園などの自主的な清掃活動に対し、市が助成金などで支援する	市民、市などで構成する実行委員会を立ち上げ、企画段階から協働してごみ削減の啓発イベントを開催する	市民が家庭ごみを分別し、市が収集車で回収し、処理を行う	ごみ処分場の維持管理や処分量のデータを公表する

●協働を進める範囲

市民と市が協働を進める範囲は、②から④の範囲を基本としますが、立場や性質の異なる場合、一定のルールが必要となります。固定的に考えず社会の変化や市民のニーズに合わせて柔軟に対応していく必要があります。

（２）協働に適する事業の検討

どの方法が良い・悪いではなく、どうすることが効果的・効率的なのか、市民の自主性や自立性を損なわないかの視点を持ち、事業が協働に適するかどうか総合的に検討することが必要です。

例えば次のような項目です。

- ①市民参加の拡大やまちの活性化につながる事業かどうか
（講演会やイベント、各種大会の企画運営など）
- ②市民が相互に支えあうことを基本とした活動が展開される事業かどうか
（地域の美化活動、地域のパトロール事業など）
- ③パートナーの専門性が発揮され、新しい事業展開が期待できるかどうか
（情報提供事業、相談事業、調査研究事業など）
- ④サービス対象者の実情に合わせ、きめ細かい対応ができる事業かどうか
（子育て支援事業、障がい者福祉事業、高齢者の支援事業など）

（３）協働事業の手順

次のような手順で協働事業を実施していきます。

●事業の課題とニーズの把握

協働事業を実施するためには、既存事業の課題を明らかにすることやニーズを把握することが大切であり、その上で企画を検討します。中には法的に規制されるものや技術的に実施が難しい場合もあるため、その点はお互いが理解しておく必要があります。

●協働のパートナーと形態の選定

検討した事業に最も効果的な協働のパートナーと協働の形態を選び、事業実施における役割分担を明確にします。

なお、協働の形態には次のようなものがあります。

- ・共催 ・実行委員会 ・事業協力 ・後援 ・補助、助成 ・委託
- ・情報提供、情報交換

●協働事業の実施

事業を進めるに当たっては、事業の目標や協働について十分話し合い、お互いが納得しながら進めます。

協働のパートナーがお互いに時間をかけて話し合い、目的や目標、役割分担など明確にした上で事業を実施することにより、これまで市主導で行われてきた事業が、単に参加するだけの市民参加型から、市民が自主的に参画し、皆で一緒に行う協働型事業へとステップアップすることになります。

4 実施事業の検証

協働のパートナーはお互いに、実施前に設定していた目的や目標などについて、実施後に検証を行い、その成果や課題を明らかにし、共通認識をしておく事が大切です。

事業の検証は、「成果の検証」とし、以下の項目から検証項目を選定します。

成果の検証（例）
① 協働にふさわしい事業であったか。 ② 協働のパートナーと形態（共催、実行委員会など）は適切であったか。 ③ 事業の目的や成果の指標は達成されたか。 ④ 協働により、市民サービスの向上や事業の効果はあったか。 ⑤ 事業の効率性は高まったか。 ⑥ 市民活動団体の特定分野における専門性、独自の発想や新たな取組などの特性と能力が生かされたか。 ⑦ 市民と市の相互理解は図られたか。

●モデル事業の選定

検証する事業については、当分の間、3 協働事業の実施（1）協働の範囲で示した範囲のイメージ②～④の事業の中からモデル事業を選定して行うものとします。

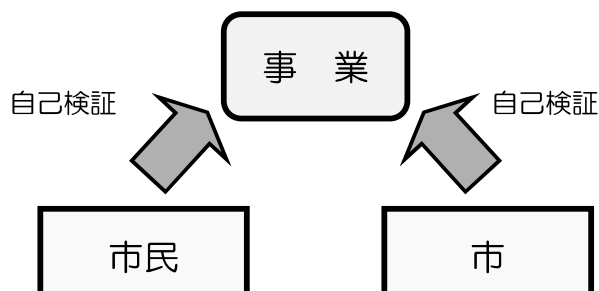
●鳥取市市民自治推進委員会と連携

検証については、鳥取市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）と連携を図り実施します。（条例第 28 条）

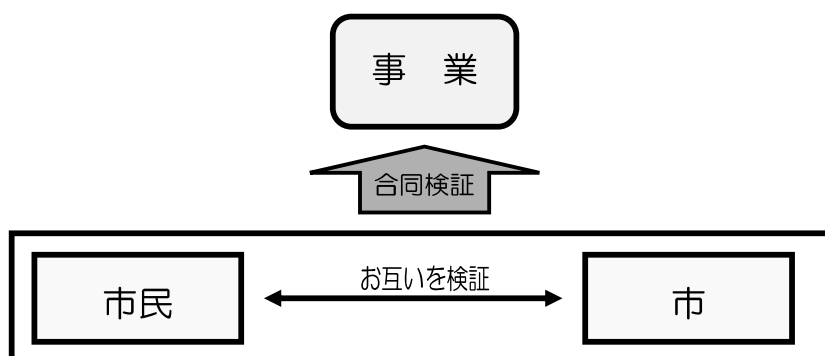
（1）検証の方法

検証は、市民、市、委員会が行い、①自己検証、②合同検証、③委員会による検証、を段階に応じて行います。

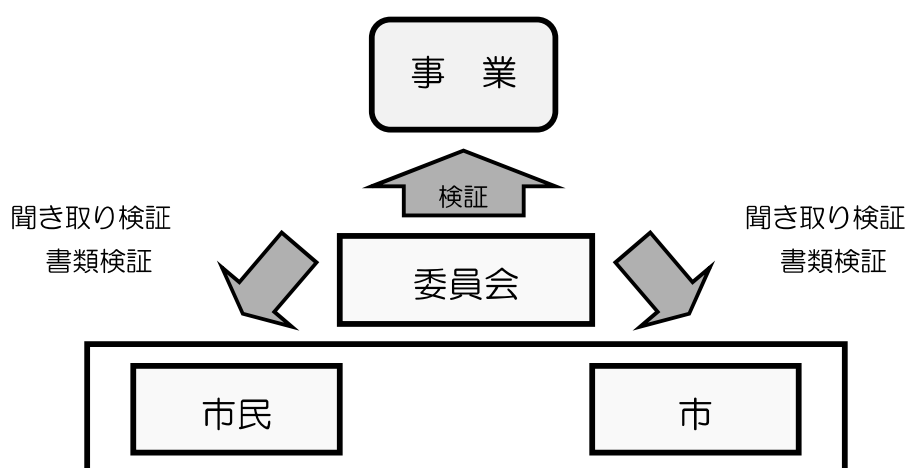
①自己検証《市民と市がそれぞれ自己検証を行います》



②合同検証《市民と市がお互いを検証し、一緒に検証を行います》



③委員会による検証《委員会は、②の合同検証を受け、市民、市に対し聞き取り検証、書類検証を行い、客観的で公平な検証を行います》（条例第 21 条）



（２）検証の活用

検証の結果をもとに問題となったことや改善が必要なことなどを市民、市、委員会で検討します。場合によっては、事業内容や協働のパートナーの見直しを行います。

●情報の公表

事業が終了したときには、事業の実施によってどのような成果があり、何が問題だったかを分かりやすく伝えるよう、広く市民に情報を公表します。（条例第 23 条）

●今後の事業に反映

事業実施するまでの経過と実施結果をしっかりと振り返り、今後の事業を計画する際に、得られた知識や情報、ノウハウなどを最大限に生かし事業に反映します。（条例第 24 条）

（３）事例集の作成

本市の各種制度を活用した事業や、「まちづくり協議会」が行う取組などを調査し、参考となる事例を集めた「事例集」を作成して、広く市民に広報し、まちづくりの参考として活用することとします。

資 料

本基本方針で使われている言葉のうち、共通認識していただきたいことに簡単な解説を加えましたので、参考にしてください。

(1 ページ)	
まちづくり	本基本方針でいうまちづくりとは、地域の課題に市民と市が一緒に参画して取り組む雰囲気づくり、地域づくりで、地域を暮らしやすくするさまざまな活動全般を示します。
市民	自治基本条例及び本基本方針では、市内に住所を有する「住民」のほか、市内の事業所に通勤する人や市内の学校に通学する人、市内において様々な事業や活動を行っている団体をいいます。本市には、住む人や働く人、学ぶ人など、様々な人が生活しており、地域が抱える多様な課題を解決し合ってまちづくりに取り組むことが重要であるとの認識に基づくものです。 また、市内を拠点として活動している事業者や団体も、地域社会を構成する一員であることを自覚し、地域社会と協調していくことが求められています。
市	鳥取市自治基本条例では、議会及び執行機関をいうと定義していますが、本基本方針では、鳥取市のこととして記載しています。
(2 ページ)	
ニーズ	必要。要求。需要。
コミュニティ	地域性や共通の活動目的などにより、信頼関係のもとに主体的につくられた組織のうち、その活動が公共の福祉につながるものをいいます。コミュニティには、自治会などの地縁的な住民組織である「地域コミュニティ」と、NPO 活動法人などの特定のテーマで活動する市民組織である「テーマコミュニティ」があります。両者をまとめて「コミュニティ」として表しています。
(3 ページ)	
まちづくり協議会	本市では、地域の身近な課題解決に向けて、地域が一体となって取り組むために地区公民館の設置区域を単位として、「まちづくり協議会」の設置を進めています。 町内会（自治会）を含めた、地域の多くの団体が構成員となり、地域づくりの目標を話し合い、これからの取組を具体的に定めた「地域コミュニティ計画」を作成することとしています。

(5ページ) コミュニティ支援チーム	市内全61地区公民館に1地区あたり3～5人の市職員（平成21年4月1日現在、総勢267人）が、地域コミュニティの充実・強化に向けた活動の支援を行っています。チームは、まちづくり協議会の組織化、地域コミュニティ計画の作成支援、市が保有している情報の提供などを行い、地域住民のみなさんと一緒に、ともに汗を流して「協働のまちづくり」の実現に向けて活動を行っています。
(7ページ) 共催	市民同士または、市と協働の相手が共に主催者となって事業を行う形態をいいます。双方が実施主体となることから、事業の実施責任や成果はそれぞれの役割分担に応じた責任を負います。
実行委員会	市民同士または、市を含めた新たな主体が組織をつくり、そこが主催者となって事業を行う形態です。共催と同様に事業の実施責任や成果はそれぞれの役割分担に応じた責任を負います。
事業協力	市民同士のいずれか、市と協働相手のいずれかが事業主体となり、互いに目標や役割分担などを取り決め協力して行う形態です。実施責任や成果は、お互いの話し合いで分担し、協定書などで確認します。
委託	市民が行う事業または、市が行うべき事業の一部または全部を協働相手に委ねて実施する形態です。協働相手の柔軟性や専門性などの特性が発揮され、先駆的な取組や多様なサービスが実現します。
後援	協働相手の実施する公共的な事業・取組について、課題や目的を共通のものとしたうえで、名義の使用を承認する形態です。協働相手の社会的信頼が増すとともに、事業への理解・共通認識を深めることにつながります。事業の実施責任や成果は、実施主体に帰属します。

補助、助成	協働相手の実施する公共的な事業について、市と課題や目的を共通なものとしたうえで、市が補助金等団体に交付する形態です。事業の実施責任や成果は実施主体に帰属しますが、成果を市と共有することもあります。補助金等の支出には事業ごとの交付要綱が根拠となり、事業報告や成果物の提出などにより適正な事業であるかを評価します。
情報提供・情報交換 (8ページ) 鳥取市市民自治推進委員会	協働相手が互いに持っている情報を提供し、情報を共有する形態です。地域課題や新たな市民ニーズの発見につながります。 鳥取市市民自治推進委員会（以下「委員会」）は、自治基本条例に基づき、本市の参画及び協働のまちづくりを一層推進するために必要な調査や審議を行う機関です。 委員数は、10人（2年任期）で、①学識経験者、②民間団体に属する者、③公募による者から、市長が委嘱することとしています。 委員会は年6回程度開催し、主に次のような事項について協議、調査、審議することとしています。 (1) 参画と協働の取組の検証 (2) 協働型事業の提案 (3) 自治基本条例に関する各種施策の状況確認 (4) 自治基本条例の見直しの検討 (5) 市民活動促進助成団体の審査 (6) 市民参画フォーラムの企画 (7) 市民活動表彰制度に伴う被表彰者の審査 (8) 市民活動に関する意見書の作成

鳥取市自治基本条例

目次

前文

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 自治の基本理念（第4条）
- 第3章 自治の基本原則（第5条・第6条）
- 第4章 自治を担う主体の責務等
 - 第1節 市民（第7条・第8条）
 - 第2節 議会（第9条・第10条）
 - 第3節 市長及び市の職員（第11条・第12条）
- 第5章 コミュニティ（第13条）
- 第6章 市政運営（第14条―第23条）
- 第7章 市民意思の表明及び尊重（第24条―第26条）
- 第8章 国及び自治体等との連携及び協力（第27条）
- 第9章 市民自治推進委員会（第28条）
- 第10章 条例の見直し（第29条）

附則

鳥取市は、唱歌「故郷（ふるさと）」の情景をほうふつとさせる緑豊かな自然、千代川の清流や鳥取砂丘を代表とする美しい景観に恵まれています。

その中で先人たちは、山の幸、海の幸など自然からの豊かな恵みを受けながら古代より因幡の国の歴史や多彩な伝統文化をはぐくんできました。

そして、幾たびかの自然災害にも英知と不屈の精神を持って乗り越えて、今日まで生活を営んできました。

私たちは、先人から受け継いだ幾多のかけがえのない財産に感謝しながら、将来を担う子どもたちが夢と希望を持って健やかに成長し、心豊かに暮らせるまちをつくり、次世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今地域が抱える課題について、私たち一人ひとりが自ら考え、互いに助け合い、責任を持って行動する取組が必要です。

このような認識のもと、私たちは、鳥取市民としての誇りを持ち、自らも自治の主体であることを自覚し、コミュニティを守り育てながら、協働して地域の課題解決に向けて努力する決意をしました。

ここに、私たちは、自治の基本理念を確立し、個人の尊厳と自由が尊重され、豊かな地域社会を創造するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の自治の基本理念を明らかにするとともに、市民及び市について、その権利、役割及び責務を定め、参画と協働のまちづくりを推進することにより、もって将来に向けて豊かな地域社会の創造に資することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいいます。
- (2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) 市 議会及び執行機関をいいます。
- (4) 参画 市民としてまちづくりの企画の立案から実施、評価までの各過程に主体的に参加し、意思決定に関わることをいいます。
- (5) 協働 市民及び市がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの主体性を尊重しながら、対等の立場で協力し合うことをいいます。
- (6) コミュニティ 地域又は共同体意識を基盤としたつながりのもとで自主的に形成された組織であって、公益性を有する活動を行うものをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、本市の自治の基本となる規範であり、市は、他の条例等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重します。

2 市民及び市は、この条例に定められた権利、役割及び責務を最大限に尊重します。

第2章 自治の基本理念

第4条 市民及び市が自治の主体であることを基本とします。

2 市民及び市は、たゆみない努力により、自治を維持します。

第3章 自治の基本原則

(参画及び協働の原則)

第5条 市民及び市は、自治の基本理念に基づき、相互理解と信頼関係のもとに、参画と協働のまちづくりを推進します。

2 市は、市民の自主的なまちづくり活動を促進するとともに、市政に関し、参画及び協働の機会を保障します。

3 市は、市民が参画及び協働しないことによって、不利益を受けることがないように配慮します。

(情報共有の原則)

第6条 市民及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報を積極的に共有します。

第4章 自治を担う主体の責務等

第1節 市民

(市民の権利)

第7条 市民は、人として尊重され、自由と平等の立場で、次に掲げる権利を有します。

- (1) まちづくりに参画し、協働すること。
- (2) 市が保有する情報を知ること。
- (3) 行政サービスを受けること。

(市民の責務)

第8条 市民は、自らも自治の主体であることを自覚し、次に掲げる責務を負います。

- (1) まちづくりに参画し、協働するに当たり、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めること。
- (2) 行政サービスに伴う負担を分任すること。

第2節 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要事項の意思決定、市政の監視、政策の立案及び市政への提言を行います。

2 議会は、市民の意向が市政に反映されるよう、十分な審議を行うとともに、政策形成機能の充実のため、積極的に調査研究に努めます。

3 議会は、市民に対し、議会活動に関する情報を提供し、透明性が高く、開かれた運営に努めます。

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の負託にこたえ、議会の責務を果たすため、全市的な視点に立ち、的確な判断を行うことができるよう、自己研さんに努めます。

第3節 市長及び市の職員

(市長の役割及び責務)

第11条 市長は、市民の負託にこたえ、市を代表し、公正かつ誠実な市政の執行に努めます。

2 市長は、市の職員（以下「職員」といいます。）を適切に指揮監督し、効率的な市政運営に努めます。

3 市長は、市政の課題に的確に対応できる知識及び能力を持った人材の育成を図ります。

4 市長は、執行機関相互の連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます。

(職員の責務)

第12条 職員は、市民の負託にこたえ、法令等を遵守し、公正、誠実かつ能率的な職務の遂行に努めます。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識及び技能の向上に努めます。

3 職員は、協働の視点に立ち、市民との信頼関係を築くよう努めます。

第5章 コミュニティ

第13条 市民及び市は、コミュニティが自治に重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティを守り育てます。

2 市民は、コミュニティの活動への積極的な参加に努めます。

3 コミュニティは、市民及び市と連携し、自らの活動の活性化に向けて取組を進めます。

4 市長は、コミュニティの活動に財政的な支援その他必要な支援を行うよう努めます。

5 市長は、地区公民館をコミュニティの活動の拠点施設と位置づけ、その充実及び強化に努めます。

第6章 市政運営

(市政運営の原則)

第14条 市長は、市政運営に当たっては、市民の参画及び協働の機会の提供に努めるとともに、市民の意思を適切に反映することを基本とします。

2 市長は、市政の透明性を高め、市政運営の方針を明確にし、その達成の状況について、公表します。

3 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を行うよう努めます。

(総合計画)

第15条 市長は、総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、総合計画について、常に検討と見直しを行い、その結果及び達成状況を公表します。

(財政運営)

第16条 市長は、総合計画に基づいた健全な財政運営を図り、財政状況を公表しなければなりません。

2 市長は、予算編成過程において、市民からの意見を反映させるよう努めます。

(組織)

第17条 市長は、社会情勢及び地域の課題に柔軟に対応できる機能的な組織を編成するとともに、常にその見直しに努めます。

(情報の公開及び提供)

第18条 市は、その保有するまちづくりに関する情報について、積極的に公開するとともに、わかりやすく提供するよう努めます。

2 市は、市民からの情報公開の請求に対し、適切にこれに応じなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、別に定めます。

(個人情報の保護)

第19条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、その保有する個人情報を適正に保護しなければなりません。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政手続)

第20条 市は、行政手続における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利及び利益の保護に努めます。

2 市は、法令等に基づく不利益処分 of 基準及び申請に対する審査基準を定め、公表しなければなりません。

3 前2項に定めるもののほか、行政手続に関し必要な事項は、別に定めます。

(行政評価)

第21条 執行機関は、総合計画に基づく施策等について、中立かつ公正な基準のもと、行政評価を行うとともに、必要に応じて外部評価を取り入れます。

2 執行機関は、前項の規定による行政評価の結果を公表します。

(附属機関等の委員の選任)

第22条 執行機関は、審議会、審査会、調査会等の委員（以下「委員」といいます。）を選任する場合は、その全部又は一部の委員について、公募により選任します。ただし、法令等の定めによる場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

(説明責任)

第23条 執行機関は、政策の立案から実施、評価までの各過程において、その経緯、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

第7章 市民意思の表明及び尊重

(意見等への対応)

第24条 執行機関は、市民からの意見、要望、苦情、相談等（以下「意見等」といいます。）に対して、迅速かつ的確に対応します。

2 執行機関は、寄せられた意見等について、その事実関係等を調査し、適切な対策を講ずるとともに、施策等の改善に反映させるよう努めます。

(市民政策コメント)

第25条 執行機関は、市民生活に重大な影響を及ぼす計画等の策定及び改定並びに条例等の制定及び改廃を行う場合は、当該事項に関する情報を市民に提供し、意見を求めます。ただし、緊急を要する場合その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

2 執行機関は、前項に規定する意見に対する市の考え方を公表します。

- 3 前2項に定めるもののほか、意見の聴取に関し必要な事項は、別に定めます。

(住民投票)

第26条 市は、市政の特に重要な事項について、事案ごとにその都度条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

- 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めます。

- 3 市は、第1項の規定による住民投票を実施した場合は、その結果を尊重しなければなりません。

第8章 国及び自治体等との連携及び協力

第27条 市は、国及び県と対等であり、かつ、協力関係であることを踏まえ、相互に連携を図るとともに、市民全体の利益のために自治の確立に努めます。

- 2 市は、積極的に他の市町村及び関係機関と連携を図り、共通する課題の解決に努めます。

第9章 市民自治推進委員会

第28条 市に、市長の附属機関として、市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を設置します。

- 2 委員会は、参画及び協働の推進に関する事項について調査及び審議し、市長に意見を述べるとともに、市民に公表します。

- 3 委員会の構成、委員の選出その他委員会の運営については、別に定めます。

第10章 条例の見直し

第29条 市長は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例の基本理念を踏まえて、この条例の各条項が本市にふさわしく、社会情勢に適合したものかどうかを検討します。

- 2 市長は、前項の規定による検討の結果、この条例の見直しの必要があると認めるときは、速やかに必要な措置を講じます。

- 3 市長は、第1項の規定による検討及び前項に規定する措置を行うに当たっては、市民の意見を反映するための必要な措置を講じます。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行します。

協働のまちづくりハンドブック

始めよう協働のまちづくり



久松公園の芝生化は協働により行われました

平成22年3月
鳥 取 市

目 次

協働ってなに？	．．． 1
なぜ協働するの？	．．． 2
なにから始めるの？	．．． 3
協働の形態は？	．．． 4
パートナーの選択	．．． 5
協働事業の実施	．．． 6
協働の全体イメージ	．．． 7
◆ 協働事例の紹介	．．． 8
◆ 補助・助成制度の紹介	．．． 12

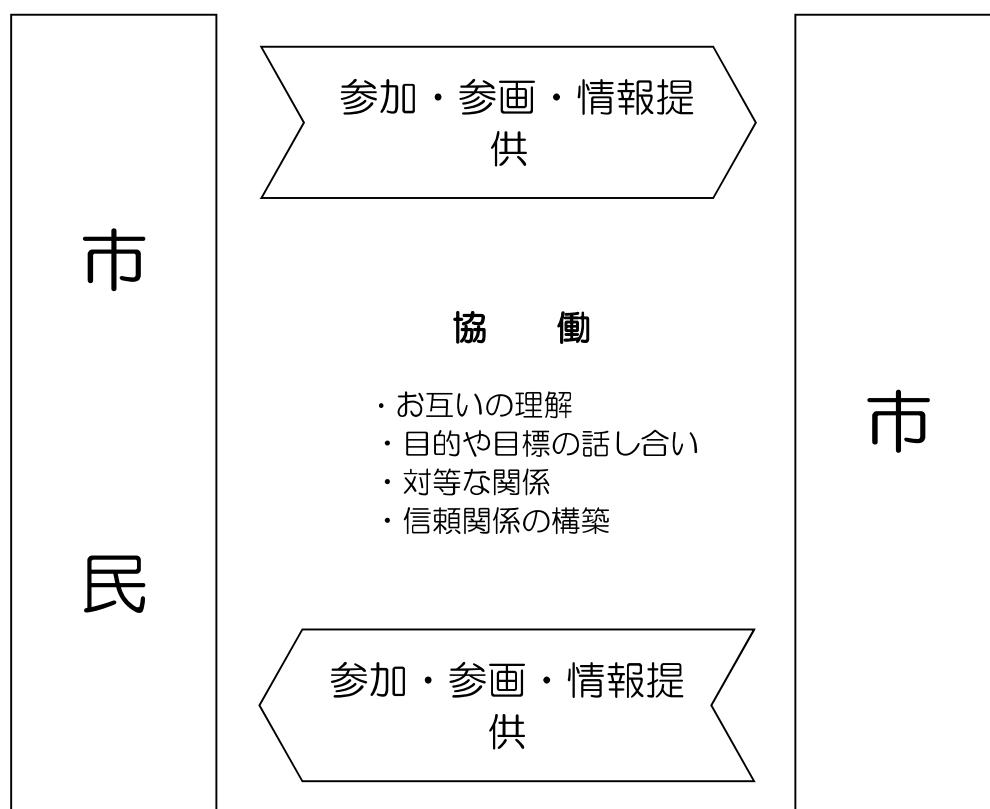
協働ってなに？



協働とは、市民同士または、市民や市民活動団体などと市が、それぞれの役割を明らかにして、お互いに尊重しながら対等な立場で協力し合うことをいいます。



【市民と市の関わりの一例】



なぜ協働するの？



地域の課題に地域・住民が主体的に関わり、解決に向けて協働の取組を進めることで、地域の連帯感や自治意識が高まり、地域が元気になります。

地域の活性化
には何が必要
なのかな？

伝統行事を復
活させたいけ
ど、だれに相
談すればいい

市民活動団体の
活動内容が知り
たいけど、どこ
に問い合わせる

子どもが安心し
て登下校できる
ようにするには、
どうしたらいい

ボランティア活
動に参加したい
けど、どこに相
談すればいいの

ごみの投棄など
生活環境の問題
はどうしたら解
決できるのか

協働することで、解決の糸口が見つかる場合があります！

※ 協働に関するご相談は、市役所協働推進課にお気軽にお問い合わせください。

なにから始めるの？



いざ、協働を始めようと思っても、
なにから始めてよいのか分らず、戸惑
うのではないのでしょうか。次のことを
ヒントに実践してみましょう。



◆ ま ず 悩んでいることや課題など今の状況を調べてみましょう！

現状を把握することで、次の手立てを検討することができます。

◆ つぎに 制度や事業などで解決する方法があるか考えてみましょう！

解決の方法があれば、制度や事業などを活用します。
制度や事業がない場合、新しい取組を考えてみる必要があります。

◆ ま た いろいろな組織や団体などに相談してみましょう！

知識や経験を有している組織や団体などに相談することも必要なことです。
相談先の例として、協働推進課、市民総合相談課、総合支所、地区公民館、
まちづくり協議会、アクティブとっとり、輝なんせ鳥取などがあります。

◆ さらに 行事などに参加して、いろいろな人と協議・相談してみましょう！

いろいろな人と話しをすることで、新しいアイデアが生まれることがあります。

◆ そして 何から出来るか考えて、具体的に進めてみましょう！

誰かと一緒になって取り組むことになれば、そこから「協働」が始まります。

協働の形態は？



協働事業には、次のような形態があります。事業の目的や内容に応じて、最もふさわしい形態を選ぶことが大切です。

共 催

市民同士または、市と協働の相手が共に主催者となり事業を行う形態です。

実行委員会

市民同士または、市を含めた新たな主体が組織をつくり、それが主催者となって事業を行う形態です。

事業協力

市民同士のいずれかまたは、市と協働相手のいずれかが事業主体となり、互いに目標や役割などを決

後 援

協働相手が実施する事業に対して、事業の趣旨

補助・助成

協働相手が実施する事業に対して、補助金、助

委 託

市民が行う事業または、市が行うべき事業の一部または全部を、協働相手に委ねて実施する形態

情報提供・情報交換

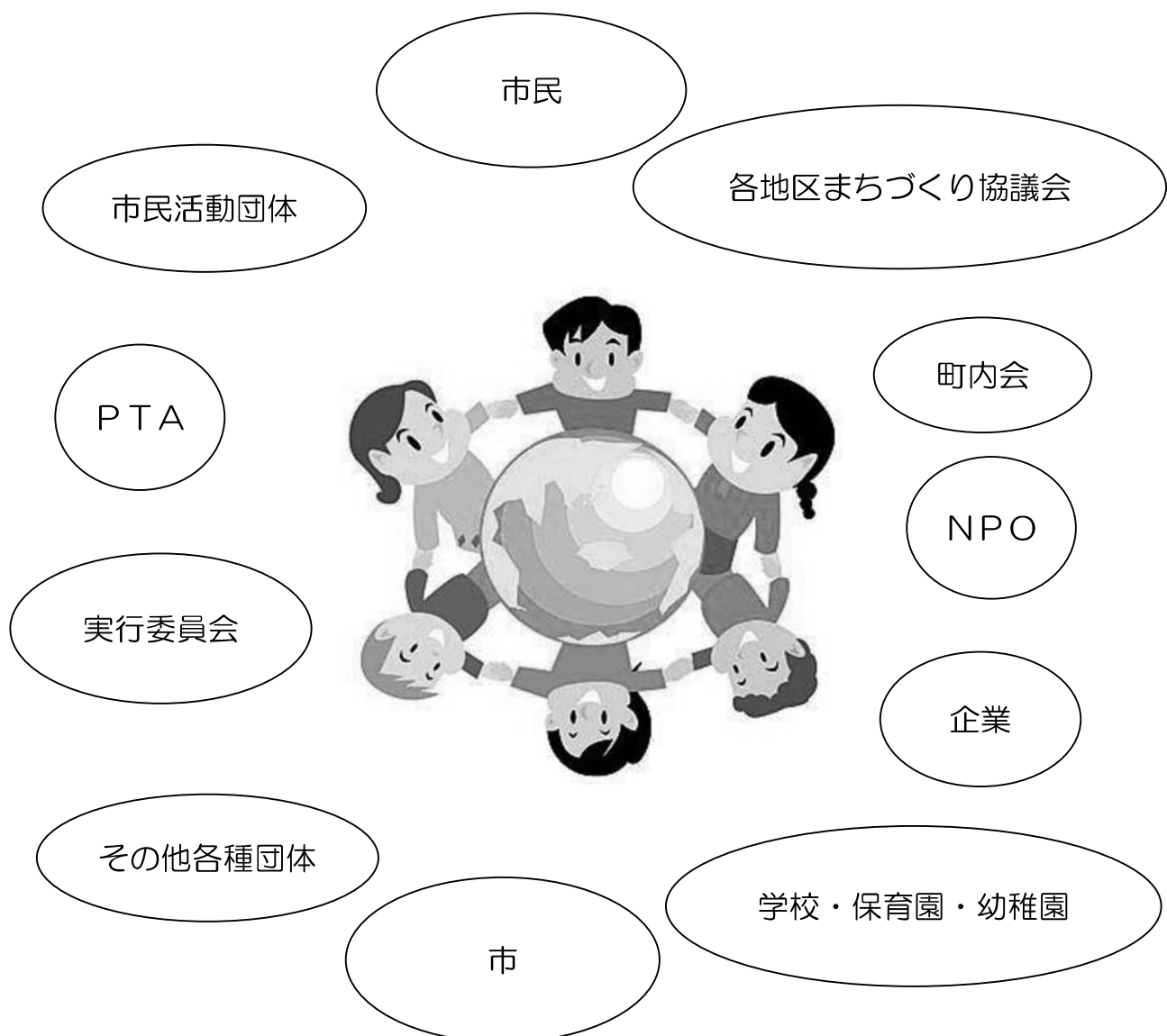
協働相手が互いに持っている情報を提供し、情

パートナーの選択



協働事業を実施するためには、協働相手を選ぶことが大切です。
そのためには、日ごろから行政情報や各種団体の活動状況などの情報を幅広く収集しておくことで、最適なパートナーを選ぶことが可能となります。

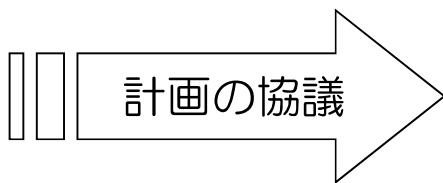
【協働のパートナーの例】



協働事業の実施



協働事業を実施する際には、協働することによって生まれる効果を大きくするよう努めることが大切です。



- ①事業の実施主体、事業内容やスケジュールなど計画を立てます。
- ②文書などを作成してお互いの役割を確認します。



- ①実施の段階で、話し合いや情報交換する機会を設けます。
- ②状況の変化に柔軟に対応できるよう心がけます。

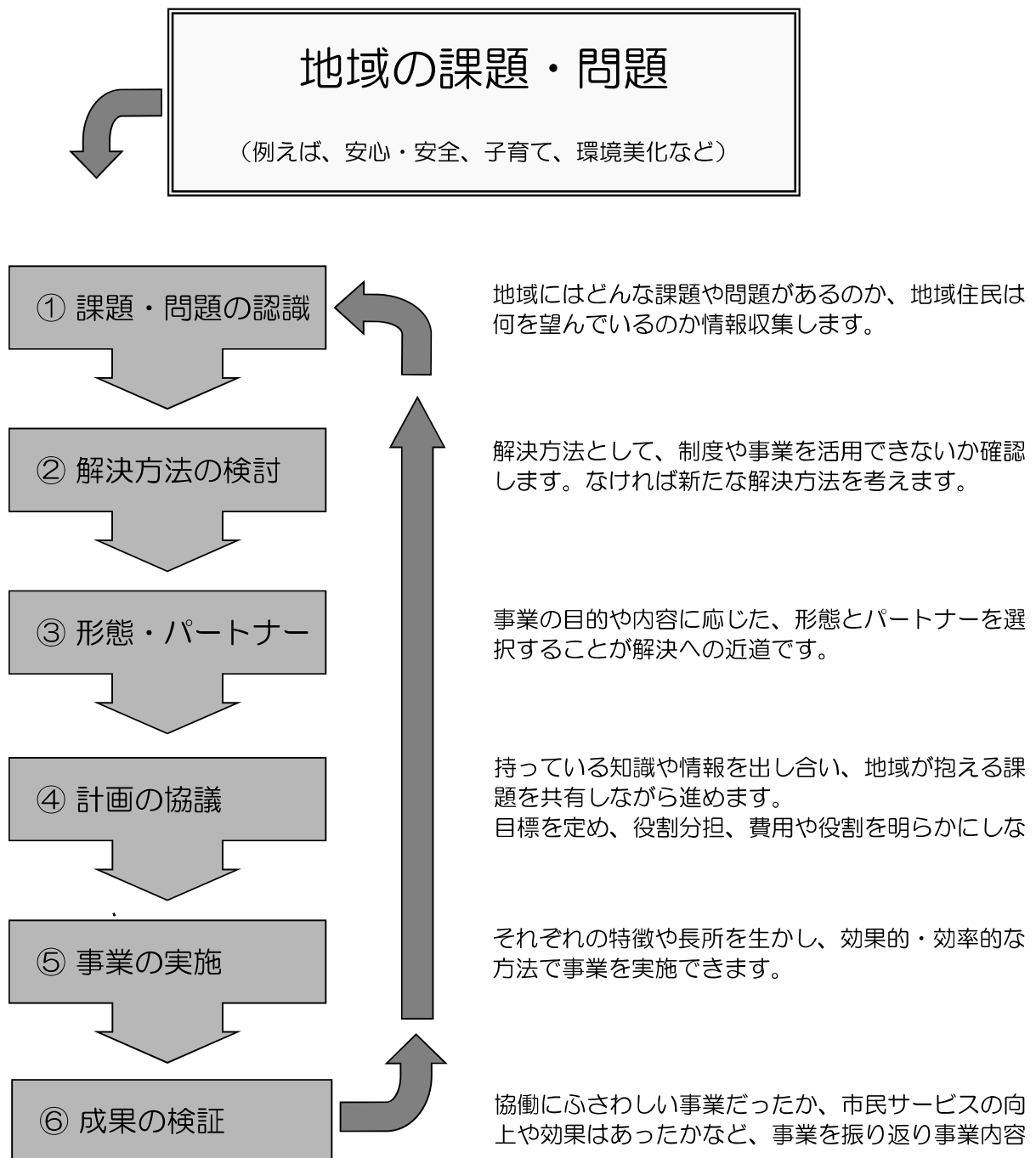


- ①事業を振り返り、反省点・改善点などを話し合います。
- ②反省点・改善点などを今後の事業実施に生かします。

協働の全体イメージ



協働を理解するためには、全体像をイメージしていただくことが大切です。



◆協働事例の紹介

本市では、市民の皆さんが「協働のまちづくり」に積極的に取り組んでいただけるよう、各種補助・助成制度を設けていますが、「協働のまちづくり」を進めるに当たっては補助制度の有無に関わりなく、地域の中で話し合っ、自主的に取り組んでいくことが重要です。

ここでは、平成21年度、市内の様々な分野で行われている協働事例の一部を紹介しますので参考にしてください。

【事例1】

鳥取砂丘一斉清掃	
協働のパートナー	鳥取市自治連合会、事業所などの各種団体
	協働推進課
協働の形態	共催、実行委員会
事業の概要	砂丘として日本一の規模を誇る鳥取砂丘は、県東部有数の観光地ですが、砂丘をはじめその周辺道路はごみの不法投棄も多く見られるようになりました。このため、ごみのない美しい砂丘にするため、また、観光客に砂丘の本来の魅力を体感してもらうため、協働による一斉清掃を昭和55年から、観光シーズン前の4月と9月に実施しています。 清掃区域は、千代川河口から岩戸海水浴場付近までの砂丘海岸約7^{km}で、自治連合会、事業所、市民活動団体、学校、幼稚園、保育園などから、近年は3,000人以上の多くの参加をいただいています。
事業の効果	一斉清掃は、鳥取県バス協会をはじめ、日本たばこ産業、山陰中央テレビ、砂丘センターなど事業者からの協力もいただき、協働により実施しています。 鳥取砂丘では、年2回の一斉清掃以外に、学校の遠足や企業の研修などの一環としてまた、ボランティアグループなどによる清掃活動が積極的に行われるようになり、鳥取砂丘への愛着が深まるとともに、ボランティア活動への参加意識が高まっています。 ※従来行政が行っていた清掃業務は、一斉清掃やボランティアによる清掃が定着したことで、費用の削減にもつながっています。 平成21年度の参加状況及びごみの収集量は以下のとおりです。 春－82団体、3,600人、4,400kg 秋－74団体、3,200人、1,230kg
平成21年度予算額	500,000円 (内訳：ごみ処分費400,000円、郵送料20,000円、手袋等必要物品購入費80,000円)



【事例2】

鳥取砂丘除草ボランティア	
協働のパートナー	市民・事業所・各種団体
	鳥取砂丘再生会議
協働の形態	実行委員会
事業の概要	鳥取砂丘は、近年雑草の繁茂により砂の移動が減少して、美しい風紋や砂簾が見られにくくなってきました。このため、市民・事業所・各種団体が「砂の動く生きた砂丘」の復活を目指し、協働してこのボランティア除草を実施しています。
事業の効果	毎年、除草を実施することにより、自然が造り上げた貴重な財産を守り、次世代へ引き継ぎます。 また、ボランティアとして参加することにより、鳥取砂丘をみんなの手で守ろうという機運が高まるなどの効果が期待されます。 平成21年度実績 ・参加者 3,708人 ・除草面積 43.7h a ・ゴミ収集量 7,360k g
平成21年度予算額	278,000円 （内訳：募集チラシ印刷代及びパネル制作代197,000円、 ごみ袋・熊手等購入費31,000円、封筒代20,000円、郵送料30,000円）



【事例3】

棚田保全応援隊（まちとむら交流促進事業）	
協働のパートナー	扇の里村づくり推進委員会、上地棚田保全グループ
	国府町総合支所 産業建設課
協働の形態	補助、事業協力
事業の概要	鳥取市国府町上地地区は、扇ノ山（1,310m）の中腹、標高約600mの集落で、小さな棚田約50枚（約20ha）が折り重なるように広がり、自然と人の手により独特の景観を造り出しています。上地地区には、江戸時代末期に先人が苦勞して完成させた「京ヶ原水路（全長約4km）」と呼ばれる歴史的な土地改良施設があり、以前は30軒あった農家が水路の維持管理を行っていましたが、現在では5軒まで減少し水路の泥や石、倒木などを取り除く維持管理が困難となりました。 この問題を解決するため、まちとむらの交流事業の一つとして、平成12年から一般ボランティアや大学生、学生人材バンク等を中心に参加者を募り、協働して水路の保全活動を行っています。 まちとむら交流促進事業は、むらづくり団体が主体となって行う農林漁業体験や食を主体としたイベント活動など、まちとむらの相互の連携を深めるために行う事業費の一部を支援するものです。
事業の効果	農業体験をしながらまちとむらとの交流を深めることができ、地域の活性化につながっています。 平成21年度実績 ・実施内容【4月（水路清掃）、8月（水路草刈り）】 ・開催時間 9：00～14：00 - 午前中 棚田保全活動 - 午後～ 扇の里交流館で交流会（ジゲ料理のバイキング） ・参加費 無料 ・マイクロバス送迎 【経路】鳥取駅南口⇄県庁前⇄国府支所⇄上地 ・参加者は、毎回100人を超えています。
平成21年度予算額	100,000円 （内訳：まちとむら交流促進事業補助金100,000円）



【事例4】

無店舗地域における住民による店舗の開店 (中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業)	
協働のパートナー	おもてや商店（有田誠商店） 地域振興室、河原町総合支所 地域振興課
協働の形態	補助、事業協力
事業の概要	河原町西郷地区は、5年前にＪＡいなば西郷支店が撤退してから小売店が1軒もなくなり、地元からも開店を要望する声が挙がっていました。 そんな中、「おもてや商店」はこの支援制度を活用して同支店を改装し、平成21年11月に開店しました。店内には食料品や日用品を並べるとともに、同時に始めた移動販売では、物資とともに安心・安全を届けています。 中山間地域・コミュニティビジネスモデル支援事業は、中山間地域の安心・安全な生活を確保し、地域に不足するサービスなど社会貢献を伴うコミュニティビジネスの起業を支援するため、平成21年度に創設したものです。
事業の効果	この地域に5年ぶりに小売店が開店したことは、地域の憩いの場や情報発信地となっています。また、移動販売では独り暮らしのお年寄りに物資とともに安心・安全も届けています。 平成21年度実績 ・来店者 1日平均50人 ・取扱品 食料品、日用品、仕出し料理 ・営業時間 午前10時～午後5時（正午～午後3時は休憩） ・定休日 毎週日曜日、1月1日～3日
平成21年度予算額	2,500,000円 (内訳：県補助金1,250,000円、市補助金250,000円、自己負担1,000,000円)



【事例5】

佐治の地域おこし事業（合併地域活性化推進事業）	
協働のパートナー	さじミラクルの会
	佐治町総合支所 地域振興課
協働の形態	委託
事業の概要	地域住民が地域の活性化に向けて、人材を育成する研修会、農産物の販売、イベントの開催など、住民自らが主体的に取り組んでいます。 さじミラクルの会は、地域おこしや地域課題の解決を図るため、平成18年8月に設立されました。
協働の効果	廃園や荒廃していく農地の解消を図り、試験的な作物の栽培により、新しい商品として事業化する取り組みを行っています。 また、地元産物の販売促進やPRが図られたことと、地域づくり、地域活性化のための人材育成や組織づくりの一助となっています。 ※その特性を生かした取り組みをお願いすることが、地域の新しい取り組みとなり、地域の活性化につながったものとなっています。 平成20年度実績 ・サジー30本、ベリー40本試験栽培 ・さじミラクル市 毎月第一日曜日、盆、年末、年間総出店数 87店舗 ・人材育成講演会「元気が出る講演会」開催日H20年12月7日、参加者40名
平成21年度予算額	400,000円 （内訳：景観作物試験栽培85,000円、チラシ代24,000円、郵送料20,000円、委託料271,000円）



【事例6】

鹿野城跡公園景観整備事業（緑の募金事業）			
協働のパートナー	ボランティア「城山まもりたい」		
	鹿野町総合支所 産業建設課		
協働の形態	情報提供、事業協力		
事業の概要	鹿野城跡公園は、これまでもお堀端の石垣及び遊歩道の整備、石橋及び灯籠の設置、石畳の敷布など、鹿野の風情あるまち並みと調和した整備が年次的に進められ、地域住民の憩いの場となっています。 この城跡公園の自然環境の保持と、景観整備を行うことを目的に、平成20年6月、市民と行政の協働により、ボランティア「城山まもりたい」が設立されました。会は、「四季を彩る城山」をテーマとして、ツバキをはじめシバザクラ、ヤマブキなどの苗木の植栽や、夏の草刈や春の剪定、ソメイヨシノの施肥などに取り組んでいます。 「緑の募金」は、緑化推進を目的に市民の善意が森づくりに活用されていますが、これらの善意は、森林保全と緑化に取り組んでいるボランティア団体の活動などに充てられ、豊かな地域づくりの一助として役立てられています。		
事業の効果	鳥取大学の教授の指導によって、適正な山の管理や景観に配慮した植栽について学ぶことができました。 また、植栽では大人と子どもが協力して作業にあたるなど、交流を深めることができました。 森林整備を行うことは、二酸化炭素の削減による地球温暖化防止に効果があるだけでなく、大切な国土を台風などの自然災害から守るという重要な役割も担っています。 ※ボランティアグループが、地域内の貴重な建物や資源などを主体的に守り育てる活動であり、市が実施する事業への協力や市の事業として出来ない部分を受け持つなど、役割を明らかにした上で協働して取り組み、魅力あるまちづくりの創造につながっています。 平成20年度実績 ・鹿野城跡公園植生実態調査 開催日 平成20年7月10日 参加者 9人 ・鹿野城跡公園植栽 開催日 平成20年11月9日 参加者 67人（鳥取大学学生、鹿野小学校児童を含む）		
平成21年度予算額	206,000円 （内訳：緑の基金助成金200,000円、自己負担6,000円）		

【事例7】

公共交通空白地域における地域住民によるバス運行 (過疎地有償運送者支援事業)	
協働のパートナー	NPO法人OMU 交通対策室
協働の形態	補助、事業協力
事業の概要	路線バスが運行されていない公共交通空白地域では、高齢化が進み生活交通に対する必要性がさらに高まっています。 過疎地有償運送者支援事業は、公共交通空白地域の解消や公共交通を補完するため、過疎地有償運送を行う団体等に対し、経費の一部を支援し効率的な移動サービスを構築しようとするもので、平成20年度に創設しました。 事業概要は以下のとおりです。 1. 補助対象者 新たに過疎地有償運送を実施しようとするNPO法人など 2. 運送区域 交通空白地域、路線バスが運行されている区域であるが路線の本数が極端に少ない区域など。 3. 補助対象事業及び補助額（県と協調して補助） ① 運行事業 営業費用から営業収益を差し引いて得た額の合計額(営業費用の8/10を限度)に2分の1を乗じて得た額 ② 車両等設備整備事業 車両、通信関連機器購入など事業実施にあたっての初期投資費用に2分の1を乗じて得た額（限度額1,000千円）
事業の効果	地域の実情にあった効率的で持続可能な移動手段が確保されるとともに、市民自らが主体となることで愛着が生まれ、利用の喚起が期待されます。 平成21年度実績 大郷コース ・ 運行経路 鳥取市御熊～辛川～堤見～大畑～大谷～松原 ・ 運行日 毎週月・水・金曜日 ・ 運行数 行き1便、帰り2便 末恒コース ・ 運行経路 鳥取市御熊～内海中～白兎～美萩野～三津 ・ 運行日 毎週火・木・金曜日 ・ 運行数 行き1便、帰り2便 料金 中学生以上200円、小学生100円（区間内一律料金）
平成21年度予算額	1,400,000円 (内訳：運行事業助成金400,000円、車両等設備整備事業助成金1,000,000円)



【事例8】

地域の小型除雪機による除雪作業																					
協働のパートナー	各町内会																				
	道路管理課、総合支所 産業建設課																				
協働の形態	事業協力																				
事業の概要	市は緊急性や地域性など優先道路を考慮しつつ市道除雪等を行っていますが、行政だけでは除雪しきれない道路等について、町内会等に小型除雪機を貸与し除雪を行っていただくことで、積雪時の安全確保を図り、安心して暮らしていただくとするものです。 小型除雪機の貸与については、町内会等地元からの要望に基づき、市道延長に対して大型機械除雪率の低い地域を優先し、関係住宅数・通行者数・積雪量・通学路指定・道路幅員などを考慮した上で選定しています。																				
事業の効果	小型除雪機を貸与することにより、道路通行の安全確保や緊急車両の通行など、地域住民に安心感を与えています。また、除雪に係る所要時間の削減や負担の軽減にもなっています。 鳥取市の実施する歩道除雪延長は13.4 kmになります。 既に平成17年度から平成21年度に合計85台を町内会等に貸与し、合併前の配備済を加えると121台貸与しています。（各地域の降雪量や道幅などを考慮し、10馬力級と20馬力級を貸与しています。） 平成21年度実績 ・貸与町内会数 115町内会 ・地域別貸与数 <table> <tr><td>鳥取地域</td><td>42台</td></tr> <tr><td>国府地域</td><td>16台</td></tr> <tr><td>福部地域</td><td>4台</td></tr> <tr><td>河原地域</td><td>11台</td></tr> <tr><td>用瀬地域</td><td>24台</td></tr> <tr><td>佐治地域</td><td>2台</td></tr> <tr><td>気高地域</td><td>5台</td></tr> <tr><td>鹿野地域</td><td>9台</td></tr> <tr><td>青谷地域</td><td>8台</td></tr> <tr><td>計</td><td>121台</td></tr> </table>	鳥取地域	42台	国府地域	16台	福部地域	4台	河原地域	11台	用瀬地域	24台	佐治地域	2台	気高地域	5台	鹿野地域	9台	青谷地域	8台	計	121台
鳥取地域	42台																				
国府地域	16台																				
福部地域	4台																				
河原地域	11台																				
用瀬地域	24台																				
佐治地域	2台																				
気高地域	5台																				
鹿野地域	9台																				
青谷地域	8台																				
計	121台																				
平成21年度予算額	小型除雪機は市が購入し、除雪作業に係る燃料代、修繕費は町内会等地元の実費負担になります。																				



【事例9】

くらし110番相談事業													
協働のパートナー	特定非営利活動法人 市民の生活権利擁護センターうさぎの耳 市民総合相談課												
協働の形態	委託												
事業の概要	くらし110番相談事業は、相談支援の充実や市民の安全な日常生活の確保を図ることを目的に、市民の日常生活におけるトラブルや困りごとなどの相談窓口として、平成16年5月にスタートしました。 この相談事業は、鳥取市行政書士会に加盟する会員を主たる構成員とする「特定非営利法人 市民の生活権利擁護センターうさぎの耳」に委託しています。 また、本市では「くらし110番相談窓口」の他に、悪質商法、不当請求など消費生活に関する「消費生活相談窓口」、行政サービスに関する問い合わせや相談に関する「市民総合相談窓口」を併設した相談窓口を駅南庁舎1階に開設しています。												
事業の効果	民事トラブルや家庭内のトラブルなど市民生活上の問題について、解決に向けた方向性を助言する相談窓口として大きな役割を果たしています。 平成20年度実績 - 相談件数 1,090件 - 主な分類別相談件数 <table> <tr> <td>契約・債務不履行</td><td>129件</td></tr> <tr> <td>相続・遺言</td><td>103件</td></tr> <tr> <td>多重債務・ヤミ金</td><td>74件</td></tr> <tr> <td>親子・家庭内事情</td><td>74件</td></tr> <tr> <td>離婚・夫婦関係</td><td>62件</td></tr> <tr> <td>心の悩み</td><td>53件</td></tr> </table>	契約・債務不履行	129件	相続・遺言	103件	多重債務・ヤミ金	74件	親子・家庭内事情	74件	離婚・夫婦関係	62件	心の悩み	53件
契約・債務不履行	129件												
相続・遺言	103件												
多重債務・ヤミ金	74件												
親子・家庭内事情	74件												
離婚・夫婦関係	62件												
心の悩み	53件												
平成21年度予算額	3,273,000円 (内訳：チラシ代2,000円、郵送料38,000円、委託料3,233,000円)												



【事例 10】

ブックスタート事業／ブックスタートパック配布事業	
協働のパートナー	絵本の読み聞かせボランティア
	図書館
	中央保健センター
協働の形態	補助、事業協力
事業の概要	中央保健センターが実施する6ヶ月児健康診査を受ける親子に対して、ボランティアと図書館司書が手遊びと絵本の読み聞かせを行っています。「赤ちゃんは保護者に抱っこされゆっくりとことばを語りかけられる時間を通じて、安心感や親の愛情を感じます。このような心が触れ合う時間を、家庭でも過ごしてほしい」ということなどを伝えながら、「ブックスタートパック（絵本2冊、その他の冊子2冊、チラシなど）」を手渡しています。 また、ボランティアの資質向上のための研修、市民への啓発等についても、パートナーが協働して行っています。 さらに、6ヶ月児健康診査の未受診者へは家庭訪問等で配布するよう心がけています。
事業の効果	協働のパートナー同士の話し合いによりお互いの理解が深まり、一緒になって子育て支援が出来るようになりました。 また、親子に対して読み聞かせや絵本の楽しさを伝えることができ、また、温かみのある子育て支援が行えるようになりました。 ※この事業を通して、地域内のボランティアによる読み聞かせの会が広がり、市民による読書活動の基盤づくりにつながっています。 平成20年度実績 ・6ヶ月児健康診査の実施回数 - 中央 年36回 - 国府・福部 年6回 - 西ブロック（気高、鹿野、青谷）年6回 - 南ブロック（河原、用瀬、佐治）年6回 ・6ヶ月児健康診査受診者 1,836人 ・ブックスタートパック配布数 1,860人
平成21年度予算額	2,477,000円 （内訳：絵本代2,249,000円、ボランティア報償費224,000円、郵送料4,000円）



【事例 1 1】

ふれあい・いきいきサロン事業	
協働のパートナー	地区社会福祉協議会、各種団体等、 高齢社会課、鳥取市社会福祉協議会 
協働の形態	補助、助成、情報提供
事業の概要	地域においてボランティアが主体となって自主的に運営し、地域で生活している方々がふれあいを通じ仲間づくりの輪を広げ、生きがいづくり、社会参加を促進する「地域のつどいの場」づくりを通じて地域福祉活動の推進を図ることを目的として、平成18年から実施しています。 ひとり暮らし高齢者の方などを対象とし、歩いていける範囲に「地域のつどいの場」として、地域のボランティアが主体となってサロンを運営し、下記のような活動を行っています。 活動内容 (1) 会食 おしゃべり 健康相談 (2) 歌 おどり ゲーム 手芸 折紙 (3) グラウンドゴルフ 季節行事 園児との交流 (4) その他、代表者が必要と認める活動 区分 1 中規模型サロン（1団体当たり年間助成額20,000円） 年6回以上会食をすること。 2 小規模型サロン（1団体当たり年間助成額5,000円） 会食の有無を問わず年12回以上実施すること。
事業の効果	地域の方々、各関係団体の協力をいただきながらサロンを運営することによって、参加者（ひとり暮らし高齢者の方など）が気軽にふれあい、楽しみながら生きがいづくりを行っています。 また、平成18年度の事業開始から年々サロン数も増加しており、この事業に取り組む地域が広がりつつあります。 平成20年度実績 ・中規模型サロン - 開催数 27地区、149サロン - 参加者 約30,000人 ・小規模型サロン - 開催数 18地区、50サロン - 参加者 約13,000人
平成21年度予算額	4,607,000円 （内訳：中規模型サロン助成金3,980,000円、小規模型サロン助成金500,000円、地区社協助成金127,000円）

【事例 1 2】

精神障がい者家族会	
協働のパートナー	精神障がい者家族会
	生活福祉課
協働の形態	情報提供、事業協力、講演会等共催
事業の概要	この会は、会員同士の意見交換会や講師を招いての学習会、講演会などを通して、悩みを共有し合い、お互いを支援し合う活動を行っています。 市は、官庁をはじめ各種機関からの情報を会員に提供することをはじめ、学習会・講演会などを協働で行うこと及び家族会の取り組みなどを市報等により紹介しています。
事業の効果	家族が障がいについて学習、意見交換などを行うことにより家族が元気になるとともに、障がい者への対応に余裕ができ、治療の効果もあがります。 また、障がいについての市民の理解・啓発活動にもなりました。 平成21年度実績 ・フリートーク他 2回開催、参加者25人 ・学習会 3回開催、参加者120人 ・講演会 1回開催、参加者40人
平成21年度予算額	なし

【事例 1 3】

『大発見！しいたけの森に住む色々な虫たちの巻』 (鳥取市青年のイベント助成事業)	
協働のパートナー	(社) 鳥取青年会議所 生涯学習課
協働の形態	補助
事業の概要	現代社会では手を入れられることが少なくなり放置され荒れつつある里山で、地域の特徴を活かした原木しいたけを使った森の保全をするため、森の生態系の一部を担う、昆虫の観察やふれあいなどの体験の他、昆虫の役割やしいたけが森にどのように役立っているか学びました。また保全を行うに当たって経費の支出ばかりでなく、経済の循環を行える方法を模索し、継続的な自立した環境保全活動が行われる地域のモデルケースを目指し、長期的な取り組みとして計画しています。 鳥取市青年のイベント助成事業は、青少年を対象としたイベントを実施する団体に、その事業費の一部を補助し、健全な青少年の育成と青年組織の活性化を図ることを目的としています。 H21年度、(社) 鳥取青年会議所が実施した「鳥取JCしいたけの森プロジェクト『大発見！しいたけの森に住む色々な虫たちの巻』」に補助を行いました。
事業の効果	主に小中学生を対象としたイベントを青年団体が実施することで、異年齢交流が実施でき、青年団体等の仲間づくりや地域づくりの取り組みができました。 平成21年度実績 ・実施日 平成21年8月1日 ・場所 鳥取JCしいたけの森（鳥取市越路） ・参加者 141人
平成21年度予算額	43,000円 (内訳：広報費4,000円、企画・演出料28,000円、保険料4,000円、郵送料2,000円、謝礼5,000円)



◆補助・助成制度の紹介

本市では、「協働のまちづくり」を推進するため、次のような補助・助成制度を設けています。
平成22年度の主な制度を紹介しますので、参考にしてください。

項目	事業名	事業の概要	H22 予算額 (補助率、 上限額)	対象団体など	担当課	お問い合わせ先
1	自主防犯活動団体補助事業	犯罪や少年非行を防止し、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを推進するため、自主防犯活動を行うボランティア団体に対し、経費の一部を支援します。	50万円 (上限10万円)	自主防犯活動団体	危機管理課	(0857) 20-3127
2	人権市民活動支援事業	市民団体が行う人権教育・啓発事業などに対して、経費の一部を(財)鳥取市人権情報センターを通じて助成します。	40万円 (補助率2分の1、上限5万円)	市民活動団体	人権推進課	(0857) 20-3224
3	女性コミュニティ活動推進助成事業	環境問題、青少年健全育成、防災・防犯など身近な地域課題の解決のための活動、地域における男女共同参画を促進する事業に対し、経費の一部を支援します。	60万円 (補助率4分の3、上限3万円)	まちづくり協議会などに所属、所属を予定する女性団体	男女共同参画課	(0857) 20-3166
4	市民手づくり交流事業	民間団体が実施する国際姉妹都市(清州市、ハーナウ市)、国際友好都市(中国太倉市、沙河市、オールドス市)及び海外協会(ブラジル)との交流事業に対し、経費の一部を支援します。	171万円 (補助率2分の1以内、上限あり)	市民活動団体	企画調整課	(0857) 20-3154
5	民間交流促進事業	民間団体が実施する国内の都市(県外)との交流事業に対し、経費の一部を支援します。	50万円 (補助率2分の1以内、25万円)	市民活動団体		
6	鳥取市市民活動促進助成金事業	非営利で公益的な市民活動の推進役となる人材、団体を育成するため、市民活動の企画、運営等に関する研修を実施した団体に対し、経費の一部を支援します。	150万円 (補助率5分の4、上限10万円・20万円)	市民活動団体 (鳥取市市民参画と市民活動の推進に関する条例第2条に規定する団体)	協働推進課	(0857) 20-3182
7	町内集会所建設等補助金	町内会等が集会所を新築、増・改築、建物取得、借上げ等行う際に係る経費の一部を支援します。	2,775万円 (補助率3分の1、上限1,000万円)	町内会		
8	コミュニティ活動支援事業	個性を活かしたまちづくり、地域コミュニティの活性化を図るため、住民の自主性・主体性に基づいて町内会が行う事業に対し、経費の一部を助成します。	2,090万円 (補助率4分の3、上限3万円)	町内会、合同町内会	コミュニティ協働推進支援室	(0857) 20-3171
9	協働のまちづくり助成事業	まちづくり協議会が地域コミュニティの充実強化を図ることを目的に実施する事業に対し、経費の一部を支援します。	2,080万円 (補助率5分の4、上限40万円)	まちづくり協議会		

項目	事業名	事業の概要	H22 予算額 (補助率、 上限額)	対象団体など	担当課	お問い合わせ先
10	女性と高齢者のむらづくり推進事業	鳥取市の農業振興、地域の活性化を図るため、農山漁村における女性と高齢者の自立した活動に対し、経費の一部を支援します。	162万円 補助率3分の2以内、1事業1団体とし、上限30万円	女性5名以上、高齢者（60歳以上）5名以上、女性と高齢者を合わせて5名以上で構成される集団、地区、集落の団体	農業振興課	(0857) 20-3233
11	まちとむら交流促進事業	むらづくり団体が主体となって行う農林漁業体験や食を主体としたイベント活動など、まちとむらの相互の連携を深める事業に対し、経費の一部を支援します。（同地区との交流は3年間を限度とします。）	50万円 補助率4分の3以内、1事業1団体とし、上限10万円	新規に交流事業に取り組む団体、集落		
12	むらづくり活性化特別対策事業	農村地域の活性化を図るため、むらづくり団体が行う各種活動、施設整備等に対し、経費の一部を支援します。	191万円 補助率2分の1以内、1事業1団体とし、上限100万円	地区むらづくり会議、集落及び5人以上で構成される団体		
13	森づくり市民活動支援事業	森林づくりに参加する機運を醸成するため、交流会、植栽、森林保育事業に取り組む活動に対し、経費の一部を支援します。	50万円 上限25万円	鳥取市水道水源保全地域及びその上流域の団体	林務水産課	(0857) 20-2325
14	住民参画型バス停上屋整備事業	バス停上屋整備について、計画段階から維持管理まで地元住民が参画し、住民の利便性の向上を図る事業について、経費の一部を支援します。	160万円 (補助率3分の2、上限100万円)	地元自治会等住民組織	交都市 対政策 策室課	(0857) 20-3257
15	過疎地有償運送者支援事業	交通空白地域など公共交通機関がない地域で、過疎地有償運送を行う法人等に対し、経費の一部を支援します。	140万円 (補助率10分の8、上限40万円)	NPO法人、公益法人、社会福祉法人、医療法人等		
16	鳥取方式による芝生化推進モデル事業	まちづくり協議会が地域コミュニティの充実強化を図ることを目的に実施する鳥取方式の芝生化に対し、経費の一部を支援します。	160万円 (補助率10分の10、上限40万円)	まちづくり協議会	都市計画課	(0857) 20-3273
17	鳥取市中心市街地活性化協議会イベント開催支援事業	鳥取市中心市街地の活性化を図るため、賑わいの創出と集客力の向上につながる活動に対し、経費の一部を支援します。	640万円 (補助率3分の2、上限40万円)	鳥取市民又は鳥取市に住所を有する団体	市都市 計地整 備室課	(0857) 20-3276
18	鳥取市自然環境創造支援事業	多様な野生生物が生息できる空間（ビオトープ）など、自然環境の保全・再生を行うための活動に対し、経費の一部を支援します。	100万円 (補助率2分の1、上限50万円)	市民活動団体（鳥取市内に活動拠点を有する自治会、団体等）	環境政策課	(0857) 20-3176
19	青年のイベント助成事業	青少年の健全育成を図るため、小中学生を対象とした事業を実施する青年団体に対し、経費の一部を支援します。	24万円 (補助率4分の3、上限8万円)	市内の青年団体	生涯学習課	(0857) 20-3363

協働推進課の補助制度

【市民活動団体】

①鳥取市市民まちづくり提案事業助成金

本市の様々な地域課題を解決するため、市民等からの視点で自由な発想に基づく「まちづくり事業」の提案を市政に反映し、協働のまちづくりを推進します。

市民活動促進部門

的な市民活動事業

- a. 活動をこれから始める、又は始めたばかりの市民活動団体を応援するもの
- b. 補助率 10/10 補助限度額 10万円

的な自主事業

- a. 既に活動している市民活動団体の活動をさらに充実・発展するよう応援するもの
- b. 補助率 4/5 補助限度額 20万円

協働事業（ 提案 ）部門

- a. 市民等からの視点で自由な発想に基づく「まちづくり事業」の実施の一部を助成
- b. 補助率 10/10 補助限度額 40万円

【 内会】

② ユ 活動 事業（ ）

- a. 町内会が実施する地域コミュニティの推進につながる住民の多数が参加する活動で、次のいずれかに該当する事業
 - ・運動会等のスポーツ
 - ・地域内の文化的な活動
 - ・町内案内板の作成等の地域の環境整備にかかる活動
 - ・その他この事業の趣旨にふさわしい事業
- b. 補助率 3/4 補助限度額 3万円

【まちづくり協議会】

③まちづくり協議会 助成事業（ ）

- a. まちづくり協議会の組織運営のために行う次のいずれかに該当する事業
 - ・組織運営のための勉強会や情報提供
 - ・その他組織運営につながる事業
- b. 補助率 10/10 補助限度額 5万円

④ ユ 計画作成 事業（ ）

- a. まちづくり協議会が地域コミュニティ計画を作成するために実施する次のいずれかに該当する事業
 - ・地域の現状や課題の調査

- ・地域住民への情報提供
- ・その他地域コミュニティ計画作成につながる活動

b. 補助率 10/10 補助限度額 10 万円

⑤協働のまちづくり助成事業（ ）

a. まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業

- ・地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
- ・市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
- ・その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業

b. 補助率 4/5 補助限度額 40 万円

⑥協働のまちづくり 別 事業（ ）

a. まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業

- ・地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業
- ・市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業
- ・その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業

b. 補助率 10/10 補助限度額 80 万円

⑦鳥取方 に る 推進事業（ ）

a. まちづくり協議会が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に地域コミュニティ計画に基づき実施する鳥取方式の芝生化の事業

b. 補助率 10/10 補助限度額 40 万円

⑧協働による防災力向上事業（新規）

a. まちづくり協議会が防災力の充実・強化を図ることを目的に、自主防災会や町内会等と連携して実施する次のいずれかに該当する事業

- ・災害時に必要な防災資機材を整備し活用する事業
- ・防災訓練、救命講習、防災セミナー等の啓発事業
- ・その他防災力向上につながる活動・事業

b. 補助率 10/10 補助限度額 10 万円

参画と協働のまちづくりの
推進に関する意見書

平成25年3月

鳥取市市民自治推進委員会

鳥取市市民自治推進委員会意見書

目 次

鳥取市市民自治推進委員会意見書

1. 市民自治推進委員会委員になって
2. 市民自治推進委員会の活動を振り返って
3. 参画と協働のまちづくりフォーラムに取り組んで
4. 市民まちづくり提案事業の審査を行って
5. 市民活動表彰の審査を行って
6. 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について
7. 自治基本条例の見直しを振り返って
8. 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取組みについて

参考資料

1. 市民まちづくり提案事業助成金交付事業について
【市民活動促進部門】助成事業実績
【協働事業部門】助成事業実績
2. 鳥取市市民活動表彰制度について
3. まちづくり協議会の活動状況について
4. 参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告
5. 市職員研修について
6. 鳥取市市民自治推進委員会について
鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

1. 市民自治推進委員会の委員になって

- 一昨年(2011)年3月11日に発生した東北関東大震災による我が国の経済、社会の変化は、私達鳥取市民の生活にも多大の影響を与えました。このような中、鳥取市民は、各地区において地域コミュニティ「まちづくり協議会」を組織し、日常生活はもとより災害時における共助活動の基盤として活動に取り組んでいます。
- 鳥取市自治基本条例制定から3年次第に根付いていく条例の現在の状況が見たく委員に応募しました。また、24年度が同条例の見直しの年にあたるので、当初の条例制定に参画したことから、市民感覚や社会の変化等の動きに合っているか見たいということもありました。
- そのような動機を持たれる委員もおられるなか、平成23年の4月から2年間の任期で委員としてスタートを切り、市民の参画と協働の促進という鳥取市の重要施策に関わることに、大変な重圧とともに、やりがいの大きさも感じながら職責を果たさせていただきました。一方で、専門的な知識も乏しくどれだけ役に立てるのか分からないという不安もありましたが、市の活性化に向けて最善を尽くして取り組んできました。
- また、あまり気負うことなく、ここで暮らすみんなが、鳥取で暮らして毎日が“楽しい”と思っていただけるようなお手伝いをさせていただくことを目標としました。
- 委員の一人となって各選考審査や市民が各地域での活動で参画と協働のまちづくりを積極的に実践されている様子を知り、今後の私のまちづくりについての行動がどのように変化してゆくのか、意義深い体験になりました。
- 市民活動助成事業や市民活動表彰事業の審査を通じて、多くの市民の方々やNPO法人が多様な活動に取り組んでおられることに、まず、驚かされました。そして、そのことを踏まえて、NPO活動をしている当団体も、地域の子供会や老人会等地域コミュニティとの連携を実践する契機となりました。
- 任期が二年目となる24年度は、鳥取市自治基本条例第29条に基づく条例の見直しの年に当たることから、より広い視野と市民の目線から慎重な審議が求められていることを強く自覚しました。
- そんななか、先進的な取り組みを進めている「まちづくり協議会」との意見交換会が実現できたことは、委員として大変有意義な経験でした。

2. 市民自治推進委員会の活動を振り返って

- 本委員会の委員活動を始めて早くも1年9か月が過ぎようとしています。この間、市民まちづくり提案事業の審査や参画と協働のまちづくりフォーラムの運営、自治基本条例の見直しなどの多様な任務をこなしてきましたが、やればやるほど市民参画を促

- 進することの難しさ、理想と現実のギャップを感じてもどかしくなってしまう。
- 市民主体のまちづくりを育むというのは、口で言うのはたやすくても、実際に成果を挙げるには膨大な時間と労力そして一定のお金を必要とします。
 - 私たちの活動でどの程度まちづくりが前進したかは分かりませんが、努力は必ず報われると信じて自分自身の役割を全うしたいと思います。
 - 24年度に行った先進的活動団体との勉強会で「ほっと大正まちづくり協議会」のコミュニティ活動のテーマ「安全安心な地域の確立」ー防災ーについてでは、防災に対する住民の意識を高めるとともに総合防災訓練の実施など真のコミュニティ活動の学習をさせていただきました。
 - 本委員会の活動を振り返り、参画と協働のまちづくりの周知・推進のため、市報でのPR、協働のまちづくりやハンドブックの配布、ぴよんぴよんネット放映、フォーラムの開催等を地道に継続して実施することが必要と思われます。それに加えて、自治基本条例の周知方策、まちづくりの実践事例、市民意見の反映の仕組み等の把握のため、他市の状況視察を引き続き実施して頂きたいと思います。

3. 参画と協働のまちづくりフォーラムに取り組んで

- 今年度から、本委員会が主催してきた「参画と協働のまちづくりフォーラム」の企画実施が市民活動団体へ委託され、本委員会からは、委員1名を参画させる仕組みとなりました。そのことにより、本委員会の稼働面での負担は大幅に軽減されたが、フォーラムの企画過程における課題等のフィードバックが十分でなく、委員の関心や盛り上がりには欠けた嫌いは否めない。
- 市民活動フェスタと参画と協働のまちづくりフォーラムを統合し、今年度初めて開催したが、23年度まで自治推進委員会として関わっていたフォーラムとは異質な感じを受けた。目的の明確化が必要である。
- 自治推進委員会が、委員1名を実行委員として参画させるだけという関わり方のまま今後も続けていくのか、フォーラムを存続するのかどうかを含めて、次期委員会で検討していただきたい。
- まちづくりフォーラムを毎年するのが委員の負担になるなら2年に1回でいいと思う。毎年するのは市民フェスタで、まちづくりフォーラムとしては、2年の任期の間に1回するという形で、目的を持って実施するべきではないか。地域のあり方を地域の人たちと共に考えるのであれば、市民フェスタと一緒にすることは無理があると思う。

4. 市民まちづくり提案事業の審査を行って

市民まちづくり提案事業助成金交付事業は、平成 16 年度に創設された鳥取市市民活動促進助成事業を引き継ぎ、平成 23 年度から実施されました。この事業の立案にあたっては、平成 22 年度に設置された「協働事業提案制度検討委員会」による意見を参考に、従来からの地域の課題解決やまちの活性化のために市民活動団体が自ら行う事業への助成制度（市民活動促進部門）に加え、市民活動団体と市が協働で行うことで更に効果が高まる事業への助成制度（協働事業部門）が新設されています。

市民自治推進委員会は、市民活動団体から提案された事業の審査及び市長への推薦を行う役割を担っています。平成 23 年度は市民活動促進部門で 9 団体、協働事業部門で 2 団体の推薦した事業について当該助成金の交付が決定されました。

一方、当事業の市民活動促進部門は、平成 23 年度行政評価における外部評価を受けました。その結果、鳥取市による市民活動への財政的支援の必要性和効果は評価されたものの、申請団体の拡大や申請・審査の手続きの簡略化等が課題として指摘されました。

また、外部評価の対象とならなかった協働事業部門についても、市民活動団体と市との協働による、より効果的な鳥取市の課題解決に向けた取り組みを進めることが望まれることを当委員会として指摘しました。

これらのことを踏まえ、更に多くの市民活動団体に対する支援により鳥取市の市民活動を促進し、協働による効果的な課題解決を進めるため、当事業の見直しを 24 年度に行いました。

まず、市民活動促進部門の募集及び審査は、本年度から市民活動団体の窓口となっている市民活動・ボランティアセンターに移管され、本委員会からは 1 名の委員を参加させることとなりました。また、応募件数は毎年 10 件前後で推移しており、制度としては定着してきたという感じかもしれませんが、今後も市民活動団体の活動を支えられるよう継続していく必要があります。

なお、協働事業部門については、課題解決に向けて行政からテーマを提示する行政提案型へと見直しましたが、応募件数は、提案 2 件に対して応募 1 件に止まったのは残念でした。広報やテーマ設定の検討が必要かもしれません。

中心市街地や中山間地の活性化、あるいは福祉活動充実のための活動等、もっともっと潜在的な活動団体があるように思われます。

また、助成を受けた団体には「市民活動フェスタ」で活動報告をしていただくことも行いました。

事業 PR や応募方策ですが、市報、マスコミ、ぴよんぴよんネット、商工・農林・福祉団体等への呼びかけ等多様化したらどうでしょうか。

今後も市民活動への支援を継続していくためにも、助成金のあり方について、定期的

な見直しとともに、実施後のまちづくりへの効果、発展性、自立性を継続して審査する仕組みも必要ではないかと思います。

5. 市民活動表彰の審査を行って

鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった活動団体や個人を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的として、平成 20 年度に創設されたものです。当委員会は、その対象者を選考審査し、被表彰候補者を決定するという大変重要な役割を担っています。

選考審査にあたっては、現委員の任期である 2 3 年度より採点を行わず、①先駆性・独自性、②発展性、③協働性・連携性、④効果性、⑤継続性の 5 つの審査基準に基づき、推薦の適否を「適当」または「不適」から選択する方式に変更しました。

当委員会としては、“小さな市民活動にも光を”との市民活動表彰の趣旨を大切にしながら審査にあたるよう努めました。審査の結果、2 3 年度は応募のあった 5 団体すべてを市長に被表彰候補者として推薦することを決定し、市長の決定を経て 11 月 5 日（土）に開催された「参画と協働のまちづくりフォーラム」の中で表彰式が行われました。また、2 4 年度は応募者 1 3 件のうち 7 件を被表彰候補者として推薦することを決定し、1 2 月 2 日（日）に開催された「市民活動フェスタ」の中で表彰式が行われました。

推薦された市民活動は、活動者の熱意が感じられるものでした。しかし、推薦不適が発生する結果については、受付段階でのアドバイスを工夫すること等が望まれます。

根本的な課題としては、まだまだ本制度や表彰の趣旨の理解が進んでいないということもあるのかもしれませんが、明確な選考基準を設けるなど、選考方法の再考を検討すべきと提案します。

6. 鳥取市の市民活動と協働のまちづくりの支援策について

○市は、市民活動の促進のために、市民まちづくり提案事業などいくつかの支援策を実施されていますが、なかなか市民への周知が進まず、応募が少なかったのが残念でした。もっと広報に注力して、多くの市民に協働を体験してもらいたいと思います。

○また、まちづくり協議会への支援策を住民が主体的に活用できるようになるには、市とまちづくり協議会の間に立って、専門的な知見で住民活動をサポートする人が必要だと思います。鳥取市には、市職員がコミュニティに関わる C S T 制度などありますが、まちづくり協議会に対する人的な支援（スキルアップを含む）をもっと強化す

る必要があるように感じます。

- 一方で、アンケート調査の結果ではまちづくり協議会に対する支援策の有効性は確認されています。まちづくり（住民自治）の取り組みは、各地域コミュニティにおいて創意を凝らしつつ継続されることが大切であり、そのための行政による適切な各種支援策の継続は欠かせません。
- 特に財政的な面での支援施策の継続に努めていただきたい。
- 市民活動団体を例にとれば、補助額は低くても、数多くの活動団体を支援した方が、まちづくりの裾野を広げる意義が大きいと思われます。また、団体活動の継続性の観点から見れば、会費等ある程度の自主財源をもって取り組む団体が望まれます。そうした点を踏まえて、過去、補助対象としてきた市民活動団体の継続性等を検証しておく必要があるのではないのでしょうか。
- 現在、地域のまちづくりについては、各地区公民館が主体になって活動していますので、だんだんコミュニティ度はあがってきていると思います。
- ですが、各地区に在住の市職員の“協働”ということの理解度はどうなっているのでしょうか。出来るだけたくさんの市職員の方々が、イベントや行事に多く参加して頂けたら、それが最大の支援ではないかと思います。

7. 自治基本条例の見直しを振り返って

本市のまちづくりの基本理念や仕組み、行政運営のあり方など、まちづくりのシステムや基本ルールを定めた「鳥取市自治基本条例」は、平成 20 年 3 月に制定され、同年 10 月 1 日から施行されました。

自治基本条例は、制定することが目的ではなく、この制定をスタートとして、その理念や仕組みが市民に十分浸透し理解され、まちづくり活動の指針として有効に活用されることで、初めて生きた条例としての評価を得ることになると考えます。

そのための仕組みとして、条例第 29 条では、社会情勢への適合状況を調査・審議するための条例の定期的な見直しが規定されており、平成 24 年度がその見直しの年でした。

4 年に 1 度のこの見直し時期に、市民自治推進委員会の委員としてその任に当たることになりましたが、喫緊の市政の重要課題である市庁舎整備において、住民投票が行われたことから、見直しに当たっての議論も住民投票制度が中心となりました。

住民投票条例の基本的構成要素について一つひとつ検討を進めていきましたが、項目によっては委員の意見が相反するものもあるなか熱い論議を交わしました。最終的に「常設型」又は「非常設型」のどちらかで委員の意見を統一できませんでした。多様な考えの一つひとつを大切にしながら合意形成するのは容易ではありませんが、議論する

ことによって、多様な考えがあることが理解できたのは、自分自身のみならず全委員にとって貴重な体験ではなかったでしょうか。

今回の見直しにあたって、住民投票制度という高度な判断が求められる課題に、全委員が真剣に向き合い取り組めたと思います。

8. 地域コミュニティにおける協働のまちづくりの取組みについて

市では、平成23年度を「協働のまちづくりの着実な前進の年」、平成24年度を「協働のまちづくりの飛躍の年」と位置づけ、引き続き協働のまちづくりの推進を図ってこられました。

協働のまちづくりについては、市内61の地区公民館を拠点とした地域コミュニティにおいて、全地区にまちづくり協議会が設立され、多様な地域課題を解決するための「地域コミュニティ計画」が、そのうち58地区で策定されており、計画に基づく実践活動が各地区で展開されています。

市は、これらの活動を様々な方法により支援しておられますが、地域コミュニティ計画に基づく事業等を強力に支援していく姿勢を表すものとして「協働のまちづくり支援宣言」をこれまでに58地区（23度は12地区・24年度3地区）に対し行われています。

また、「鳥取市地域コミュニティ育成支援事業」により財政面の支援を行い、人的支援策としては、市職員による「コミュニティ支援チーム」が編成され、188名のチーム員が各地区のまちづくり協議会の支援を行っておられます。

市民自治推進委員会としては、まちづくり協議会をはじめとした鳥取市内の先進的な活動団体の事例を知り、また、自治基本条例に基づく協働のまちづくりの取り組み状況を確認するため、それらの団体と直接意見交換したいと考えておりましたが、平成24年度に先進的に取り組まれている2地区の「まちづくり協議会」との意見交換が実現できたことは、大変有意義でした。

市内61の地域コミュニティにおいて、それぞれが抱える地域課題の解決を目指して、各構成組織の連携を図りつつ地道な取り組みを推進されている多くのまちづくり協議会に心からのエールを贈りたい。

このまちづくりの取り組みは「鳥取市自治基本条例」の理念を地域コミュニティに定着させるとの認識のもとに、市民自治推進委員会として、今後とも、意見交換会を継続実施する必要性を痛感しています。

参考資料一覧

資料番号	資料のタイトル
参考資料 1	市民まちづくり提案事業助成金交付事業について…P 8 ～P 1 5 平成 23 年度 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業（市民等提案）部門】助成事業実績 平成 24 年度 【市民活動促進部門】助成事業実績 【協働事業（行政提案型）部門】助成事業実績
参考資料 2	鳥取市市民活動表彰制度について…P 1 6 ～P 1 7 平成 23 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者 平成 24 年度 鳥取市市民活動表彰被表彰者
参考資料 3	まちづくり協議会の活動状況について…P 1 8
参考資料 4	参画と協働のまちづくりフォーラムについて…P 1 9 ～P 2 1 平成 23 年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業実績 平成 24 年度 市民活動フェスタ事業実績
参考資料 5	市職員研修について…P 2 2 ～P 2 4 「協働のまちづくり」職員研修実績
参考資料 6	鳥取市市民自治推進委員会について…P 2 5 ～P 2 6 鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

交付目的	第2条 本助成金は、地域の課題解決やまちの活性化のために、市民等からの視点による自由な発想に基づき提案された「まちづくり事業」を実施することにより、市民活動が活性化し、市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的として交付する。 （鳥取市市民まちづくり提案事業助成金交付要綱）
定 義	第3条 この要綱において「市民活動団体」とは、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号）第2条第2号に定める団体をいう。
助成対象事業	第4条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、第5条に規定する者が自ら企画、運営し実施する本市のまちづくり活動に関する事業であって、市長が事業の内容、時期、経費等が適当と認めたものとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）創造的な市民活動事業 設立後3年未満の市民活動団体が実施する事業 （2）公益的な自主事業 設立後1年以上が経過した市民活動団体が実施する事業 （3）協働による地域の課題解決等を図る事業 - ア 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 - イ 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 - ウ 将来性がある事業（将来的な自立につながる事業） 2 前項の規定にかかわらず、助成対象事業実施にあたり、国又は地方公共団体から、この要綱による助成金以外の助成金の交付を受ける場合は、助成対象事業の対象としないものとする。
助成金交付対象者	第5条 本助成金の交付対象となる者は、助成対象事業を行う市民及び市民活動団体等の各種団体とする。ただし、前条第1号及び第2号に該当する事業の交付対象者は市民活動団体とする。 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本助成金の交付対象となる者とししないものとする。 （1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を強化育成することを目的とする者 （2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする者 （3）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、若しくはこれらに反対することを目的とする者 （4）助成対象事業を実施する者が、申請年度において、既にこの要綱による本助成金の交付を受けているとき。 （5）前条第1号に該当する事業を実施する市民活動団体が、既に当該事業について本助成金の交付を受けているとき。 （6）前条第2号に該当する事業を実施する市民活動団体が、当該事業において本助成金の交付を通算して3回を受けているとき。

助成金の 算定等	平成 23 年度	【市民活動促進部門】 ・創造的な市民活動事業 過去に本助成金の交付を受けていない設立後 3 年未満の市民活動団体が企画実施するイベント、研修会等 補助率 10 分の 10 限度額 10 万円 ・公益的な自主事業 設立後 1 年以上の市民活動団体が実施する公益的な自主事業 補助率 5 分の 4 限度額 20 万円 【協働事業（市民等提案）部門】 市と協働することでさらなる効果が期待できる事業で、以下のいずれにも当てはまるソフト事業を対象とします。 (1) 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 (2) 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 (3) 将来性がある事業 補助率 5 分の 4 限度額 70 万円
	平成 24 年度	【市民活動促進部門】 ・創造的な市民活動事業 過去に本助成金の交付を受けていない設立後 3 年未満の市民活動団体が企画実施するイベント、研修会等 補助率 10 分の 10 限度額 10 万円 ・公益的な自主事業 設立後 1 年以上の市民活動団体が実施する公益的な自主事業 補助率 5 分の 4 限度額 20 万円 【協働事業（行政提案型）部門】 市と協働することでさらなる効果が期待できる事業で、以下のいずれにも当てはまるソフト事業を対象とします。 (1) 地域や市が抱える身近な課題を解決する事業 (2) 新たな視点からの先駆的、独創的な事業 (3) 将来性がある事業 補助率 10 分の 10 限度額 40 万円
対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料	

平成 23 年度【市民活動促進部門】助成事業実績

(単位：円)

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	助成額
1	創造的な 市民活動事業	あまぷろ	あまぷろ (因幡甘味プロジェクト)	因幡地方の様々なスイーツを市民をはじめ全国に発信し、ブランド化することでスイーツ地としての認知を図るため、因幡スイーツの販売をとおして情報発信を行う。	237,414	61,000
2		特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会	鳥取地区 クラブピース ふれあい リズム体操	自閉症・発達障がいの方のリズム体操教室を開催し、市民にも参加していただくことで、交流や障がい特性の理解を図り、自閉症・発達障がいの人が生活しやすい社会の実現を目指す。	139,073	100,000
3	公益的な 自主事業	河原を考える会	第四回 河原昭和 まつり	野外コンサート、昭和の展示、各団体による売店などの催しを実施。地域交流や文化伝承、地域ボランティアによる運営を行い、活力ある地域への発展を目指す。	510,035	200,000
4		青谷地区を 美しくする 会	「笹ユリ」保護 事業	「笹ゆり」の生息環境の再生を図り、環境整備、育苗、播種等を行う。地元住民や小学生とともに活動することで、自然を守り育てる心を育み、地域の発展につなげる。	142,000	113,000
5		子育てサポート すくすくクラブ	子育てま ちなかセ ミナー	子育て中の保護者の癒しや子育てへの活力の一助とするため、託児付のアロマストレッチ講習会と子育て座談会を開催する。まちなかで実施することで、中心市街地の活性化の一助となることを目指す。	318,300	200,000
6		科学遊び広 場	サイエン スカフェ 鳥取 2011	原子力や放射線、鳥インフルエンザや家畜の病気などのテーマで正しい知識を伝える講演をカフェで開催する。専門家が市民の中に入って同じ目線で科学を伝承し、コミュニケーションを図ることで、健康で安全な暮らしを営む科学知識を身に着け、科学的に判断して行動できる市民を育てる。	127,860	102,000

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	助成額
7	公益的な自主事業	鳥取おやこ劇場	ポニートレッキング	ポニートレッキングや野外ゲームをとおして、子どもたちが動物に触れ、五感をフルに使った自然体験を楽しみながら、命の大切さや自然の素晴らしさ・厳しさを知り、きっかけを作り、子供たちの健全な育成を目指す。	130,396	90,000
8		地域の楽校づくりの会	地域の楽校づくりの会	散岐小学校の児童や校区住民を対象に笹まきづくり、魚とりと川遊び体験、もちつきなどの地域資源を活かした催しを行い、子供と地域住民・高齢者との交流や小学校を拠点とする地域の各組織による連携活動の継続を目指す	125,089	100,000
9		雛がたり実行委員会	お雛さまエッセー&絵てがみコンクール	用瀬町のアピールとお雛様・雛祭りに込めた思いを次世代に繋げるため、お雛様にまつわるエッセーや絵てがみを全国から公募し、審査会を経て「第11回雛がたり」に合わせ、表彰式を行う。	582,973	200,000

※事業費は、補助対象内外含む。

平成23年度【協働事業（市民等提案）部門】助成事業実績

（単位：円）

No.	団体名	事業名	事業概要	事業費	助成額
1	特定非営利活動法人 いんしゅう鹿野まちづくり協議会	鹿野城下 虚無僧行脚	鹿野町城下町地区にて行灯や提灯が灯る通りを尺八愛好家が扮する虚無僧が尺八を奏でながら練り歩き幻想的な風景を作る虚無僧行脚を行い、まちなみ作りの素晴らしいさを町内外の人々と共に楽しみ、さらに推進するための活力とする。	707,418	448,000
2	行徳地区まちづくり代議員会	まちづくりと地域福祉の結合による「共助型地区整備」	行徳地区における狭あい道路の改善に向け、沿道土地権利者の寄付及び用地提供の合意形成を図るため、勉強会やワークショップの開催、改善工事实施にあたり記録集と「あゆみ」の作成・配布を行う。	317,279	252,000

※事業費は、補助対象内外含む。

平成24年度【市民活動促進部門】助成事業実績（平成25年3月現在）

（単位：円）

No.	コース	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	創造的な 市民活動 事業	きなんせ鳥 取素ら一め んの会	鳥取素ら 一めんイ ベント P R 事業	「鳥取素ら一めん」を各地のイベントや催事に出演することで、鳥取の食の魅力を発信・PRして将来的な地域活性化につなげる。 鳥取素ら一めんの特徴や食べられるお店紹介のパンフレットを制作し、観光案内所や道の駅等に配布する。鳥取ご当地グルメ第一人者の植田英樹氏を講師に、ご当地グルメに関する講演会を開催する。	198,100 (予定)	100,000 (予定)
2		くらし安心 まもり隊	市民のための生活 情報 無料講座 事業	市民生活の中で、不安やトラブルなどが少なくなることを目的として、月に2回の無料講習会（テーマは随時変更）を実施する。 4月 相続・遺言、家計の節約 5月 交通事故とその舞台裏、家計の節約 6月 先進医療の紹介、 成年後見制度 7月 年金のしくみ、介護 8月 生命保険の効果的利用法、裁判員制度 9月 相続・遺言、家計の節約 10月	100,020 (予定)	100,000 (予定)

				年金のしくみ、未定 1 1 月 先進医療の紹介、家計の節約 1 2 月 裁判員制度、未定 1 月 相続・遺言、家計の節約 2 月 生命保険の効果的利用法、年金のしくみ 3 月 成年後見制度、介護		
3	公益的な自主事業	鳥取おやこ劇場	おやこで楽しむ 大道芸ワークショップ	新しいことに挑戦したり、プロの技を身体全体を使って体験することを通して、子どもたちの自主性や主体性を伸ばし、達成感を味わってもらう。 6 月 2 3 日（土）一輪車ワークショップ 一輪車の世界チャンピオンによる指導 6 月 2 4 日（日）サーカスワークショップ ジャグリング、皿回しなど比較的簡単にできるものから、空中芸などの体験、発表	231, 274	181, 000
4		若葉台おやじの会	若葉台ふるさと環境学習 （ビオトープ再生）事業	1 0 年前に小学校と協力して造ったが、経年経過により水が干上がってしまったビオトープを再生し、環境学習の継続と更なる発展を目指す。 現ビオトープを重機を使い再度掘り起して再生する。鳥取に多くみられる水生植物「ガマ・コガマ・ヨシ・ヒシ、キシノウエ」を植栽し、「クロメダカ」を放流する。	150, 332	118, 000
5		特定非営利活動法人とっとりフィルムコミッション	小谷承靖監督と歩く 「父の暦」探訪ツアー	谷口ジロー作「父の暦」の映画化に向けて、作品に対する市民の関心を高めるとともに、映画化への気運を盛り上げるため、作品に登場する舞台を巡る探訪ツアーを行う。 ツアーのナビゲーターとして、昨年朗読劇「父の暦」を演出・プロデュースした映画監督の小谷承靖氏に参加してもらい、参加者と再び感動を分かち合う。 1 0 月 2 4 日 参加者 5 0 名程度 主な探訪先：鳥取城跡、鳥取市立歴史博物館（やまびこ館）、市内のレトロな理髪店・酒蔵、市内映画館跡地、福部・岩美海岸、砂丘ほか	243, 291	169, 000

6		鳥取ホルソ バカスター センター	2012 鳥取ホル モン 焼きソバ まつり	鳥取市の魅力アップと観光振興を 図るため、鳥取市のソウルフードで ある「ホルモン焼きソバ」を市民と ともに楽しみ、その魅力を共有して 広域にわたる情報発信と地域の自 慢を創る。 10月27日 参加者 2,000 名程度 内容：食べ比べ、タレ発表会、セ ンター試験、食べ歩き大抽選会、マ ップ配布（イベント告知・スタンプ ラリー用紙兼用）、鳥取的”ほるも ん”選手権、鳥取的”筒玉入れ”競 争	266,126	200,000
7		雛がたり実 行委員会	第3回 お雛さま エッセイ &絵てが みコンク ール	鳥取市用瀬町のアピール及びお 雛様・雛まつりに込めた想い次世代 に繋げることを目的として事業を 実施する。 12月1日～2月11日 作品 募集 1月14日～26日 作 品展（県民ふれあい会館ロビー） 2月中旬 審査会（鳥取中央郵便 局） 3月3日 審査結果発表（日 本海新聞紙面、雛がたり実行委員会 HP等）表彰式&朗読会、入賞作 品展示 参加者 2,500名程度	582,973 （予定）	200,000 （予定）
8		東中校区心 豊かな 子どもを育 てる会	子育て・ 親育てを 推進する 地域づく り	地域での児童・生徒の健全育成を推 進するため、幅広い方が目にする立 て看板を設置し啓発につなげる。ま た、地域での子育てを通して住民が 一つとなり、地域活性化を目指す。 保護者や地域の方が標語を考え る中で「家庭で、地域で何が必要なの か？」を問い直す機会となり、問 題意識も共有し「親育て」につなげ る。 6月中旬 標語募集開始 7月中旬 募集締め切り、優秀作 品選考（役員会） 8月～9月 立看板作成、設置 12月 成果検証（保護者へのア ンケート、地域有識者への聞き取 り）、優秀作品表彰	250,000 （予定）	96,000 （予定）

※事業費は、補助対象内外含む。

平成24年度【協働事業（行政提案型事業）部門】助成事業実績

（単位：円）

No.	団体名	事業名	事業概要	事業費	交付決定額
1	鳥取本通商店街振興組合	商店街新たなまちづくりコミュニティ形成事業	既設のハンギングバスケットを活用した植栽コンテストを開催することで、参加者や商店街利用者の中心市街地への愛着・関心を深め、商店街沿線の環境美化や緑化推進に寄与する。また、コンテスト参加者を中心に「まちづくりサポータ」として登録いただき、新たなまちづくりのコミュニティを形成する。	515,004	400,000

※事業費は、補助対象内外含む。

目 的	第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。
定 義	第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。
表彰対象	第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。
選 定	第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第28条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

「鳥取市市民活動表彰要綱」抜粋

※ 活動団体（個人）名、活動内容 別表のとおり

平成23年度 鳥取市市民活動表彰者

活動団体（個人）名	活動内容
河原ふるさと塾	平成6年に町内の有志で結成し、千代川のクリーンクリーン作戦の提唱のもと「水辺のコンサート」、天然アユの遡上についてのシンポジウムを開催。また、地元の小学校と川・生き物の観察活動、魚道の製作設置など地域の環境学習、教育活動の実践を行うとともに、地域の環境保全に貢献している。
谷本 静穂	平成19年から地区の健康管理委員長を務め、健康ウォークの企画、大しだれ桜の整備など地域の中心として活動を行う。また、「三谷手踊り保存会」として雨乞い踊りを40年ぶりに復活させるなど、地域の結束力を強め、明るく元気な地域づくりに貢献している。
鳥取市河原地域民生児童委員協議会	「自らの街の安全は自ら守る」のスローガンのもと、地域内の保育園、公園などを中心に積極的に「青色防犯パトロール」活動を行う。また、平成19年より学校との連携による「あいさつ運動」の実施など子どもの健全育成、地域の安全安心の取り組みを進めている。
地域の楽校づくりの会	「笹まきづくり」、「魚とりと川遊び体験」など、平成13年から地域の資源を活かした自然体験や地区住民と児童とのふれあい活動を行い、小学校を拠点とした地域づくり、地域住民の交流の場づくりに取り組み、まちづくりの推進に貢献している。
もちがせ上方往来散歩径	平成18年から地域の活性化を目指し、町内の水路に「こいのぼり流し」。流し雛行事での休憩所や食事提供。また、地域資源の活用を図った三角山お城山ハイキングルートの整備や観光ボランティアガイドの実施など用瀬地域の活性化、まちづくりに貢献し、用瀬町の観光客の増加にも一役買っている。

平成 24 年度 鳥取市市民活動表彰者

活動団体（個人）名	活動内容
明日の湖南を考える会 代表者 日置重雄	昭和 4 6 年に発足。昭和 5 5 年より「地域の歴史・文化を探り顕彰する」ことを重点に据え、吉岡 1 号墳の再発掘調査とその後の維持管理をはじめ、町内の歴史的なポイントに標柱、案内板を設置。「温泉誌」の発刊、「俳句の散歩道」の創設、維持活動を継続している。
絵本の読み聞かせ ぞうさんの会 代表者 桑田 弥生	平成 8 年発足後、会員 1 0 名が毎月 1 回、岩倉地区公民館を拠点に、絵本の読み聞かせやおはなし、わらべうた、パネルシアター等を子どもたちに届けている。定期的な保育所訪問や、県外から講師を招き公演を開催するなど子どもの健全育成を図っている。
大村おう穴愛護会 森田 悦雄	赤波川おう穴群は、その貴重さが認識され、地域住民による奉仕活動が続けられている。本会は、溪流周辺の植栽を契機として平成 1 6 年に結成し、環境の保全を図るため、地域住民約 7 0 名により、毎年 7 月下旬に草刈・ごみ拾いなどの清掃活動を実施している。
河原地区ボランティアリーダー会 代表者 西尾 均	平成 1 4 年に地域の教育力を活性化し、子どもたちの奉仕活動や様々な体験活動を行うことを目的に結成。平成 2 0 年より農業体験活動を通して、食の安全性、勤労の大切さ、物を作る喜びを得るなど、子どもたちのいきいきした姿を見守る活動に取り組んでいる。
河原町民俗行事を語る会 谷 幸彦	民俗行事を体験し、行事に込められた先人の願いや知恵を理解するとともに、地域の子どもたちに伝承し語り継ぐことを目的に昭和 5 5 年に設立され、「七草がゆと鳥追い」を再現・伝承して以来、年間数件の行事を再現、伝承し、地域の文化振興に貢献している。
鈴木 啓一	恒例行事である納涼祭（今年 2 5 回）では毎年、地域住民の絆を深める取り組みの中心として活動している。また、地区の保全委員長として農道整備や草刈り等に尽力し、地区の生活水準の向上及び環境美化に貢献している。「生態系調査」も実施し、子どもたちへの指導も行っている。
森川 タツ子	戦前から連綿と続く吉岡花湯祭りの踊りの振付を継承され、昭和 4 2 年頃から現在まで指導をいただいている。踊りも昔の振付のまま現在まで継承され、近年では、湖南地区で開催する湖南祭りの為に踊りを考案され、その振付等地域の文化の振興に貢献している。

まちづくり協議会の活動状況について（平成 25 年 2 月末時点）

地区名	1. まちづくり協議会の設置状況等 (鳥取地域)			地域	地区名	2. まちづくり協議会の設置状況等 (新市域)		
	設立済	協議会設立 年月日	計画 作成			設立済	協議会設立 年月日	計画 作成
久松	○	H21. 6. 19	●	国府町	大	○	H21. 4. 18	
	○	H21. 9. 29	●		成	○	H20. 11. 28	●
城北	○	H21. 1. 23	●		谷	○	H21. 3. 14	●
	○	H21. 2. 27	●		下	○	H20. 12. 18	●
中 郷	○	H21. 1. 22	●		あおば	○	H21. 1. 25	●
風	○	H21. 3. 27	●	福部	福部	○	H20. 11. 26	●
修立	○	H22. 3. 6	●	河原町	河原	○	H21. 11. 16	●
日進	○	H21. 5. 21	●		国英	○	H21. 9. 29	●
桑	○	H21. 3. 17	●		八上	○	H22. 3. 14	●
明德	○	H21. 8. 24	●		散岐	○	H21. 3. 25	●
美保	○	H21. 3. 25	●		西郷	○	H21. 12. 6	●
美保南	○	H20. 12. 13	●	用瀬町	用瀬	○	H21. 3. 24	●
葉山	○	H21. 11. 17	●		大村	○	H21. 3. 7	●
岩倉	○	H20. 12. 12	●		社	○	H22. 3. 20	●
倉田	○	H21. 1. 19		佐治	佐治	○	H21. 2. 8	●
面影	○	H21. 2. 1	●	気高町	穂	○	H20. 12. 20	●
	○	H21. 2. 20	●		木	○	H20. 11. 19	●
若葉台	○	H20. 4. 27	●			○	H21. 2. 5	●
	○	H21. 2. 22	●		村	○	H21. 5. 14	●
神	○	H21. 3. 24	●		酒	○	H22. 4. 24	●
大和	○	H20. 11. 29	●	鹿野町	鹿野	○	H21. 3. 1	●
美穂	○	H21. 6. 27	●		谷	○	H21. 2. 7	●
東郷	○	H21. 3. 15	●		小 河	○	H21. 3. 26	●
大正	○	H21. 5. 9	●	青谷町	日置	○	H20. 11. 25	●
豊実	○	H20. 12. 20	●		日置谷	○	H20. 12. 7	●
明治	○	H21. 1. 24	●		部	○	H21. 1. 20	●
松保	○	H21. 5. 14	●		中郷	○	H20. 10. 18	●
湖南	○	H21. 5. 8	●		青谷	○	H20. 12. 25	●
末恒	○	H20. 8. 30	●	計		28		27
湖山	○	H21. 10. 28	●	合計		61		58
湖山西	○	H20. 11. 9	●					
	○	H21. 9. 13						
千代水	○	H20. 11. 28	●					
計	33		30					

●支援宣言実施済 58地区

○計画策定報告有 58地区

参考資料3

平成 23 年度 参画と協働のまちづくりフォーラム事業報告

(1) 目的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

(2) 実施日時及び会場

平成 23 年 11 月 5 日 (土) 12:30～16:10 河原町中央公民館 大講

(3) 参 数 170 人

(4) 内容

○ 12:30 地域の特産物販売コーナー「鳥取南部マルシェ」開始

出店団体：あゆみ工 / 西郷保育園に 食野 を提供する生産者のみなさん／ねじまき鳥工 / 五しの さじ地域協議会／ブランジェリー ル・コションドール

○ 13:30 フォーラム開会

あいさつ フォーラム実行委員長 本 悦子

○ 13:35 市民活動表彰

被表彰者 (団体) 5 人 (団体)

○ 13:55 アトラクション

ユウト (吉本興業 鳥取に住みます芸人)

出演者紹介…吉本興業が全国 47 都道府県にタレントを住まわせ地域活性化を手伝う「あなたの街に“住みます”プロジェクト」で、鳥取県担当となったおいタレント。日南町生まれで 4 まで鳥取市で育った。地域の魅力を発信するとともに、街や地域を盛り上げるプロジェクトなどに携わる。

○ 14:20 パネルディスカッション

「中山間地域を元気に 若い世代のまちづくり実践」

パネリスト 谷村 子氏 (カップ手話サークル会長)

鳥谷 一 氏 (グリーンツーリズム用瀬会長)

金田 透氏 (金田ありのみ農園)

水川 氏 (えんがわ事業実行委員会前委員長)

コーディネーター 川 夫氏 (鳥取大学地域学部 教授)

○ 15:50 まとめ

大久保 (鳥取市市民自治推進委員会委員長)

○ 16 : 00 抽選会

「鳥取南部マルシェ」出店団体及び鳥取に住みます芸人ユウトさんの協力により実施

○ 16 : 10 閉 会

《その他》

○パネル展示

市内で行われている協働事業の取り組み、平成23年度市民活動表彰被表彰者の活動紹介及び平成22年度市民活動促進助成事業実施団体の実施事業について紹介

○手話通 を実施

平成24年度 市民活動フェスタ事業報告

(1) 目的

ボランティア・市民活動の交流や団体間の協働事業の推進と市民活動の啓発を図ると共に、市民活動によるまちづくりの重要性の啓発、協働意識の向上を図ることを目的に開催する。

(2) 実施日時及び会場

平成24年12月2日（日）13:00～16:15 さざんか会館

(3) 参 数 約650人（全体参加者）

(4) 内容

○ 13 : 00 オープニングイベント

・ オープニングアトラクション開催

○日和（えんぴより） しゃんしゃん踊り

○ 13 : 20

あいさつ フェスタ実行委員長 内 男

（市民活動表彰） 鳥取市長 内 功

○ 13 : 30 市民活動表彰

被表彰者（団体）7人（団体）

○ 14 : 00 活動事例発表

・ 市民活動表彰団体 河原町民俗行事を語る会

・ 市民まちづくり提案事業 （特）いんしゅう鹿野まちづくり協議会

○ 1 4 : 4 5 休憩

○ 1 5 : 4 0 アトラクション
警察犬「カリンとフーガ」

○ 1 6 : 0 0 じゃんけん大会

○ 1 6 : 1 5 閉 会

《その他》

○パネル展示

平成 2 4 年度市民活動表彰被表彰者の活動紹介

○手話通 を実施

平成23年度「協働のまちづくり」職員研修

人材育成基本方針に掲げるめざす職員「新たな価値を創造する職員」「行政経営感覚をもつ職員」「チャレンジする職員」「市民と協働する職員」「自己を磨く職員」に基づき、協働意識をもって新しい時代の市政運営を推進するため、次のとおり協働のまちづくり研修を実施しました。

市民と協働する職員

○市民との対話をとおして住民ニーズを的確にとらえるとともに、業務遂行にあたっては市民へ情報を積極的に提供しながら、パートナーシップによるまちづくりを推進することのできる職員を育成します。

引用：「鳥取市人材育成基本方針」

1 目 的

本市では、市民と行政の「協働」によるまちづくりを推進するために、平成23年度を「協働のまちづくりの着実な前進の年」として位置づけています。

そこで、平成22年3月に策定した「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づいて、本市の協働のまちづくりの取り組みについて職員研修を実施し、協働意識の醸成を図り、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的としました。

2 対象者

本年度はコミュニティ支援チームで活躍している係長・職員（35名）を対象に実施しました。

3 内 容

以下に掲げる研修会、体験研修を実施しました。本研修の意義や目的などについて各職場に持ち帰るとともに職場内研修の実施等により、NPO等との協働を意識しながら業務に取り組んでいただけることを目指しました。

研修1 NPO等との協働を考える：「ボランティア入門」（7月20日）

研修参加者 26名

ボランティア、市民活動団体等について学び、行政と市民活動団体等がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組むまちづくりについて研修しました。

研修2 NPO等を知るための体験研修：とりぼら体験塾（8～9月）

鳥取市ボランティア・市民活動センター主催の「とりぼら体験塾」講座へ参加し、ボランティア、市民活動に直接触れることで活動への理解を深め、市民活動団体等との協働事業の取り組みへの参考としました。

「とりばら体験塾」体験内容

以下の3つの体験メニューのうち、希望者にひとつを体験していただきました。

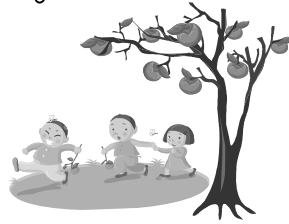
福祉施設での交流体験



鳥取東デイサービスセンターで利用者と交流しよう!!
協力：鳥取東デイサービスセンター

9月17日実施
研修参加者 2名

グリーンツーリズム体験



柿どろぼうプロジェクト
(野生動物が里山に出没しないよう柿の処理をします)
協力：(特)学生人材バンク

8月28日実施
研修参加者 4名

まちづくり(おこし)体験



「四季薫るまち鹿野」でのまちづくりの取り組みを体験しよう!!
協力：(特非) いんしゅう鹿野まちづくり協議会

9月17日実施
研修参加者 5名

研修3 「参画と協働のまちづくりフォーラム」(11月5日)：自由参加
中山間地域での市民活動やまちづくりについて、地域で活躍されているパネリストのみなさんの活動を学びました。

平成24年度「協働のまちづくり」職員研修

1 目的

本市では、「市民と行政との協働によるまちづくり」を推進するため、平成24年度を「協働のまちづくりの飛躍の年」と位置づけ、各種の取り組みを進めています。

また、「鳥取市協働のまちづくり基本方針」に基づき、本市の協働のまちづくりの取り組み、考え方について職員研修を実施し、協働意識の醸成を図るとともに、各種施策へ有効に活用させる力を身につけることを目的としました。

2 対象者

コミュニティ支援チームで活躍している主任 職員を対象に実施しました。

（平成２２年度は全職員、平成２３年度は係長 職員を対象とした研修を実施しています。）

3 内 容

協働のまちづくりの飛躍に向けて、本研修により地域の活性化、元気な地域づくりを学ぶとともに、市民活動団体の活動を知り、体験することで、市民活動団体との協働を意識しながら業務に取り組んでいくことを目指しました。

研修１ 元気な地域を創ろう 人づくり・交流フォーラム：１１月１４日

研修参加者３１名

本研修により地域活性化に向けた新たな気づき、発見をしていただき、今後の支援チーム、また住民の一人として地域活動を行う上での参考としていただくことを目的として研修しました。

研修２ 市民活動フェスタ とっとり「活動事例発表」：１２月２日 自由参加

ボランティア、市民活動団体等の活動を知り、行政と市民活動団体等がそれぞれの役割を担いながら、協働して取り組むまちづくりについて研修しました。

鳥取市市民自治推進委員会委員名簿、開催実績

(1) 平成 23、24 年 委員長・ 委員長

委員長 大久保

委員長 夫

(2) 委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験のある者 (2 人)	川 夫	鳥取大学地域学部 教授
	上田	弁護士
民間団体に属する者 (4 人)	大久保	鳥取市自治連合会 会長
	福 夫	NPO 法人とっとりフィルムコミッション 理事長
	木下 子	鳥取市東商工会女性部
	谷川 子	鳥取市若者会議メンバー
公募による者 (4 人)	四 一	
	今度 美	
	夫	
	本 悦子	

(3) 開催実績

年度	回	開催日	主な協議内容
平成 23 年度 (6 回開催)	第 1 回	平成 23 年 4 月 25 日	委嘱状の交付、委員長の選出、今年度の活動計画 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
	第 2 回	平成 23 年 5 月 19 日	市民まちづくり提案事業(市民活動促進部門)助成団体の審査 参画と協働のまちづくりフォーラムについて
	第 3 回	平成 23 年 6 月 30 日	市民まちづくり提案事業(協働事業(市民等提案)部門)助成団体の審査 先進的活動団体との勉強会のあり方について
	第 4 回	平成 23 年 9 月 28 日	市民活動表彰被表彰者の審査 自治基本条例の見直しについての審議
	第 5 回	平成 24 年 1 月 13 日	参画と協働のまちづくりフォーラムの検証 自治基本条例の見直しについての審議 委員会報告書の策定についての検討
	第 6 回	平成 24 年 3 月 22 日	委員会報告書の策定 来年度活動方針、計画等の検討

年度	回	開催日	主な協議内容
平成 24 年度	第 1 回	平成 24 年 4 月 27 日	今年度の活動計画、市民まちづくり提案事業（市民活動促進部門）審査会委員の選出、新参画と協働のまちづくりフォーラム（仮称）の委員の選出
	第 2 回	平成 24 年 6 月 22 日	市民まちづくり提案事業協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査
	第 3 回	平成 24 年 8 月 24 日	先進的活動団体との勉強会 ・いなば西郷むらづくり協議会 ・ほっと大正まちづくり協議会
	第 4 回	平成 24 年 9 月 28 日	自治基本条例の見直しについて【諮問】 市民活動表彰被表彰者の選考審査
	第 5 回	平成 24 年 10 月 19 日	自治基本条例の見直しについての審議 ・協議方法等の検討
	第 6 回	平成 24 年 11 月 16 日	自治基本条例の見直しについての審議 ・住民投票
	第 7 回	平成 24 年 12 月 18 日	自治基本条例の見直しについての審議 ・住民投票
	第 8 回	平成 25 年 1 月 18 日	自治基本条例の見直しについての審議 ・住民投票 ・ 機管理 委員会意見書の策定
	第 9 回	平成 25 年 1 月 25 日	自治基本条例の見直しについての審議 委員会意見書の策定
	第 10 回	平成 25 年 2 月 13 日	自治基本条例の見直し答申案についての審議 委員会意見書案について審議
	第 11 回	平成 25 年 2 月 18 日	自治基本条例の見直し答申案についての審議 委員会意見書案について審議 来年度活動方針、計画等の検討
	第 12 回	平成 25 年 3 月 21 日	自治基本条例の見直しについて【答申】 委員会意見書提出 来年度活動方針、計画等の検討

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について

年度	平成21年度	平成22年度
日時	平成21年11月7日(土)13時30分～16時00分	平成23年1月22日(土)13時30分～16時10分
会場	国府町中央公民館 多目的ホール	鳥取市民会館 大ホール
参加者	250人	200人
内容	・開会 林鳥取市副市長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 4人(団体) ・活動事例発表 村山千代子 「ハーモニーの音色に魅せられて」 愛・やすらぎ川柳実行委員会 実行委員 前田孝子 「愛・やすらぎ川柳」のあゆみ ・アトラクション 国府東小学校「国府東太鼓」、「因幡の傘踊り」 ・講演 演題:二番丁地区コミュニティ協議会の取り組みについて 講師 高松市二番丁地区コミュニティ協議会 石田雄士会長、吉田治企画委員長 ・意見交換 テーマ:魅力と活力あるまちづくり 進行 大久保良隆(市民自治推進委員会委員長) パネラー 臼井宏昌(美保南地区まちづくり協議会事務局長) 山崎豪太郎(まちづくり・いきいき成器の会会長) 福山裕正(鳥取ふるさとUI[友愛]会会長) 助言者 石田雄士、吉田治 ・まとめ 大久保良隆(フォーラム実行委員長) ・閉会	・開会 竹内鳥取市長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 11人(団体) ・活動事例発表 鳥取西地域キャラバンメイト連絡会 会長 山田節子 「高齢者の笑顔のために とともに手をつなぐ」 ・地域(みんな)の楽校(がっこう)づくりの会 前田伸二 「楽校づくりで散岐を元気に」 ・アトラクション 城北ファミリーバンド「勇気100%」「ありがとう」「どんなときも」 中ノ郷ふるさとくらぶ「さいとりさし」 ・講演 演題:「妖怪によるまちづくり・境港市観光協会の挑戦」 講師 境港市観光協会 会長 梶田知身氏 ・まとめ 大久保良隆(フォーラム実行委員長) ・閉会
事業費	452,086円	424,000円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数15人)	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数11人)

参考資料⑧

「参画と協働のまちづくりフォーラム」の実施状況について

年度	平成23年度	平成24年度
日時	平成23年11月5日(土)12時30分～16時10分	平成24年12月2日(日)13時00分～16時15分
会場	河原町中央公民館 大講堂	さざんか会館 市民活動フェスタと合同開催
参加者	170人	650人(全体)
内容	・開会 坂本悦子実行委員長 ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 5人(団体) ・アトラクション ユウト(吉本興業 鳥取に住みます芸人) ・パネルディスカッション テーマ:「中山間地域を元気に！若い世代のまちづくり実践」 パネリスト 谷村敬子(カップパ手話サークル会長) 鳥谷一弘(グリーンツーリズム用瀬会長) 金田 透(金田ありのみ農園) 水川侑也(えんがわ事業実行委員会前委員長) コーディネーター 竹川俊夫(鳥取大学地域学部准教授) ・まとめ 大久保良隆(鳥取市市民自治推進委員会委員長) ・抽選会 「鳥取南部マルシェ」出店団体及びユウトさんの協力 ・閉会	・開会 竹内房男実行委員長、竹内鳥取市長 ・オープニングイベント 〇日和(えんぴより) しゃんしゃん踊り ・市民活動表彰 被表彰者(団体) 7人(団体) ・活動事例発表 河原町民俗行事を語る会 会長 谷 幸彦(市民活動表彰団体) 「河原町の民俗行事」 ・(特)いんしゅう鹿野まちづくり協議会 会長 佐々木 千代子 「いんしゅう鹿野のまちづくり」 ・アトラクション 警察犬「カリンとフーガ」 じゃんけん大会 ・閉会
事業費	418,457円	339,230円
実行委員会	市民自治推進委員会委員と公募市民で構成(委員数13人)	市民活動団体の代表者と市民自治推進委員会1名(委員数7人)

平成23年度 参画と協働のまちづくりフォーラム
～中山間地を元気に！若い世代のまちづくり実践～
実施要項

参考資料⑨

1 目 的

市民一人ひとりが真に豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図る。

2 日 時

平成23年11月5日（土） 13：30～16：00

3 場 所

河原町中央公民館 大講

4 主 催

参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会、鳥取市市民自治推進委員会、鳥取市

5 日

12 30 の ー ー開

13 30 フォーラム開会

あいさつ 実行委員長 [5分]

13 35 市民活動表彰 [20分]

13 55 アトラクシ ン [15分]

ユウト（よしもとクリエイティブ・エージェンシー 鳥取に住みます芸人）

14 10 ー ー [10分]

14 20 ル ス ッシ ン

「 間 における 者の活動から 民自治を考 る」 [90分]

パネリスト ・谷村 子（カップパ手話サークル会長）

・鳥谷 一 （グリーンツーリズム用瀬会長）

・金田 透（金田ありのみ農園）

・水川 （前えんがわ事業実行委員会委員長）

コーディネーター ・有識者 川 夫氏（鳥取大学地域学部 教授）

15 50 まと 大久保 （鳥取市市民自治推進委員会委員長） [10分]

16 00 会

6 の

- ① 市民活動表彰を受ける者（団体）などの活動状況、市民活動促進助成事業実施団体などをパネル展示する。
- ② 加工品などの物産販売を出店する。例：バウムクー ン（風土資産研究会）、 シャーベットなど
- ③ 会場に託児所を設ける。

参考資料⑩

中山間地域を元気に！
若い世代のまちづくり実践

平成23年度

参画と協働の

まちづくり フォーラム

入場
無料

日時

平成23年

11/5(土)

12:30~16:10

場所

河原町中央公民館
大講堂

鳥取市河原町渡一木277-1
TEL.(0857)76-3123

アクセスマップ



※駐車台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

日程

地域の特産物販売コーナー開始	12:30
フォーラム開会 あいさつ	フォーラム実行委員長 坂本 悦子 13:30
市民活動表彰	13:35
アトラクション	吉本興業 鳥取に住みます芸人 ユウト 13:55
..... 休 憩	14:10~14:20
パネルディスカッション	14:20
「中山間地域を元気に！若い世代のまちづくり実践」	
●パネリスト	谷村 敬子氏 (カップ手話サークル会長) 鳥谷 一弘氏 (グリーンツーリズム用瀬会長) 金田 透氏 (金田ありのみ農園) 水川 侑也氏 (えんがわ事業実行委員会前委員長)
●コーディネーター	竹川 俊夫氏 (鳥取大学地域学部准教授)
まとめ	鳥取市市民自治推進委員会委員長 大久保 良隆 15:50
抽選会	16:00
閉 会	16:10

※当日は手話通訳を行います。

市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会をめざすため、市民参画と市民活動の推進に向けた機運を高めるとともに、参画と協働のまちづくりの重要性について考え、協働意識の向上を図ります。

鳥取南部
マルシェ開催!!

地元農産物
パムクーヘン
などを販売!!

「カフェコーナー」の設置について
マルシェで購入した食べ物を「カ
フェコーナー」にて食べることが
できます。

活動事例
パネル展

市民活動表彰者の活
動、市民活動団体の取り
組みなどを展示します。

特産品などが当たる!!

抽選会を
開催!!

USTREAMで
フォーラムを

生中継!!



<http://www.ustream.tv/channel/fm825>



主催 参画と協働のまちづくりフォーラム実行委員会、鳥取市市民自治推進委員会、鳥取市

- 後援 鳥取市自治連合会、鳥取市公民館連合会、鳥取市男女共同参画登録団体連絡会、(社)鳥取青年会議所、朝日新聞鳥取支局、山陰中央新報社、新日本海新聞社、中国新聞鳥取支局、日本経済新聞社鳥取支局、毎日新聞鳥取支局、読売新聞鳥取支局、NHK鳥取放送局、山陰中央テレビ、BSS山陰放送、日本海テレビ、テレビ朝日鳥取支局、いなびりびよんネット
- マルシェ、抽選会にご協力いただく団体
あゆみ工房、西郷保育園に給食野菜を提供する生産者のみなさん、ねじまき鳥籠工房、五しの里さじ地産地消会、ブランドジェリー ル・コションドール

お問い合わせ

鳥取市役所企画推進部協働推進課

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地

TEL.(0857)20-3182

「参画と協働のまちづくりフォーラム」 アンケート集計結果

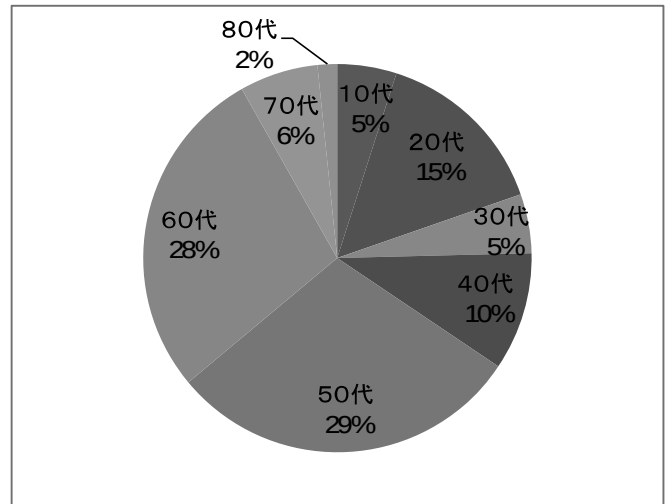
- (1)実施目的 鳥取市が現在進めている「協働のまちづくり」についての取り組み、市民活動表彰制度、フォーラムの開催等について今後の参考とする。
- (2)実施日 平成23年11月5日(土)
- (3)対象 「参画と協働のまちづくりフォーラム参加者」 170人
- (4)回収数(率) 61人(36.0%)

性別

項目	人数	割合(%)
男性	29	47.5
女性	19	31.1
無記入	13	21.3
計	61	100.0

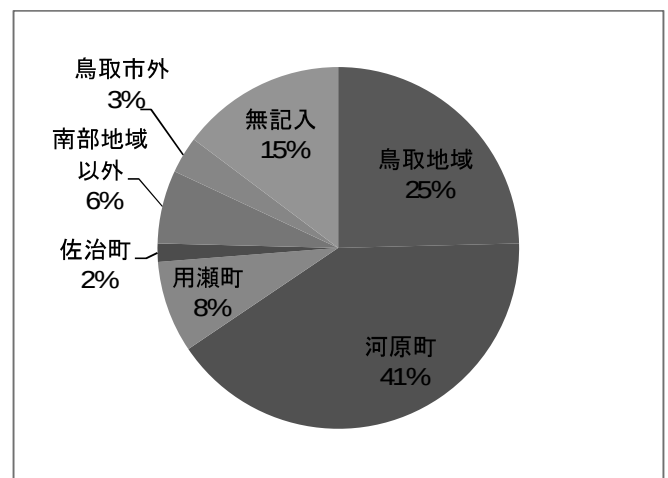
年代

項目	人数	割合(%)
10代	3	4.9
20代	9	14.8
30代	3	4.9
40代	6	9.8
50代	18	29.5
60代	17	27.9
70代	4	6.6
80代	1	1.6
無記入	0	0.0
計	61	100.0



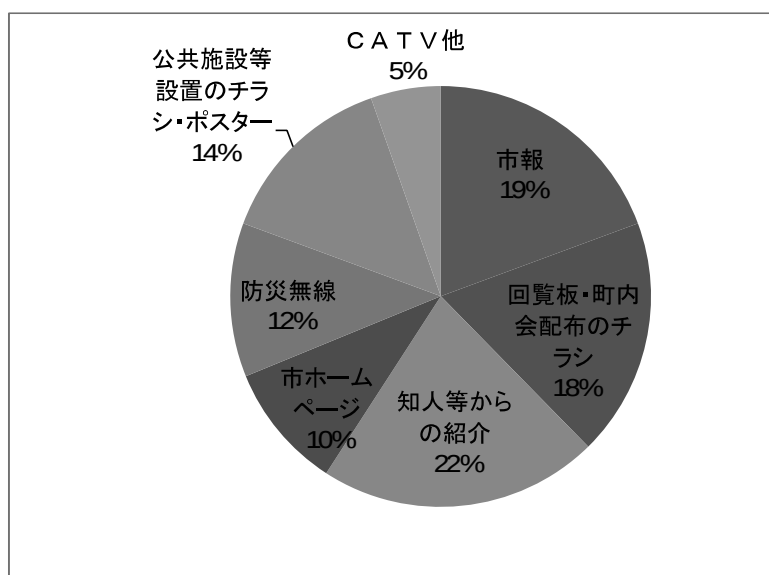
住んでいる地域

項目	人数	割合(%)
鳥取地域	15	24.6
国府町	3	4.9
福部町	0	0.0
河原町	25	41.0
用瀬町	5	8.2
佐治町	1	1.6
気高町	1	1.6
鹿野町	0	0.0
青谷町	0	0.0
鳥取市外	2	3.3
無記入	9	14.8
計	61	100.0



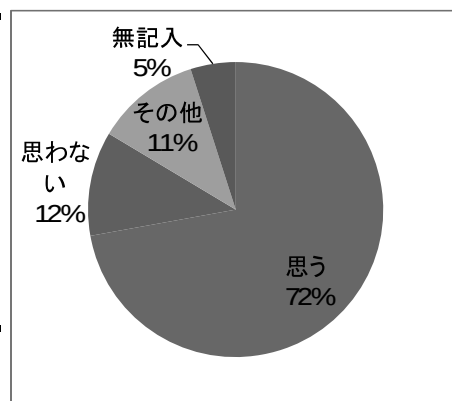
1. このフォーラムの開催を、なにで知りましたか。《複数回答あり》

項目	人数	割合 (%)
ア. 市報	18	19.4
イ. 回覧板・町内会配布のチラシ	17	18.3
ウ. 知人等からの紹介	20	21.5
エ. 市ホームページ	9	9.7
オ. ケーブルテレビ	2	2.2
カ. 防災無線	11	11.8
キ. 公共施設等設置のチラシ・ポスター	13	14.0
ク. 市ツイッター	0	0.0
ケ. ラジオ	0	0.0
コ. その他	3	3.2
無記入	0	0.0
計	93	100.0



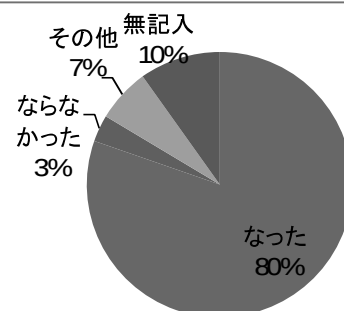
2. 鳥取市市民活動表彰制度は、市民活動を推進することを目的に実施していますが、この目的達成につながっていると思われますか。

項目	人数	割合 (%)
ア. 思う	44	72.1
イ. 思わない	7	11.5
ウ. その他	7	11.5
無記入	3	4.9
計	61	100.0



3. パネルディスカッションについて、中山間地域を元気にするヒントを探ることを目的に、若い世代によりディスカッションを行いました。《複数回答可》

項目	人数	割合 (%)
ア. 参考になった	49	80.3
イ. 参考にならなかった	2	3.3
オ. その他	4	6.6
無記入	6	9.8
計	61	100.0



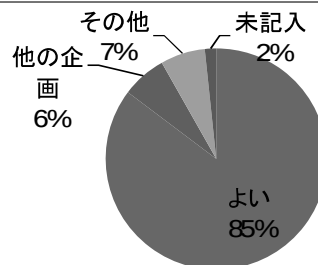
4. 今後、フォーラムで取り上げてほしいテーマ・実施してほしい内容は、どんなことですか。

【主な意見（順不同）】

・ 中山間地域の活性化方法の具体例
・ 活気のある村づくり
・ まちづくりに大学が果たす役割
・ 高齢化が進行している中、官民学の協働により、課題解決に向けた取り組み
・ 若者に出来る高齢者支援、地域の支え、行政との協働について
・ 中山間地域での（高齢者）福祉、医療
・ 中山間地における老人対策
・ 地域、家庭、学校、行政などの連携、役割
・ 協働による安全安心な地域づくり
・ 地域の伝統行事の継続
・ 経済活動も活性化するまちづくり活動
・ 生活基盤の確立ができる活性化
・ 中心市街地活性化について

5. 「鳥取南部マルシェ」について、地域の特産品などを多くの方に知っていただくために開催しましたが、いかがでしたか。

項目	人数	割合 (%)
ア. よい企画だ	52	85.2
イ. 他の企画の方がよい	4	6.6
ウ. その他	4	6.6
未記入	1	1.6
計	61	100.0



6. 「協働のまちづくり」を進めていくうえで、何が必要だと思われますか。《複数回答可》

項目	人数	割合 (%)
ア. 町内会、自治会等地域力の強化	35	28.0
イ. 市民の行政への参画	10	8.0
ウ. 地区公民館の充実	14	11.2
エ. 行政の支援（人的、財政的）	31	24.8
オ. 市民活動の推進	24	19.2
カ. その他	7	5.6
未記入	4	3.2
計	125	100.0

【その他の意見（順不同）】

・住民の積極的に“やるんだ”という気持ち
・市民活動のネットワークづくり
・明確な将来のビジョンの確立
・若い世代の参加
・学社連携、融合

7. ご意見・ご質問等（順不同）

・頑張って活動している若者の皆さんの存在と貴重な話が聞かれました。
・この地域でまちづくりに積極的に取り組んでおられるお話を興味深く聴かせていただき、よかったです。
・よい話がたくさん聞けてよかった。活性化に対し、何が必要か少し見えてきました。
・新たな発想、展開はネットワーク作りから可能性が開けてくると思った。
・貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。自分自身でも、帰ってからゆっくり考えたいです。
・アトラクションがおもしろかった。パネルディスカッションは、いい話を聞くことができてよかった。
・抽選会とかあって楽しかったです。
・このようなフォーラムを、定期的に、これからも長い時間をかけて継続してほしいです。これからもっと充実してほしいです。
・毎年実施すべき。時期が他町とのイベントが実施する為再考を！
・会場を新市域とされたのはよいこと。ただ、地元の（河原、鳥取南地域）の方の参加はどうだったか…（少くはなかったか）
・人集め方策があれば。何のイベントをしても人集めが課題と思える。
・もっと若い者が来てほしい。地域で活動している若者をパネラーに呼んでほしい。
・サブタイトルが「若い世代のまちづくり実践」となっているが、これからは特に高齢者が増加するのに、むしろ「高齢者のまちづくり」を進めるべきだ。[将来予測によると、鳥取県は若者が大幅減少していくとなっている]
・市民活動の表彰について、民生の団体に疑問。
・成功事例だけでなく、失敗事例を知りたい。発表は難しいのだろうが、行政主導（スーツ姿が中心）は、とっつきにくい感がある。

平成24年度 市民活動フェスタ in とっとり
～みんなで描こう未来のまちづくり つながろう市民活動の輪～
実施要項

1 目 的

ボランティア・市民活動の交流や団体間の協働事業の推進と市民活動の啓発を図ると共に、市民活動によるまちづくりの重要性の啓発、協働意識の向上を図ることを目的に開催する。

2 日 時

平成24年12月2日（日） 13：00～16：15

3 場 所

さざんか会館

4 主 催

2012市民活動フェスタ実行委員会、鳥取市、鳥取市ボランティア・市民活動センター

5 日

13 00 オープニング

・オープニングアトラクション

【市民活動団体 ○日和（えんぴより）】

しゃんしゃん 踊り

○13：20 ・実行委員長あいさつ

あいさつ（内市長）【5 度】

・催し案内

○13：30 各ステージ、ブースの催し開始

市民活動表彰表彰（内市長）

被表彰者（団体） 7団体（人）

○14：00 活動事例発表

・市民活動表彰団体【15分】

河原町民俗行事を語る会

・市民まちづくり提案事業実践団体【30分】

（特）いんしゅう鹿野まちづくり協議会

○14：45 休憩

○15：40 アトラクション

警察犬「カリンとフーガ」がやってくる

○16：15 閉会

2012

in とっとり

市民活動フェスタ

みんなで描こう未来のまちづくり つながろう市民活動の輪



市民活動表彰
活動事例発表



グルメ販売

ホルモン焼きそば、
イタリア料理など



市内で活動する

31の市民活動団体が大集合!!

子どもから大人まで

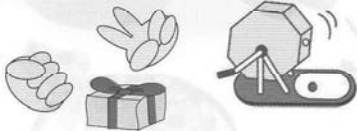
楽しめる催しが盛りだくさん。

「来て」「見て」「体験」してみませんか?

皆様のご来場お待ち

しています。

お楽しみ抽選会
&
じゃんけん大会



もちつき大会

餅つきの実演及び
無料配布
限定200個

活動紹介、販売
体験交流ブース

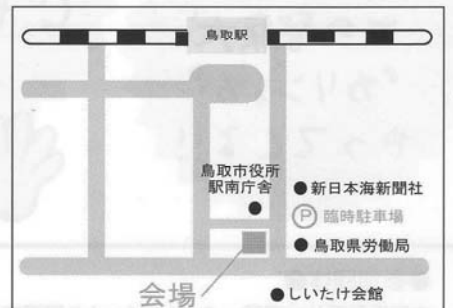
あの警察犬
『カリンとフーガ』が
やって来る!!



◎日時◎

12/2 日
13:00 ~ 16:15

入場無料



◎会場◎ さざんか会館

- 主催● 2012市民活動フェスタ実行委員会、鳥取市、鳥取市ボランティア・市民活動センター
- 協賛● 新日本海新聞社、日本海ケーブルネットワーク、日本海テレビ、対翠閣、鳥取白バラ乳販(株)、(株)前田商店、ミスタードーナツ鳥取駅前店・イオン鳥取北ショッピング、(株)新日配薬品、リバードコーポレーション(株)、川上クリーニング、鳥取市社会福祉協議会ふくし作業所(用瀬・青谷)、(株)橋尾スポーツ
- 後援● 鳥取市自治連合会、鳥取市公民館連合会、毎日新聞鳥取支局、朝日新聞鳥取総局、読売新聞鳥取支局、山陰中央新報社、山陰中央テレビ、BSS 山陰放送、NHK 鳥取放送局、いなびりょんぴょんネット(順不同)

JR鳥取駅より徒歩10分。または、鳥取市循環100円バスくる梨青コース27番「さざんか会館」下車。当日は、保健事業団屋外駐車場も無料でご利用いただけます。

※駐車可能台数には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

お問い合わせ先

2012市民活動フェスタ実行委員会事務局

☎ 0857-29-2228

2012市民活動フェスタ in とっとりのご案内

市民活動表彰・活動事例発表

- アトラクション
 - ・しゃんしゃん傘踊り
- 市民活動表彰
- 活動事例発表
 - ・民俗行事を語る会
 - ・(特) いんしゅう鹿野まちづくり協議会



5F大会議室

活動紹介

- 介護・医療に関する相談
- 出前節約相談
- 活動紹介パネル展示
- DVD放映



1F・2F・5Fロビー

体験交流

- モンゴル遊び
(シャガイ、組木、モンゴル語紹介)
 - 点字・音訳の実体験
 - 傘踊り体験
 - タップダンス体験
 - アナログゲーム
 - 木のおもちゃ体験会
 - 盲導犬歩行体験
 - 新聞紙で作るエコバッグ教室
 - お手玉遊び体験
 - ベビーマッサージ体験
 - 紙芝居体験
- ↳ ベビーマッサージ体験は事前にお申込みが必要です。
13:20～ or 14:40～定員各10名(先着順)



1F・2F・3F会議室

販売

- オリジナルグッズ
- コーヒー
- モンゴルドーナツ
- ホルモン焼きそば
- イタリア料理
- パン
- クッキー



1F・2F・3F・5Fロビー・野外

その他のイベント



アトラクション
あの警察犬
『カリン』が
やって来る!!

みんな
集まれ!!
じゃんけん
大会



お楽しみ抽選会
シールラリーにより
一定の条件を満たせば
抽選がでる
ステキな景品を
プレゼントします

おもてなしコーナ-
餅つきの実演及び
無料配布
『限定200個』



●参加団体●

市民活動団体○日和、タイム(とっとり国際交流連絡会)、鳥取さのこ愛好会、家族介護者の集い“スマイル・スマイル”、くらし安心まもり隊、ピアサポートグループ フレンズ、鳥取市赤十字奉仕団、鳥取おやこ劇場、当事者と支援者の組織 言語障がい自助グループひばり会、全国心臓病の子どもを守る会鳥取県支部、鳥取県モンゴル中央県親善協会、スペシャルオリンピックス鳥取設立準備委員会、鳥取流しびな真向会、鳥取ワイズメンズクラブ、(特)鳥取青少年ピアサポート、桑の実会(点訳・音訳)、(特)日本バトントワリング協会鳥取支部、因幡の傘踊り創始者山本徳次郎翁顕彰の会、(特)こども未来ネットワーク、鳥取ハーネスの会、とっとりのお手玉の会 因幡、知的障害児支援ネットワーク『ナチュラルベビーケア』、ひょうたん島実行委員会、(特)鳥取環境市民会議、鳥取ホルソバカスターセンター、アモーレ鳥取ボノッチの会、日本ボーイスカウト鳥取連盟 東部地区協議会、(特)学生人材バンク、久松手話サークル、鳥取県手話サークル連絡協議会、要約筆記の会 白うさぎ(順不同)

2012市民活動フェスタinとっとり 来場者アンケート集計結果



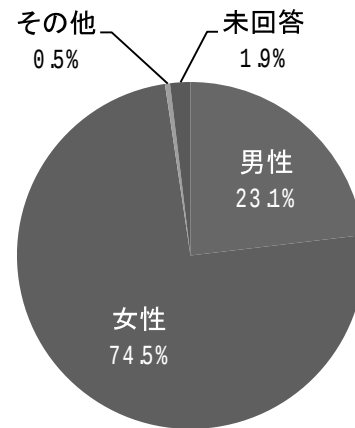
開催日時	平成24年12月2日(日) 13:00～16:15
開催場所	さざんか会館
来場者	約650名
アンケート回答者	212名
回収率	32.6%

2012市民活動フェスタ実行委員会
鳥取市ボランティア・市民活動センター

Q1 あなたの性別は？

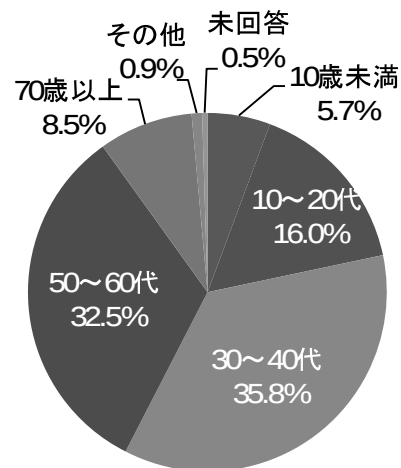
項目	回答数	割合
男性	49	23.1%
女性	158	74.5%
その他	1	0.5%
未回答	4	1.9%
合計	212	100.0%

その他: 中性的

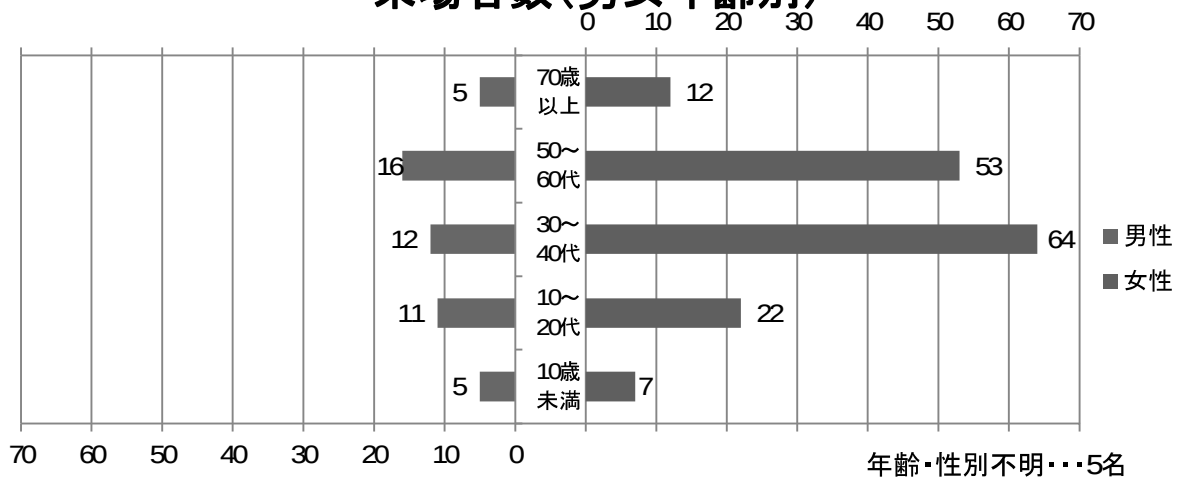


Q2 あなたの年齢は？

項目	回答数	割合
10歳未満	12	5.7%
10～20代	34	16.0%
30～40代	76	35.8%
50～60代	69	32.5%
70歳以上	18	8.5%
その他	2	0.9%
未回答	1	0.5%
合計	212	100.0%

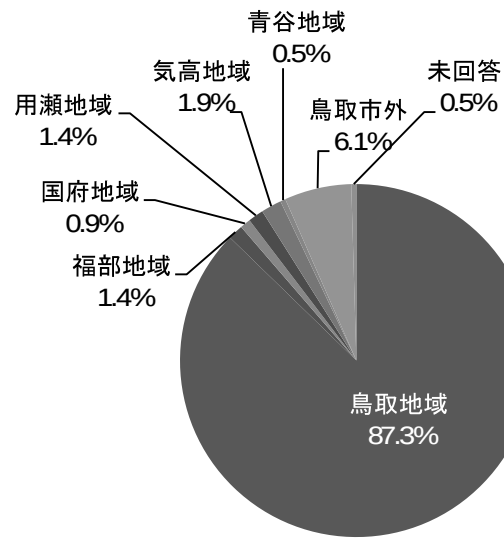


来場者数(男女年齢別)



Q3 あなたの住んでいる地域は？

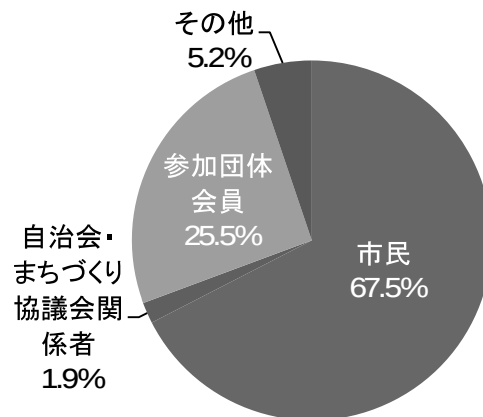
項目	回答数	割合
鳥取地域	185	87.3%
福部地域	3	1.4%
国府地域	2	0.9%
河原地域	0	0.0%
用瀬地域	3	1.4%
佐治地域	0	0.0%
気高地域	4	1.9%
鹿野地域	0	0.0%
青谷地域	1	0.5%
鳥取市外	13	6.1%
未回答	1	0.5%
合計	212	100.0%



鳥取市外: 岩美町、琴浦町、八頭町、若桜町、大浜

Q4 あなたのお立場は？

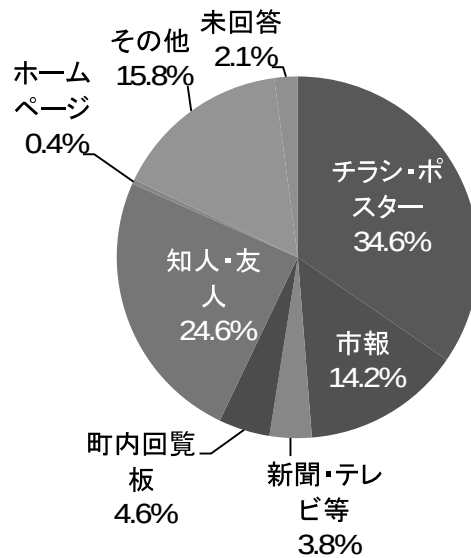
項目	回答数	割合
市民	143	67.5%
自治会・まちづくり協議会関係者	4	1.9%
参加団体会員	54	25.5%
その他	11	5.2%
合計	212	100.0%



Q5 このフェスタを何でお知りになりましたか？

項目	回答数	割合
チラシ・ポスター	83	34.6%
市報	34	14.2%
新聞・テレビ等	9	3.8%
町内回覧板	11	4.6%
知人・友人	59	24.6%
ホームページ	1	0.4%
その他	38	15.8%
未回答	5	2.1%
合計	240	100.0%

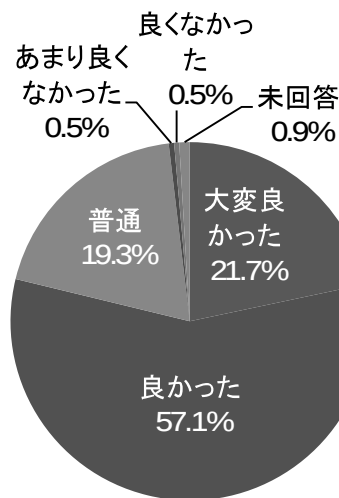
※複数回答可



その他: 知らずに参加

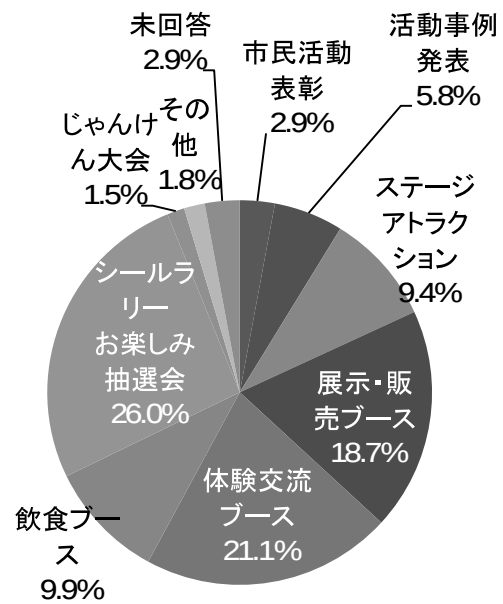
Q6 フェスタの内容について伺います。

項目	回答数	割合
大変良かった	46	21.7%
良かった	121	57.1%
普通	41	19.3%
あまり良くなかった	1	0.5%
良くなかった	1	0.5%
未回答	2	0.9%
合計	212	100.0%



Q7 特に良かった企画はなんですか？

項目	回答数	割合
市民活動表彰	10	2.9%
活動事例発表	20	5.8%
ステージアトラクション	32	9.4%
展示・販売ブース	64	18.7%
体験交流ブース	72	21.1%
飲食ブース	34	9.9%
シールラリー お楽しみ抽選会	89	26.0%
じゃんけん大会	5	1.5%
その他	6	1.8%
未回答	10	2.9%
合計	342	100.0%

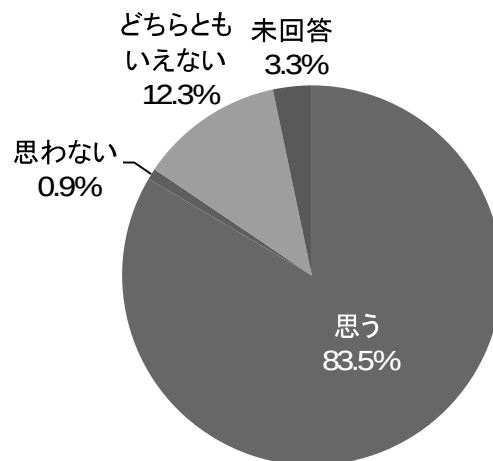


※重複回答可

その他: 餅つき、全体、良かった企画がなかった

Q8 来年も開催されれば参加したいと思いますか？

項目	回答数	割合
思う	177	83.5%
思わない	2	0.9%
どちらともいえない	26	12.3%
未回答	7	3.3%
合計	212	100.0%



Q9 フェスタ全体に対して、ご意見・ご感想をご自由にお書きください。

感 想	
来場者 回答	▪ まあまあ普通。 ▪ 良かった。 ▪ とても良かった。 ▪ 大変よかった。 ▪ 賑やかでよかった。 ▪ 楽しかった。 ▪ とても楽しめた。来年もよろしくお願いします。 ▪ 初めて来た。とても活気があってビックリした。皆さんの笑顔が素敵だった。 ▪ 皆さんの一生懸命さが素晴らしかった。 ▪ 頑張ってください。 ▪ いろいろな団体があって面白い。 ▪ 各団体工夫されていた。 ▪ たくさんの工夫が見られる。ご苦労様でした。 ▪ いろいろなブースがあって良かった。 ▪ いろいろな行事があっていいと思った。 ▪ 知らなかった活動がたくさんあり参考になった。 ▪ 知らない活動がずいぶんあることに驚いた。ぜひ来年もやってほしいと思う。 ▪ 子どもも楽しめた。 ▪ 子ども達にとって勉強になると思った。 ▪ いろんな事が勉強になる。 ▪ 盲導犬はとても頑張っていてすごいと思う。 ▪ 盲導犬の勉強を子どもが学校でしているので良かった。 ▪ とても良かった。ホルモン焼きそばなどご当地グルメもありgood。 ▪ カリンとフーガを見に来た。 ▪ しゃんしゃん踊りがとても良かった。 ▪ しゃんしゃん踊りを初めて見た。鳥取の良いところをもっと押していったらいいと思う。今日は参加団体として参加したが、とても楽しめた。 ▪ 欲しかったものが購入できて良かった。
参加団体 回答	▪ 初体験。これからも参加したいと思う。ありがとうございます。 ▪ 今年初めて参加しましたが、大変良かった。 ▪ いつも楽しく来場しています。お手伝いしたり、企画に参加したり、また来年も楽しみにしています。 ▪ 今後も参加したい。

意 見	
参加者について	▪ 参加者が増える工夫があればと思う。 ▪ 参加者が少なくて残念。 ▪ 楽しかった。もっとたくさんの人の参加があればと思う。 ▪ 様々な活動を知ってもらういい機会だと思う。他(県関係)の行事と重なっており参加者が少ないのではと思った。
広報について	▪ 知人に教えてもらうまで、このイベントを知らなかった。もっと広く告知されたいと思った。
時期について	▪ この時期のこの時間帯(11時～16時)くらいがいい。 ▪ このようなイベントがあつてとても良いことだと思う。季節的にもう少し暖かい時期に開催した方が良いのでは・・・と思う。
内容について	▪ 試食コーナーがもう少しあればと思う。 ▪ 開会行事の工夫が必要だと思った。
その他	▪ 建物内の温度が高いので、もう少し低くてもいいと思った。 ▪ もっと何かでっかく楽しめることをして欲しい。(警察犬を見に来たが、正直かわいそうだと思う!!)

鳥取市市民活動表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市市民活動表彰（以下、「本表彰」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本表彰は、鳥取市市民活動の推進に関する条例（平成15年鳥取市条例第2号。以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、もって市民活動をより一層推進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「市民活動」とは、条例第2条第1号に定める活動をいう。

(表彰の対象)

第4条 この表彰は市民活動の推進に顕著な功績のあった市民及び市民活動団体、事業者に対して行う。ただし、本市が設ける他の表彰制度に該当するものを除くものとする。

(選定)

第5条 市長は、被表彰者を決定する際は、鳥取市自治基本条例（平成20年鳥取市条例第25号。）第28条に定める市民自治推進委員会の意見を聴くものとする。

(表彰)

第6条 本表彰は、表彰状に記念品を えて行うものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、企画推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月23日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

※スポーツ競技や芸術文化作品コンクール等による表彰、前述のような全国大会等で優秀な成績を納めた者・団体への表彰は除く

No	表彰の名称・開始時期	表彰の目的	所管課	表彰の対象者・選考方法など
鳥取市による表彰				
1	市民功労賞 ・一般表彰 ・自治功労表彰 ・特別功労表彰 【開始時期】昭和37年～	市政の振興、文化の向上、公共の福祉の増進等に功労のあった者に対して表彰する。	総務課	【対象者】 （一般表彰） ① 産業、土木、 生、 生、公安等本市の公共の福祉の増進に寄与し、その業績が顕著である個人又は団体。 （例）学校・保険所嘱託医、消防団員、民生・児童委員 保護 人権擁護委員、交通安全指導員、町内会長、公民館長、鳥取市老人クラブ連合会長、社会福祉活動者、社会奉仕活動者等で一定の年数以上在職、活動した者。 ② 教育、芸術、科学、体育等本市の文化の向上に寄与し、その業績が顕著である個人又は団体 （例）子ども会役員、鳥取市文化賞選考委員で一定年数以上在職した者。 ③ 市民で徳行が著しく他の模範となる者 【選考方法】 （一般表彰） 選考委員会で被表彰者を決定する
2	納 協力団体の表彰 【開始時期】平成12年～	市 の納期内納付の促進、納 知識の 及、納 思想の向上等	収 課	【対象者】 納 成績が優秀で、一定の年数以上活動している団体。 ※平成16年から表彰していない。
3	安全で安心なまちづくり表彰 【開始時期】平成18年～ ※過去に表彰していない	犯 等のおこりにくい安全で安心なまちづくりの推進	機管理課	【対象者】 ① 安全で安心なまちづくりの推進に功労のあった個人 ② 安全で安心なまちづくりの推進に功労のあった団体 ③ 安全で安心なまちづくりの推進に貢献した個人又は団体 （条件）・年間を通して活動を継続して行っていること（①②に共通） ・過去3年間に 事処分、行政処分を受けたことがないこと（①のみ） ・人格円満で他の模範と認められること（①のみ） ・関連する活動に 財を寄付する等の支援を行なったもの（③のみ） 【選考方法】 「鳥取市安全で安心なまちづくり推進協議会」が市長に推薦し、市長が決定する。

No	表彰の名称・開始時期	表彰の目的	所管課	表彰の対象者・選考方法など
4	地域審議会委員感謝状 【開始時期】平成17年～	地域審議会委員として、市の一体化と発展に尽力されたことに感謝の意を表する	地域振興室	【対象者】 地域審議会委員 職者
5	文化賞 【開始時期】昭和51年～	芸術・文化の振興に顕著な業績をあげた個人・団体を顕彰すること	文化芸術推進課	【対象者】 ① 美術・楽・芸能・文芸・学術等の発展に貢献し、特に最近の活動が顕著であった個人又は団体 ② その他とくに著しい業績があったと認められる個人又は団体 【選考方法】 選考委員会が推薦し、協議のうえ選定する
6	社会福祉大会感謝状 【開始時期】昭和47年～	社会福祉の進展に協力援助したものに対し、感謝の意を表する。	高齢社会課	【対象者】 ①社会福祉事業や施設に50万円以上の現金や物品を寄付した者 ②社会福祉施設の役員等で勤続10年以上の者 ③社会奉仕として5年以上活動した団体及び個人 ④民生委員、児童委員、保護で勤続10年以上の者 ⑤地域福祉活動を12年以上継続している個人
7	次世代育成優秀企業表彰 【開始時期】平成17年～	企業における次世代育成に関わる環境整備の促進	児童家庭課	【対象者】 ① <u>優秀賞</u> ：子育てを支援する様々な制度を持ち、子育てしやすい働き方ができる労働環境の整備を積極的に推進し、他の模範と認められる企業 ② <u>優 賞</u> ：子育てを支援する様々な制度を持ち、子育てしやすい働き方ができる労働環境の整備を積極的に推進している企業 ③ <u>賞</u> ：子育てを支援する様々な制度を持ち、子育てしやすい働き方ができる労働環境の整備を推進している企業 【選考方法】 応募した企業を選考委員会が選考し、市長が決定する。

No	表彰の名称・開始時期	表彰の目的	所管課	表彰の対象者・選考方法など
8	健康づくり地区推進員感謝状 【開始時期】平成5年～	地域で健康づくり活動が顕著であった者に感謝状を贈呈する	中央保健センター	【対象者】 健康づくり地区推進員として10年及び20年間、市民の健康づくりに寄与した者
9	活力あるものづくり企業感謝状 【開始時期】平成18年～	地域経済の発展に顕著な功績のあった企業に対し感謝状を贈呈する	産業振興課	【対象者】 ①地域経済の発展に寄与し、かつ、雇用効果が高い事業を行なう企業 ②新技術や新製品の開発、導入、及等により、産業の高度化に寄与する企業 ③熱心な社会後見活動を継続し、他の企業の模範となる企業 ④そのほか、市長がとくに感謝状の贈呈が必要と認める企業 【選考方法】 該当する企業があり、市長が決定するとき、関係団体等から意見を聞くことができる
10	農業賞 【開始時期】昭和62年～	農業の発展並びに、その技術及び経営の改善意の高	農業振興課	【対象者】 ① <u>優 農業者</u> ：農業を営み、その経営がとくに優 なる者 ② <u>優 営農組織</u> ：地域または集団による営農を推進するため、集団活動に積極的に取り組み、その成果が優秀な営農団体 ③ <u>優 むらづくり組織</u> ：地域または集団により地域の活性化に積極的に取り組み、その成果が優秀な団体 【選考方法】 選考委員会が選考し、市長が決定する ※その他、農業に関し、全国的な評価を受けた者に対する「特別賞」がある。
11	優 設工事表彰 【開始時期】平成16年～	設業者の施行意及び施行能力の向上を図る	都市政策課	【対象者】 前年度に完成した市発注の優 なる 設工事 【選考方法】 市役所の各部 が推薦する 設工事を、選考委員会が審査し認定する。

No	表彰の名称・開始時期	表彰の目的	所管課	表彰の対象者・選考方法など
12	鳥取市長感謝状 【開始時期】平成10年～	地区同和推進協議会 会長を長年勤めた者に 感謝に意を表する	人権教育課	【対象者】 地区同和推進協議会会長を10年以上勤めた者
鳥取市が事務局を所管する団体による表彰				
13	鳥取市交通安全 対策協議会表彰 【開始時期】平成5年～	交通安全意識の高	協働推進課	【対象者】 ① 交通安全に特に功労のあった個人 ② 交通安全に特に業績のあった団体 【選考方法】 当協議会の各支部から推薦された団体を表彰する
14	鳥取市市民運動 推進協議会感謝状 【開始時期】昭和59年～	美化優 団体に対し 感謝状を贈る	協働推進課	【対象者】 地域環境美化について積極的な実践活動を5年以上継続して行い、地域美化に 著しく貢献があったと認められる団体 【選考方法】 地区自治組織の長が推薦した団体を表彰する
15	鳥取市体育協会 鹿野町支部表彰 【開始時期】昭和52年～	スポーツの発展のた めに功績があった者に 対して表彰する	鹿野町教育 委員会分室	【対象者】 ① 体育功労賞 ：長年にわたり、地域体育・スポーツの発展のために尽くし、功績 顕著な者。 ② 生涯スポーツ賞 ：長年にわたってスポーツを愛し、現在も活躍され、当該スポ ーツの発展振興の模範となる者 【選考方法】 選考委員会が選考し決定する ※その他、大会で優秀な成績を収めたものに対する「スポーツ賞」がある。
16	鳥取市体育協会 気高町支部表彰 【開始時期】平成9年～	体育協会発展のため顕 著な功績を収めた者	気高町教育 委員会分室	【対象者】 体育功労賞・ 賞 ：体育協会の役員として一定年数以上尽力した者 【選考方法】 加 団体や学校長が推薦し、選考委員会が審査し決定する。 ※その他、大会で優秀な成績を収めたものに対する「スポーツ賞」がある。

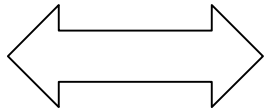
No	表彰の名称・開始時期	表彰の目的	所管課	表彰の対象者・選考方法など
17	福部町むらづくり運動推進協議会 部 公民館役員表彰 【開始時期】平成3年～	むらづくり運動の重要課題を推進する部 公民館活動において、功績のあった個人を表彰し、地域活性化の進展に資する。	福部町分室	【対象者】 館長及び主事を務め、むらづくり運動発展のため功績のあった個人 【選考方法】 部 代表者が推薦した者を選考委員会が選定し、表彰する。

平成22年度市民活動表彰 採点表

委員名

No	団体(個人)名	活動内容	採 点			メ モ
			活動年数 (5点満点)	総合評価 (10点満点)	合計	
1						
2						
3						
4						
5						

市民活動表彰選考基準

	評価項目	配点	採点基準		
1	活動年数	5点満点	5点	3点	1点
			10年以上	5年以上10年未満	5年未満
2	総合評価	10点満点	10点		1点
			高評価	中	低評価

総合評価にあたっては、以下の項目を 案して総合的に評価します。必ずしも全ての項目を満たす必要があるというものではありません。

- ①先駆性・独自性……他の模範となる先駆的な取組、ユニークさ、創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取組
- ②発展性……………規模の拡大や内容の多様化、他への波及
- ③自主性……………自主的・主体的な取組
- ④協働性・連携性……市民と行政の協働、市民同士の連携
- ⑤効果……………市民の満足度、地域の活性化

市民活動表彰 審査表

選考基準を踏まえ、推薦された活動について、以下のように判断します

表彰候補者	活動分野	活動内容	推薦の適否
鳥取市〇〇 団体名：〇〇〇	まちづくりの推進	〇〇〇〇	適当 ・ 不適当

～選考基準～

以下の項目のいずれかに当てはまる活動であること

- ①先駆性・独自性……他の模範となる先駆的な取組である。
または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取組である。
- ②発展性……………規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。
- ③協働性・連携性……行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。
- ④効果性……………市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。
- ⑤継続性……………活動の年数が長期にわたっているか。

市民活動表彰 選考方法について（平成 23 年度以降）

市民活動表彰の制度は、市民活動の推進に顕著な功績のあった者を表彰し、広く市民に顕彰することにより、市民活動の社会的意義や重要性の認識を高め、市民活動をより一層推進することを目的としています。

1 表彰対象者

市内を中心として市民活動に取り組み、鳥取市の市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者。

2 推薦基準

市民活動表彰制度創設にあたり、地道な活動をされている方を取り上げて表彰したいという考えがあったため、推薦基準をかなり低く抑えています。

- （１）市内を中心に市民活動に取り組んでいること（活動が広く市民を対象としているか）
- （２）多くの市民の賛同が得られること（活動内容に公共性があるか）
- （３）今後も継続的な活動が期待できること（自主的・自立的な活動であるか）

3 選考にあたって

この表彰制度は一過性のものではなく、今後も継続していく制度であり、年度により表彰該当者のばらつきが発生することを抑えるため、2. 推薦基準とともに、下記の選考基準を設けて委員会としての適否の判定において運用していくこととします。

○選考方法

それぞれの活動団体（個人）ごとに、以下の項目のいずれかに当てはまる活動であるかどうかを委員会で審査し、市長への推薦の適否を判断することとします。

選考にあたっての着眼点

- ①先駆性・独自性……他の模範となる先駆的な取組である。または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取り組みである。
- ②発展性……規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。
- ③協働性・連携性……行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。
- ④効果性……市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。
- ⑤継続性……活動の年数が長期にわたっているか。

※ 審査の結果、市民自治推進委員会の委員の意見が分かれた場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによるものとします。